

# **刈谷市地域防災計画**

## **(資料編)**

**令和6年2月**  
**刈谷市防災会議**

# 附属資料目次

I	災害	1
1	風水害	1
(1)	台風の大きさと強さの分類（気象庁）	1
(2)	過去の主な風水害	2
(3)	本市における災害発生記録	5
(4)	本市における避難指示等発令実績（平成12年度以降）	5
2	地震災害	7
(1)	気象庁震度階級関連解説表（抜粋）	7
(2)	マグニチュード（M）と過去の大地震	8
(3)	日本における主な地震災害	9
(4)	被害認定基準	11
II	防災上注意すべき自然的、社会的条件	14
1	西三河南部警報・注意報発表基準（大雨・洪水）	14
(1)	大雨警報発表基準	14
(2)	洪水警報発表基準	14
(3)	大雨注意報発表基準	15
(4)	洪水注意報発表基準	15
(5)	高潮警報・注意報基準	16
2	洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設	16
3	高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設	17
4	津波災害警戒区域内避難促進施設	18
5	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	19
6	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における高齢者等事前避難対象地域	19
7	津波危険地域	19
8	津波避難ビル	19
9	防災重点農業用ため池	20
10	危険物等貯蔵事業所	20
(1)	危険物施設	20
(2)	放射性物質保有事業所	21
(3)	毒劇物製造所	21
III	防災上必要な施設、設備等	22
1	通信施設・設備等	22
(1)	市防災行政用無線（指令局3、携帯機137、可搬型48）	22
(2)	県防災行政用無線	26
(3)	公用車配車計画	26
(4)	同報系防災行政無線	28
2	消防施設、設備等	28
(1)	消防団詰所	28

(2) 消防水利	29
(3) 化学消火薬剤備蓄状況	29
(4) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所	29
3 避難施設、設備等	30
(1) 指定一般避難所及び指定緊急避難場所	30
(2) 福祉避難所	32
(3) 避難可能施設	32
(4) 公園（面積が1ha以上又は防災機能を有する公園）	33
(5) 車中泊・テント泊避難が可能な公園・グラウンド	33
(6) ペット同行避難が可能な指定避難所	34
(7) 応急仮設住宅建設候補地	34
(8) マンホールトイレ設置箇所	34
4 救助施設	35
(1) 医療救護所	35
(2) 後方支援病院	35
(3) 救急告示医療機関	35
(4) 飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリポート可能場所	36
5 活動拠点施設	36
(1) 拠点防災倉庫	36
(2) 防災活動拠点	36
6 給水施設、設備等	37
(1) 上水道施設の現況	37
(2) 応急給水用資機材保有状況	37
(3) 災害時井戸水提供の家	37
7 その他	38
(1) 災害廃棄物仮置場候補地	38
(2) 遺体安置所候補地	38
IV 必需物資の備蓄	39
1 備蓄品	39
2 医薬品その他衛生材料	41
(1) 災害用救急箱	41
(2) 災害用医療セット	41
(3) 防疫用資機材	41
(4) 防疫用薬剤	41
3 炊き出し施設	41
V 交通規制標示	42
1 訓練時における交通規制標示	42
2 災害時における交通規制標示	43
VI ヘリポート着陸地点及び無障害地帯の基準等	44
1 着陸地点及び無障害地帯の基準	44
(1) 小型機（OH-6）の場合	44

(2) 中型機 (UH-1) の場合	4 4
(3) 大型機 (UH-60 J) の場合	4 4
(4) 大型機 (CH-47) の場合	4 4
2 (H) 記号及び吹き流しの基準	4 5
(1) (H) 記号の基準	4 5
(2) 吹き流しの基準	4 5

# 市 様 式 目 次

様式 1	避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）	4 7
様式 2	避難・地震防災応急対策の実施状況報告	4 8
様式 3	災害概況即報	4 9
様式 4	避難指示等の発令状況	5 1
様式 5	災害発生状況等（速報・確定報告）	5 2
様式 6	人的被害	5 3
様式 7	避難状況・救護所開設状況	5 4
様式 8	公共施設被害	5 5
様式 9	部隊等の派遣要請依頼書	5 6
様式 10	災害派遣部隊撤収要請依頼書	5 8
様式 11	被災状況調査表（被災者台帳）	5 9
様式 12	罹災証明書交付申請書	6 0
様式 13	罹災証明書	6 1
様式 14	罹災届出書	6 2
様式 15	発生情報	6 3
様式 16	災害救助法の適用について（依頼）	6 5
様式 17	災害救助法による救助の実施について（通知）	6 7
様式 18	災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うことと することについて	6 8
様式 19	中間・決定情報	6 9
様式 19 別紙	災害救助費概算額調	7 3
様式 20	救助実施記録日計票	7 4
様式 21	救助の種目別物資受払簿	7 6
様式 22	避難所設置及び避難生活状況	7 8
様式 23	事前避難・避難所の設置の実施状況	8 0
様式 24	土地賃貸借契約書	8 2
様式 25	応急仮設住宅入居申込書	8 3
様式 26	応急仮設住宅入居許可通知	8 4
様式 27	応急仮設住宅入居契約書	8 5
様式 28	応急仮設住宅台帳	8 9
様式 29	災害救助法の住宅の応急修理申込書	9 0
様式 30	住宅の被害状況に関する申出書	9 1
様式 31	住宅の応急修理決定通知書	9 2
様式 32	住宅応急修理記録簿	9 3
様式 33	資力に関する申出書	9 4
様式 34	修理見積書	9 5

様式 35	炊き出し給与状況	9 8
様式 36	物資・医薬品・衛生材料・燃料受払簿	1 0 0
様式 37	飲料水の供給簿	1 0 1
様式 38	物資給与及び受領簿	1 0 2
様式 39	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	1 0 3
様式 40	世帯構成員別被害状況	1 0 5
様式 41	物資購入（配分）計画表	1 0 6
様式 42	救護班診療記録	1 0 7
様式 43	救護班活動状況	1 0 8
様式 44	病院診療所医療実施状況	1 0 9
様式 45	助産台帳	1 1 0
様式 46	被災者救出状況記録簿	1 1 1
様式 47	学用品交付簿	1 1 2
様式 48	学用品の給与状況	1 1 3
様式 49	学用品購入（配分）計画表	1 1 4
様式 50	埋葬台帳	1 1 5
様式 51	死体処理台帳	1 1 6
様式 52	身元判明者処理表	1 1 7
様式 53	身元不明者処理表	1 1 8
様式 54	死体の捜索状況記録簿	1 1 9
様式 55	障害物除去の状況	1 2 0
様式 56	輸送記録簿	1 2 1
様式 57	臨時賃金職員勤務状況	1 2 2
様式 58	賃金職員雇上台帳	1 2 3
様式 59	災害救助法による救助に要した経費の交付について（申請）	1 2 4
様式 59 別紙 1	救助費総額算出内訳	1 2 5
様式 59 別紙 2	被害状況調（最終確定分）	1 2 6

#### ■強制権関係

様式 60	公用令書（保管命令）	1 2 7
様式 61	公用令書（収用、管理、使用）	1 2 8
様式 62	公用変更令書（保管命令、収用、管理、使用）	1 2 9
様式 63	公用取消令書（保管命令、収用、管理、使用）	1 3 0
様式 64	強制物件台帳（保管命令、収用、管理、使用）	1 3 1
様式 65	受領調書（収用、使用）	1 3 2
様式 66	損失補償請求書（保管命令、収用、管理、使用）	1 3 3
様式 67	公用令書（従事命令）	1 3 4
様式 68	公用取消令書（従事命令）	1 3 6

様式 69	救助従事者台帳（従事命令）	1 3 7
様式 70	従事不能届（従事命令）	1 3 8
様式 71	実費弁償請求書（従事命令）	1 3 9
様式 72	立入検査証票	1 4 0
様式 73	扶助金支給申請書（従事命令、協力命令）	1 4 1
様式 74	令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況	1 4 2
様式 75	令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況	1 4 3
様式 76	扶助金の支給状況	1 4 4
様式 77	損失補償費の状況	1 4 5
様式 78	法第19条の補償費の状況	1 4 6

■災害救助法関係以外のもの

様式 79	職員参集記録表	1 4 7
様式 80	災害対策本部活動記録	1 4 8
様式 81	災害等通報受信・経過記録	1 4 9
様式 82	巡視状況等記録	1 5 0
様式 83	支援機関（団体）受付票	1 5 1
様式 84	緊急通行車両等事前届出書	1 5 2
様式 85	緊急通行車両等確認申請書	1 5 3
様式 86	緊急通行車両等確認証明書	1 5 4
様式 87	緊急通行車両等確認標章	1 5 5
様式 88	公用車配車表	1 5 6
様式 89	刈谷市報道関係情報提供資料	1 5 7

# 参考資料目次

## 法律・条例等

1	刈谷市防災会議条例 .....	1 5 9
2	刈谷市地震災害警戒本部条例 .....	1 6 2
3	刈谷市災害対策本部条例 .....	1 6 5
4	刈谷市災害派遣手当に関する条例 .....	1 6 7
5	災害救助法の適用基準 .....	1 6 8
6	災害救助法施行細則 .....	1 7 0
7	応急救助の種類別詳細 .....	1 7 3
8	災害協定一覧表 .....	2 0 8

## 図面等

1	緊急輸送道路・主要避難道路網図 .....	2 1 3
2	津波災害警戒区域 .....	2 1 4
3	災害時相互応援協定締結市町村 .....	2 1 5





# 資料編

## 附属資料



# I 災 害

## 1 風水害

### (1) 台風の大きさと強さの分類（気象庁）

大きさの表現

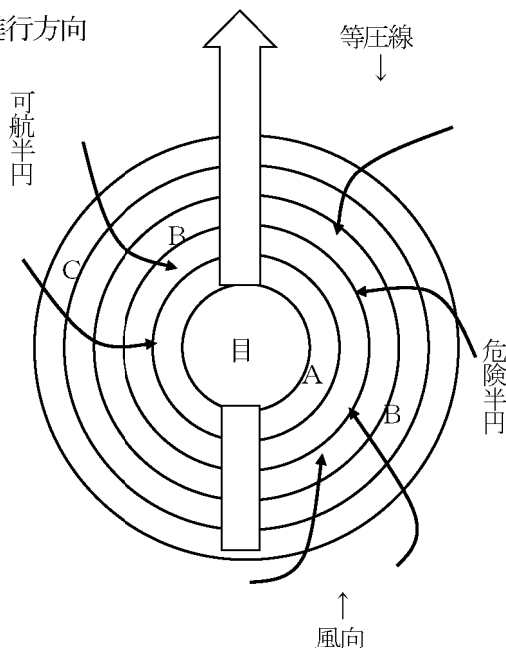
階級	風速 15m / s 以上の半径
大型：(大きい)	500 km 以上 800 km 未満
超大型：(非常に大きい)	800 km 以上

強さの表現

階級	最大風速
強い	33 m/s 以上 44 m/s 未満
非常に強い	44 m/s 以上 54 m/s 未満
猛烈な	54 m/s 以上

台風と風

進行方向



- A 風最も強い
- B 風強い
- C 風やや強い

左側では	右側では
<p><u>反時計まわり</u></p> <p>①はじめに東風 (台風次第に近づく)</p> <p>②次第に北風にかわり (台風最も近づく)</p> <p>③西風になる (台風次第に遠くなる)</p>	<p><u>時計まわり</u></p> <p>①はじめに東風 (台風次第に近づく)</p> <p>②次第に南風にかわり (台風最も近づく)</p> <p>③西風になる (台風次第に遠くなる)</p>
<p>台風の進路付近では</p> <p>台風の通過と同時に風向きは反対になり猛烈な吹きかえしがある。</p>	

## (2) 過去の主な風水害

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			被害概要	
		最低 気圧 (hpa)	最大風 速風 向(m/s)	総雨量 (mm)	①災害の特徴	②被害の程度
					③発生場所	④被害額
大元 9.22~23	暴風雨	971.4	28.2 SSE	102.9	②死者140名 負傷者180名 家屋全壊6,000棟	
大14 9.11	暴風雨	996.0	22.8 SSE	186.8	②死者12名 負傷者3名 家屋全壊52棟 浸水20,000棟	
大15 9.4	暴風雨	989.1	20.8 NNW	52.9	②死者23名 負傷者70名 家屋全壊166棟 浸水1,400棟	
昭9 9.21	暴風雨 (室戸台風)	975.9	32.9 SSE	24.0	②死者8名 負傷者68名 家屋全壊85棟	
昭20 9.18	暴風雨 (枕崎台風)	988.7	20.2 SSE	40.3	②死者4名 負傷者8名 家屋全壊400棟 浸水600棟	
昭28 9.25	暴風雨・高潮 (台風13号)	970.0	22.6 NNW	178.1	②死者72名 負傷者623名 家屋全壊6,769棟 浸水90,000棟	
昭34 9.26	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958.5	37.0 SSE	165.7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域の沿岸部に被害が集中した。 ②死者3,168名 行方不明92名 負傷者59,045名 家屋全壊23,334棟 流出3,194棟 半壊97,049棟 一部破損287,059棟 床上浸水53,560棟 床下浸水62,831棟 ③県下全域(沿岸部中心) ④3,224億円	
昭36 6.23~29	大雨 (36.6梅雨前線豪雨)			398 立田682	①集中豪雨による災害で尾張部を中心に河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者4名 負傷者13名 行方不明2名 家屋全壊29棟 流失2棟 半壊72棟 床上浸水7,969棟 床下浸水66,654棟 ③県下全域 ④111億円	
昭36 9.16	暴風雨 (第二室戸台風)	971.9	28.7 SSE	96.4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風雨による竜巻等の被害が発生した。 ②死者3名 負傷者146名 家屋全壊168棟 半壊515棟 床上浸水652棟 床下浸水8,868棟 ③尾張部 ④104億円	
昭46 8.30~31	大雨 (台風23号)	987.5	10.0 E	321.5	②死者4名 負傷者15名 家屋全壊19棟 半壊127棟 床上浸水6,136棟 床下浸水59,160棟 一部破損228棟 ③県下全域 ④176億円	
昭47 7.12~13	集中豪雨 (47.7豪雨台風6号)			289 猿投458	①集中豪雨による災害で西三河山間部に中小河川の氾濫・山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者64名 行方不明4名 負傷者12名 全壊271棟 半壊287棟 床上浸水20,075棟 床下浸水12,077棟 ③西三河(小原、藤岡、豊田、足助) ④302億円	
昭49 7.7	豪雨 (七夕豪雨台風8号)	1008.2	6.7 SE	65 新城323 東栄302 南知多285	①台風と梅雨前線による集中豪雨災害で、中小河川の氾濫、がけ崩れ、橋梁の流出等の被害が発生した。 ②死者3名 負傷者12名 家屋全壊16棟 半壊70棟 床上浸水1,820棟 床下浸水11,800棟 一部破損86棟 ③知多、東三河地域(豊橋、蒲郡、南知多他31市町村) ④195億円	

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			被害概要	
		最高気圧 (hpa)	最大風速風向 (m/s)	総雨量 (mm)	①災害の特徴	②被害の程度
					③発生場所	④被害額
昭51 9.8 ～13	集中豪雨(51.9 豪雨 台風17号)	1002.4	10.2 SE	422 一宮682 南知多602	①集中豪雨で災害で尾張、海部、知多に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者1名 負傷者37名 家屋全壊14名 半壊437名 床上浸水13,050名 床下浸水102,677名 一部破損461名 ③尾張、海部、知多地域(59市町村) ④378億円	
昭54 10.1 8～ 19	暴風雨 (台風20号)	971.9 小牧 969.4	14.2 W 伊良湖 20.0 S	80 作手282 茶臼山279 鳳来233	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②行方不明1名 負傷者8名 家屋全壊4棟 半壊5棟 一部破損26棟 床上浸水39棟 床下浸水314棟 ③県全域 ④113億円	
昭57 8.1 ～3	暴風雨 (台風10号と低気圧)	975.1 伊良湖 973	9.4 SSW 伊良湖 21.1 E	184.5 鳳来501 伊良湖444	①台風と低気圧による大雨に伴う災害で家屋損壊、農地農業用施設、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者9名 家屋全壊1棟 半壊4棟 一部破損91棟 床上浸水230棟 床下浸水2,777棟 ③県全域 ④131億円	
平2 9.19 ～20	台風19号	972.5 伊良湖 976.9	20.1 SSE 伊良湖 26.2 S	95 作手254	①台風の通過による災害で、特に農業用施設、農作物の被害が著しかった。 ②負傷者29名 家屋全壊2棟 半壊28棟 一部破損2,297棟 床上浸水67棟 床下浸水1,408棟 ③県全域 ④約153億円	
平3 9.18 ～19	大雨 (台風第18号・前線)	総降水量  一時間降水量	名古屋 南知多  名古屋 東海 南知多	242mm 316mm  57mm 55mm 48mm	①台風第18号の接近に伴い、本州南岸の秋雨前線の活動が活発化した。このため、名古屋市3区(北・緑・天白)及び春日井市では災害救助法が適用された。 ②死者2名 軽傷者1名 住家全壊2棟 一部損壊9棟 床上浸水3,713棟 床下浸水12,131棟 ③県全域 ④約60億円	
平12 9.11 ～12	大雨 (台風第14号・前線) 東海豪雨	総降水量  一時間降水量	名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡  名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡	566.5mm 589mm 365mm 293mm 467mm 249mm  97mm 114mm 78mm 54mm 70mm 55mm	①秋雨前線に台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため23市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000人以上が避難され、21市町村で災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。また、激甚災害に指定され、中小企業支援措置及び農地・農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされ、旭町、稲武町が局地激甚災害(公共土木施設分)の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤20 越水319 死者7名 負傷者107名 住家全壊18棟 半壊154棟 一部損壊147棟 床上浸水22,078棟 床下浸水39,728棟 ③県内全域 ④約2,800億円	
平13 8.21 ～22	暴風雨 (台風11号)	総降水量  一時間降水量	茶臼山 作手 岡崎 茶臼山 南知多 一色 鳳来	330mm 313mm 255mm 34mm 34mm 33mm 32mm	①台風の通過による災害 ②死者1名 負傷者1名 床上浸水3名 床下浸水165棟 ③県内全域 ④約3億円	

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			被害概要	
		最高気圧 (hpa)	最大風速風向 (m/s)	総雨量 (mm)	①災害の特徴	②被害の程度
					③発生場所	④被害額
平 15 8.8～ 9	暴風雨 (台風 10号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手  名古屋	382mm 336mm  ESE28m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者5名 一部損壊5棟 床上浸水1棟 床下浸水15棟 ③県内全域 ④約24億円	
平 16 6.21	暴風雨 (台風6 号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	284mm 34m/s 30m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者27名 半壊1棟 一部損壊16棟 床上浸水1棟 床下浸水3棟 ③県内全域 ④約13億円	
平 16 10.20 ～21	暴風雨 (台風 23号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	265mm S33m/s SE35m/s	①台風の通過による災害 ②死者1名 負傷者18名 一部損壊41棟 床上浸水21棟 床下浸水160 ③県内全域 ④約17億円	
平 20 8.28 ～30	大雨 (8月末 豪雨)	総降水量  一時間 降水量	岡崎 蒲郡 豊橋 一宮 名古屋 岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	447.5mm 365mm 351.5mm 272mm 237mm 146.5mm 104mm 62.5mm 58.5mm 55mm	①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。 ②広田川が破堤。死者2名 負傷者5名 住家の全壊5棟 半壊3棟 一部損壊29棟 床上浸水2,480棟 床下浸水14,106棟 ③県内全域 ④約107億円	
平 21 10.7 ～8	暴風雨 (台風 18号)	総降水量 瞬間風速	東海 名古屋 伊良湖	206mm 29.9m/s 39.9m/s	①台風第18号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ②負傷者19名 家屋全壊6棟 半壊41棟 一部損壊2,092棟 床上浸水246棟 床下浸水1,235棟 ③県内全域 ④約134億円	
平 23 9.20 ～21	暴風雨 (台風 15号)	総降水量 瞬間風速	名古屋 茶臼山 阿蔵 名古屋 伊良湖	274mm 367mm 383.5mm 22m/s 33m/s	①奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ②死者4名 負傷者8名 家屋一部損壊69棟 床上浸水239棟 床下浸水572 ③県内全域 ④約30億円	
平 24 6.19	暴風雨 (台風4 号)	総降水量 瞬間風速	名古屋 阿蔵 名古屋 伊良湖	53mm 239mm 18.8m/s 27.7m/s	①19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した台風第4号は、その後紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。豊田市阿蔵では1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。 ②負傷者6名 家屋一部損壊8棟 床下浸水4棟 ③県内全域 ④約5億円	

(県地域防災計画附属資料『過去の主な風水害』参照)

(3) 本市における災害発生の記録

年月日	種別 (名称)	雨量		被害状況
		総雨量 (mm)	時間 最高雨量 (mm)	
大 14. 9. 11	暴風雨	—	—	境川1か所、逢妻川2か所、猿渡川4か所決壊
昭 28. 9. 25	暴風雨、高潮 (台風第13号)	—	—	床上浸水10戸、床下浸水20戸、堤防決壊(小河川)5か所 農地浸水100ha
昭 34. 9. 26	暴風雨、高潮 (伊勢湾台風)	—	—	被災者総数15,030人、人的被害119人、建物被害9,940戸、 耕地被害840ha、堤防決壊71か所、道路決壊41か所、 被害総額30億円
昭 36 6. 23~29	36. 6梅雨前線 豪雨	—	—	床上浸水5戸、床下浸水40戸、堤防決壊10か所 流橋2か所、耕地被害250ha
昭 36. 9. 16	暴風雨 (第二室戸台風)	—	—	床上浸水5戸、床下浸水10戸、堤防決壊5か所 耕地被害305ha
昭 46 8. 30~31	大雨 (台風23号)	311	40.5	被災者総数3,972人、堤防決壊等38か所、耕地被害337ha 道路決壊等31か所
昭 47 7. 12~13	集中豪雨 (47.7豪雨・ 台風6号)	281	46.5	被災者総数1,013人、床上浸水46戸、床下浸水211戸 堤防決壊等42か所、耕地被害450ha、道路決壊等42か所
昭 47. 9. 16	暴風雨 (台風20号)	153	11	被災者総数5,389人、家屋の全壊6戸、家屋の半壊43戸 床上浸水55戸、床下浸水31戸、堤防決壊等13か所 流橋2か所、耕地被害1,648ha、道路決壊等2か所
昭 51 9. 8~13	集中豪雨 (51.9豪雨・ 台風17号)	389.5	65	被災者総数1,824人、床上浸水80戸、床下浸水376戸、 堤防決壊等5か所、流橋1か所、耕地被害102ha、 道路決壊等25か所
平 3 9. 18~19	大雨 (台風第18号・前線)	285.5	62.5	被災者総数1,100人、床上浸水113戸、床下浸水185戸 堤防決壊等10か所、流橋1か所、道路決壊等20か所
平 12 9. 11~12	大雨 (台風第14号・前線) 東海豪雨	554.5	109.0	被災者総数1,211人、橋りょう1、道路崩壊等36か所 堤防決壊等17か所、床上浸水423世帯 耕地被害494ha、被害総額2,509,975千円

(4) 本市における避難指示等発令実績(平成12年度以降)

年月日	名称	発令内容(区分、区域)	対象者数
平 12 9. 11~12	東海豪雨	〇一ツ木地区、西境地区、一里山地区、今川地区、今岡地区、泉田地区の6地区に対し、「避難勧告」、泉田町半崎に対し、「避難指示」を発令	5,529
平 24 8. 11	大雨災害	〇泉田地区に対し、「避難勧告」を発令	1,908
平 29 10. 22~23	台風21号	〇市内全域に「避難勧告」を発令	150,843



平 30 7.28～29	7月28日大雨 (台風12号)	○境川・逢妻川・猿渡川流域に「避難準備・高齢者等避難開始」を 発令	25,477
平 30 9.30～10.1	平成30年台風24号	○刈谷西部地区、熊地区、元刈谷地区、重原地区、小垣江地区、高 須地区、半城土地区の7地区に対し、「避難準備・高齢者等避難開 始」を発令 ○司町9丁目、港町3丁目の2地域に「避難勧告」を発令	46,795
令 5 6.2	6月2日大雨	○逢妻川・猿渡川流域に「高齢者等避難」を発令 ○境川流域に「避難指示」を発令	59,033

## 2 地震災害

### (1) 気象庁震度階級関連解説表 (抜粋)

平成21年3月適用

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## (2) マグニチュード (M) と過去の大地震

マグニチュード (M)	過去の大地震
9 以上	東北地方太平洋沖地震 (9.0) 平 23. 3. 11
8 以上 9 未満	濃尾地震 (8.0) 明 24. 10. 28 三陸沖地震 (8.1) 昭 8. 3. 3 南海地震 (8.0) 昭 21. 12. 21 十勝沖地震 (8.2) 昭 27. 3. 4 北海道東方沖地震 (8.2) 平 6. 10. 4 十勝沖地震 (8.0) 平 15. 9. 26
7 以上 8 未満	関東地震 (7.9) 大 12. 9. 1 東南海地震 (7.9) 昭 19. 12. 7 福井地震 (7.1) 昭 23. 6. 28 新潟地震 (7.5) 昭 39. 6. 16 宮城県沖地震 (7.4) 昭 53. 6. 12 日本海中部地震 (7.7) 昭 58. 5. 26 釧路沖地震 (7.5) 平 5. 1. 15 北海道南西沖地震 (7.8) 平 5. 7. 12 三陸はるか沖地震 (7.6) 平 6. 12. 28 兵庫県南部地震 (7.3) 平 7. 1. 17 鳥取県西部地震 (7.3) 平 12. 10. 6 岩手・宮城内陸地震 (7.2) 平 20. 6. 14 熊本地震 (7.3) 平 28. 4. 16
6 以上 7 未満	三河地震 (6.8) 昭 20. 1. 13 長野県西部地震 (6.8) 昭 59. 9. 14 芸予地震 (6.7) 平 13. 3. 24 新潟県中越地震 (6.8) 平 16. 10. 23 能登半島地震 (6.9) 平 19. 3. 25 新潟県中越沖地震 (6.8) 平 19. 7. 16 熊本地震 (6.5) 平 28. 4. 14 北海道胆振東部地震 (6.7) 平 30. 9. 6

(理科年表 令和6年 による)

## (3) 日本における主な地震災害 ※規模はマグニチュードを示す

年月日	地震名	規模	地域	被害等
明治 5. 3. 14	浜田地震	7.1	石見、出雲	死者約 550 名 家屋全壊約 5 千
24. 10. 28	濃尾地震	8.0	岐阜県西部	死者 7,273 名 家屋全壊 14 万余 半壊 8 万余 山くずれ 1 万余
29. 6. 15	三陸沖地震	8.2	三陸沖	死者 21,959 名 家屋流失全半壊 8~9 千 船の被害約 7 千 波高 38.2m(綾里)
大正 12. 9. 1	関東地震	7.9	神奈川県西部	死者・行方不明 105,000 余 家屋全壊 109,000 余 半壊 102,000 余 焼失 212,000 余 山くずれ等多数
昭和 2. 3. 7	北丹後地震	7.3	京都府北部	死者 2,925 名 家屋全壊 12,584
5. 11. 26	北伊豆地震	7.3	静岡県伊豆地方	死者 272 名 家屋全壊 2,165 山くずれ多数
8. 3. 3	三陸沖地震	8.1	三陸沖	死者・行方不明 3,064 名 家屋流失 4,034 倒壊 1,817 浸水 4,018 波高 28.7m(綾里湾)
18. 9. 10	鳥取地震	7.2	鳥取県東部	死者 1,083 名 家屋全壊 7,485 半壊 6,158
19. 12. 7	東南海地震	7.9	紀伊半島沖	死者・行方不明 1,223 名 家屋全壊 17,599 半壊 36,520 流出 3,129
20. 1. 13	三河地震	6.8	三河湾	死者 2,306 名 家屋全壊 7,221 半壊 16,555 非住家全壊 9,187
21. 12. 21	南海地震	8.0	紀伊半島沖	死者 1,330 名 家屋全壊 11,591 半壊 23,487 流失 1,451 焼失 2,598
23. 6. 28	福井地震	7.1	福井県嶺北地方	死者 3,769 名 家屋全壊 36,184 半壊 11,816 焼失 3,851
27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	釧路沖	死者 28 名 行方不明 5 家屋全壊 815 半壊 1,324 流失 91
35. 5. 23	チリ地震津波	8.5	チリ沖	死者・行方不明 142 名 家屋全壊 1,500 余 半壊 2,000 余
39. 6. 16	新潟地震	7.5	新潟県沖	死者 26 名 家屋全壊 1,960 半壊 6,640 浸水 15,297 船舶・道路被害多数
43. 5. 16	十勝沖地震	7.9	青森県東方沖	死者 52 名 負傷者 330 家屋全壊 673 半壊 3,004 浸水 529
53. 6. 12	宮城県沖地震	7.4	宮城県沖	死者 28 名(うちブロック塀等による圧死 18 名) 負傷者 1,325 家屋全壊 1,183 半壊 5,574 道路損壊 888 山くずれ等 529
58. 5. 26	日本海中部地震	7.7	秋田県沖	死者 104 名(うち津波によるもの 100 名) 負傷者 163 家屋全壊 934 半壊 2,115 流失 52 一部破損 3,258

年月日	地震名	規模	地域	被害等
59. 9. 14	長野県西部地震	6.8	長野県南部	死者 29 名 負傷者 10 家屋全壊・流出 14 半壊 73 一部破損 565 道路損壊 258
平成 5. 1. 15	釧路沖地震	7.5	釧路沖	死者 2 名 負傷者 967
5. 7. 12	北海道南西沖地震	7.8	北海道南西沖	死者 202 名 行方不明 28 負傷者 323 波高 10m(青苗)
6. 10. 4	北海道東方沖地震	8.2	北海道東方沖	負傷者 437 家屋全壊 61 半壊 348
6. 12. 28	三陸はるか沖地震	7.6	三陸沖	死者 3 名 負傷者 788 家屋全壊 72 半壊 429
7. 1. 17	兵庫県南部地震	7.3	淡路島付近	死者 6,434 名 行方不明 3 負傷者 43,792 家屋全壊 104,906 半壊 144,274 全半焼 7,132
12. 10. 6	鳥取県西部地震	7.3	鳥取県西部	負傷者 182 家屋全壊 435 半壊 3,101
13. 3. 24	芸予地震	6.7	安芸灘	死者 2 名 負傷者 288 家屋全壊 70 半壊 774
15. 9. 26	十勝沖地震	8.0	釧路沖	死者 1 名 行方不明 1 負傷者 849 家屋全壊 116 半壊 368
16. 10. 23	新潟県中越地震	6.8	新潟県中越地方	死者 68 名 負傷者 4,805 家屋全壊 3,175 半壊 13,810
19. 3. 25	能登半島地震	6.9	能登半島沖	死者 1 名 負傷者 356 家屋全壊 686 半壊 1,740
19. 7. 16	新潟県中越沖地震	6.8	新潟県上中越沖	死者 15 名 負傷者 2,346 家屋全壊 1,331 半壊 5,710
20. 6. 14	岩手・宮城内陸地震	7.2	岩手県内陸南部	死者 17 名 行方不明 6 負傷者 426 家屋全壊 30 半壊 146
23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	9.0	三陸沖	死者 19,689 名 行方不明 2,563 負傷者 6,233 家屋全壊 121,995 半壊 282,939 (2019.3 現在)
28. 4. 14	熊本地震	6.5	熊本県熊本地方	死者 50 名 (ほかに関連死 223)、負傷者数 2,809 家屋全壊 8,667、半壊 34,719 (2019.4 現在)
28. 4. 16		7.3		
30. 9. 6	北海道胆振東部地震	6.7	北海道胆振中東部	死者 43 名 負傷者 782 家屋全壊 469 半壊 1660 (2019.8 現在)

(理科年表 令和 6 年 による)

(4) 被害認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	1つの建築物をいう。 主屋より延面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので非住家として計上するにいたらない小さい物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、2つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、損失、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな物は除く。
	床上浸水	全壊・半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家の被害	(非住家) 住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分	判定基準		
その他	田の流失 ・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失 ・埋没、 畑の冠水	田の例に準ずる。	
	学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育校、高等学校、中等教育校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に共する施設とする。	
	道路		道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不可能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川		河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が、準用される天然の河岸とする。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖くずれを含む。)による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	

被害区分		判定基準
その他	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び港湾とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村		公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。



## II 防災上注意すべき自然的、社会的条件

### 1 西三河南部警報・注意報発表基準（大雨・洪水）

（気象庁HP 愛知県の警報・注意報発表基準一覧表より）

#### (1) 大雨警報発表基準

令和5年6月8日現在

市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
岡崎市	22	165
碧南市	23	161
刈谷市	24	204
安城市	25	162
西尾市	22	159
知立市	25	—
高浜市	23	202
幸田町	24	165

#### (2) 洪水警報発表基準

令和5年6月8日現在

市町村名	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
岡崎市	広田川流域=23 鹿乗川流域=7.5 乙川流域=28.4 占部川流域=10.2 砂川流域=4.8 伊賀川流域=9.3	広田川流域=(7, 20.7) 鹿乗川流域=(7, 5.1) 乙川流域=(17, 25.5) 占部川流域=(7, 8.5) 砂川流域=(19, 4.3) 矢作川流域=(10, 78.7)	矢作川〔高橋・岩津〕
碧南市	蜷川流域=10.5 長田川流域=10.4	蜷川流域=(10, 10.1) 長田川流域=(18, 5.7)	矢作川〔岩津・米津〕
刈谷市	猿渡川流域=16.4 発杭川流域=9.3	発杭川流域=(12, 9.2) 境川流域=(12, 24.3)	矢作川〔高橋・岩津〕 愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田・ 一ツ木逢妻川〕
安城市	鹿乗川流域=12 西鹿乗川流域=7.5 猿渡川流域=13.3 長田川流域=10.2 半場川流域=6.7	鹿乗川流域=(8, 10.8) 西鹿乗川流域=(8, 6.9)	矢作川〔高橋・岩津・ 米津〕
西尾市	矢作古川流域=5.3 北浜川流域=11.6 広田川流域=24.1 矢崎川流域=8.9 朝鮮川流域=7.2	北浜川流域=(7, 8.9) 矢崎川流域=(8, 7.5)	矢作川〔岩津・米津〕
知立市	猿渡川流域=11.3	猿渡川流域=(12, 10.1) 逢妻川流域=(12, 22.1)	矢作川〔高橋・岩津〕 愛知県境川水系 境川・逢妻川〔一ツ木 逢妻川〕
高浜市	稗田川流域=6.6	稗田川流域=(11, 5.9)	矢作川〔岩津・米津〕
幸田町	広田川（永野）流域=22.9	須美川流域=(10, 3.7) 広田川（町役場付近）流域	矢作川〔岩津〕

	須美川流域=4.3 広田川（町役場付近）流域=11.1 相見川流域=8.7	= (10, 9.9) 相見川流域 = (10, 7.8)	
--	---	----------------------------------	--

(3) 大雨注意報発表基準

令和5年6月8日現在

市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
岡崎市	9	112
碧南市	13	109
刈谷市	15	138
安城市	10	110
西尾市	9	108
知立市	16	142
高浜市	14	137
幸田町	13	112

(4) 洪水注意報発表基準

令和5年6月8日現在

市町村名	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
岡崎市	広田川流域=18.4 鹿乗川流域=6 乙川流域=22.7 占部川流域=8.1 砂川流域=3.9 伊賀川流域=7.4	広田川流域=(5, 18.4) 鹿乗川流域=(5, 4.6) 乙川流域=(7, 22.7) 占部川流域=(5, 7.7) 砂川流域=(9, 3.8) 矢作川流域=(10, 70)	矢作川〔高橋・岩津〕
碧南市	蜷川流域=8.4 長田川流域=8.3	蜷川流域=(6, 8) 長田川流域=(6, 5.1)	矢作川〔米津〕
刈谷市	猿渡川流域=13.1 発杭川流域=7.4	猿渡川流域=(6, 12.9) 発杭川流域=(7, 7.4) 境川流域=(7, 21.6) 逢妻川流域=(7, 19)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田・ 一ツ木逢妻川〕
安城市	鹿乗川流域=9.6 西鹿乗川流域=6 猿渡川流域=10.6 長田川流域=8.1 半場川流域=5.3	鹿乗川流域=(5, 9.6) 西鹿乗川流域=(5, 4.9) 猿渡川流域=(5, 10.6) 長田川流域=(7, 4.3) 半場川流域=(8, 4.9)	矢作川〔岩津〕
西尾市	矢作古川流域=4.2 北浜川流域=9.2 広田川流域=19.2 矢崎川流域=7.1 朝鮮川流域=5.7	北浜川流域=(5, 8) 矢崎川流域=(8, 6.8) 朝鮮川流域=(5, 5.7) 矢作川流域=(5, 74.5)	矢作川〔岩津・米津〕
知立市	猿渡川流域=9	猿渡川流域=(12, 9) 逢妻川流域=(8, 19.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔一ツ木 逢妻川〕
高浜市	稗田川流域=5	稗田川流域=(7, 5)	—
幸田町	広田川（永野）流域=18.3	須美川流域=(6, 3.3) 広田川（町役場付近）流域	—

須美川流域=3.5 広田川（町役場付近）流域=8.8 相見川流域=6.9	= (6, 8. 6) 相見川流域 = (6, 6. 6)	
--	----------------------------------	--

#### 土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

#### 流域雨量指数

流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指数で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

#### 表面雨量指数

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

- 1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準及び複合基準は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km 四方）毎に設定しているが、上記一覧では、土壌雨量指数基準については市町村内における基準値の最低値を、流域雨量指数基準及び複合基準については主要な河川における代表地点の基準点を示している。
- 2) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数※10.5以上」を意味する。

#### (5) 高潮警報・注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村名	潮位	
	警報	注意報
岡崎市	—	—
碧南市	2.2m*	1.6m
刈谷市	2.3m*	1.6m
安城市	*	—
西尾市	2.3m*	1.6m
知立市	*	—
高浜市	2.0m*	1.6m
幸田町	—	—

\*愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

#### 2 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地
1	富士松南保育園	今川町土取 10
2	富士松南幼稚園	今川町山脇 58
3	高齢者福祉センター	下重原町 3-120
4	デルタ	今岡町西吹戸 5-7
5	オーネスト杜若	港町 6-33
6	すぎな作業所	下重原町 3-32

7	くすのき園	下重原町 3-32
8	心身障害者福祉会館	下重原町 3-32
9	グループホームそよ風	今川町土取 14
10	グループホームインクル	高須町三橋 5-6
11	タッチ2号店	銀座 6-11-1
12	きららの宿	小垣江町荒池 30-1
13	シャトーヨサミウエルネス	高須町濫 2
14	刈谷豊田総合病院	住吉町 5-15
15	亀城児童クラブ	城町 1-25-1
16	しげはら園	下重原町 3-32
17	富士松北幼児園	東境町飯島 33
18	こぐま保育園	富士見町 3-304
19	Pasco かりや保育園	西境町広見 24
20	たっちっちハウス逢妻	熊野町 5-4
21	亀城小学校	城町 1-25-1
22	コトナスホーム	日高町 2-417
23	障害児通所支援あおむし	泉田町城前 143-1
24	グループホームあかり 刈谷苑	半城土町大下馬 97
25	あかりの家 刈谷苑	半城土町大下馬 97
26	Harerubase Kariya グループホーム奏	半城土町大下馬 100

### 3 高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地
1	デルタ	今岡町西吹戸 5-7
2	すぎな作業所	下重原町 3-32
3	くすのき園	下重原町 3-32
4	心身障害者福祉会館	下重原町 3-32
5	グループホームインクル	高須町三橋 5-6

6	タッチ2号店	銀座 6-11-1
7	M's ライク	小垣江町塩浜 33
8	チャイルドウィッシュ刈谷松坂	松坂町 5-210
9	まるにこ刈谷	小垣江町半崎 21-1
10	高齢者福祉センター	下重原町 3-120
11	オーネスト杜若	港町 6-33
12	きららの宿	小垣江町荒池 30-1
13	シャトーヨサミウエルネス	高須町濧 2
14	あんしん介護おがきえ	小垣江町古浜田 50
15	グループホームあかり 刈谷苑	半城土町大下馬 97
16	あかりの家 刈谷苑	半城土町大下馬 97
17	刈谷豊田総合病院	住吉町 5-15
18	刈谷病院	神日町 2-30
19	亀城児童クラブ	城町 1-25-1
20	刈谷市交通児童遊園	神日町 3-47-1
21	しげはら園	下重原町 3-32
22	小垣江幼稚園	小垣江町西王地 28-1
23	こぐま保育園	富士見町 3-304
24	たっちっちハウス逢妻	熊野町 5-4
25	亀城小学校	城町 1-25-1
26	かりやYMCA保育園	重原本町 1-5
27	Harerubase Kariya グループホーム奏	半城土町大下馬 100
28	ココノハーツ刈谷小垣江教室	小垣江町本郷下 23-16 第7 タツミビル 2A・2B

#### 4 津波災害警戒区域内避難促進施設

No.	施設名	所在地
1	M's ライク	小垣江町塩浜 33

2	オーネスト杜若	港町 6-33
3	あんしん介護おがきえ	小垣江町古浜田 50
4	ココノハーツ刈谷小垣江教室	小垣江町本郷下 23-16 第 7 タツミビル 2A・2B

#### 5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

No.	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	土砂災害特別 警戒区域
1	地内-2	小垣江町中	急傾斜地の崩壊	○	○
2	地内-3	小垣江町下	急傾斜地の崩壊	○	○
3	下-1	小垣江町下	急傾斜地の崩壊	○	○
4	井ヶ谷町	井ヶ谷町西石根	急傾斜地の崩壊	○	○

(愛知県地域防災計画附属資料より)

#### 6 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時における高齢者等事前避難対象地域

港町 2 丁目(一部)、港町 5 丁目(一部)、港町 6 丁目(一部)、港町 8 丁目(一部)、浜町 1 丁目(一部)、浜町 2 丁目(一部)、浜町 3 丁目(一部)、浜町 4 丁目(一部)、浜町 5 丁目(一部)、浜町 6 丁目(一部)、衣崎町 1 丁目(一部)、衣崎町 2 丁目(一部)、中川町 2 丁目(一部)、中川町 3 丁目(一部)、中川町 4 丁目(一部)、中川町 5 丁目(一部)、小垣江町亥新田(一部)、小垣江町大津崎(一部)、小垣江町御茶屋下(一部)、小垣江町塩浜(一部)、小垣江町本郷下(一部)

#### 7 津波危険地域

城町(全域)、司町 6 丁目、司町 7 丁目、司町 8 丁目、司町 9 丁目、港町(全域)、浜町(全域)、衣崎町(全域)、天王町 5 丁目、天王町 7 丁目、松坂町 5 丁目、中川町(全域)、中島町(全域)、高松町 4 丁目、田町(全域)、熊野町 4 丁目、熊野町 5 丁目、熊野町 6 丁目、逢妻町 1 丁目、逢妻町 2 丁目、逢妻町 3 丁目、逢妻町 5 丁目、逢妻町 6 丁目、三田町(全域)、高津波町 6 丁目、新田町 5 丁目、中手町 5 丁目、中手町 7 丁目、広見町 3 丁目、広見町 4 丁目、一番町 1 丁目、一番町 2 丁目、重原本町 3 丁目、下重原町 3 丁目、下重原町 4 丁目、下重原町 5 丁目、泉田町(蒲塚、上請合、上西割、蔵之下、下請合、出崎、殿ヶ渚、中西割、宮下、宮前、吉野)、築地町(西縄)、小垣江町(亥新田、大高、大津崎、御茶屋下、北浦、小網、古浜田、塩浜、地内、清水、下、下半ノ木、中、堀川、本郷下)、荒井町(全域)

#### 8 津波避難ビル

No.	名称	所在地	協力対象施設
1	(株)サーテックカリヤ大津崎工場	小垣江町大津崎 1 番地 4 2	屋上及び 4 階部分

9 防災重点農業用ため池

No.	名称	所在地	貯水量	受益面積	避難協力分団
			千m <sup>3</sup>	ha	
1	洲原池	井ヶ谷町洲原	305	39.8	2 1分団
2	広沢池	井ヶ谷町広沢	22	1.1	2 1分団
3	沼田池	井ヶ谷町孫六	30	1.1	2 1分団
4	草野池	井ヶ谷町草野	180	24.7	2 1分団
5	上すり池	東境町焼田	4	1.8	1 9分団
6	岩ヶ池	東境町焼田	170	63.5	1 9分団
7	南池	東境町堀池	32	1.4	1 9分団
8	馬池	東境町松ヶ枝	5	1.8	1 9分団
9	花池	今川町花池	16	6.0	1 7分団
10	下池	今川町上池	3	2.7	1 7分団
11	丸岡池	井ヶ町丸岡	1	0.4	2 1分団
12	竜ヶ根池	東境町緑ヶ丘	24	1.7	1 9分団

10 危険物等貯蔵事業所

(1) 危険物施設

No.	事業所名	設置場所
1	(株)デンソー本社工場	昭和町 1-1
2	トヨタ車体(株)富士松工場	一里山町金山 100
3	三和油化工業(株)	一里山町東石根 36-3
4	栄熱処理工業(株)	丸田町 2-28
5	サンエイ(株)	泉田町西沖ノ河原 1
6	太陽化学(株)	一里山町伐払 16
7	(株)ジェイテクトコーティング	野田町場割 28
8	(株)アドヴィックス刈谷工場	朝日町 2-1
9	(株)江口巖商店	今岡町新田 52-6
10	トヨタ車体(株)刈谷工場	昭和町 2-1

11	日進精機(株)本社工場	野田町新田 25 番地
12	伊藤精工(株)	野田町場割 100 地 1
13	刈谷市上水道南部配水場	半城土町三ツ又 42-1
14	中京化成工業(株)	今岡町西吹戸 23-1

(衣浦東部広域連合消防計画資料編より)

(2) 放射性物質保有事業所

No.	事業所名	設置場所
1	医療法人豊田会刈谷豊田総合病院	住吉町 5-15
2	三和油化工業(株)	一里山町深田 15
3	内外物産(株) 刈谷営業所	築地町 1-1-19
4	(株)八進	野田町北屋敷 101-1
5	サンエイ(株) 環境事業部	泉田町西沖ノ河原 1
6	トヨタ紡織(株) 本社工場	豊田町 1-1
7	(株)デンソーユニティサービス	昭和町 1-1
8	(株)デンソー 本社工場	昭和町 1-1

(愛知県地域防災計画附属資料より)

(3) 毒劇物製造所

No.	事業所名	設置場所
1	三和油化工業(株)石根工場	一里山町東石根 36-3
2	三和油化工業(株)家下工場	一里山町家下 80
3	太陽化学(株)	一里山町伐払 16
4	ユケン工業(株)	野田町場割 50

(愛知県地域防災計画附属資料より)



### Ⅲ 防災上必要な施設、設備等

#### 1 通信施設・設備等

##### (1) 市防災行政用無線（指令局 3、携帯機 137、可搬型 48）

種別	呼出名称	配備場所又は常置場所
指令局	指令局 1	危機管理課
指令局	指令局 2	危機管理課
指令局	指令局 3	危機管理課
携帯機	指揮 1	危機管理課
携帯機	指揮 2	危機管理課
携帯機	集約 1	危機管理課
携帯機	無線 1	危機管理課
携帯機	無線 2	危機管理課
携帯機	無線 3	危機管理課
携帯機	無線 4	危機管理課
携帯機	無線 5	危機管理課
携帯機	伝達 1	危機管理課
携帯機	資材 1	危機管理課
携帯機	物流 1	国保年金課
携帯機	物流 2	国保年金課
携帯機	物流 3	北部防災倉庫（国保）
携帯機	物流 4	中部防災倉庫（国保）
携帯機	物流 5	中部第二防災倉庫（国保）
携帯機	物流 6	南部防災倉庫（国保）
可搬型	福祉 0 可	福祉総務課
携帯機	福祉 1	福祉総務課
携帯機	福祉 2	福祉総務課
携帯機	福祉 3	福祉総務課
携帯機	福祉 4	福祉総務課
携帯機	福祉 5	福祉総務課
携帯機	福祉 6	福祉総務課
携帯機	福祉 7	特養ヴェルバレー
携帯機	救護 1	危機管理課
携帯機	救護 2	健康推進課
携帯機	産環 1	危機管理課
携帯機	産環 2	ごみ減量推進課
携帯機	産環 3	ごみ減量推進課
携帯機	産環 4	ごみ減量推進課
携帯機	産環 5	ごみ減量推進課
携帯機	避所 1	学校教育課
可搬型	避所生涯可	生涯学習課
可搬型	避所学教可	学校教育課
可搬型	避所教総可	教育総務課
可搬型	抛管 1 可	ウイングアリーナ刈谷
携帯機	施管 0	土木管理課
携帯機	施管 1	土木管理課
携帯機	施管 2	土木管理課

種別	呼出名称	配備場所又は常置場所
携帯機	施管3	土木管理課
携帯機	施管4	土木管理課
携帯機	施管5	土木管理課
携帯機	施管6	土木管理課
携帯機	施管7	土木管理課
携帯機	施管8	土木管理事務所
携帯機	施管9	土木管理事務所
携帯機	施管10	土木管理事務所
携帯機	調巡1	まちづくり推進課
携帯機	調巡2	まちづくり推進課
携帯機	調巡3	まちづくり推進課
携帯機	調巡4	まちづくり推進課
携帯機	調巡5	まちづくり推進課
携帯機	調巡6	まちづくり推進課
携帯機	調巡7	まちづくり推進課
可搬型	上水0 可	浄水管理事務所
携帯機	上水1	水道課
携帯機	上水2	水道課
携帯機	上水3	水道課
携帯機	上水4	水道課
携帯機	上水5	水道課
携帯機	上水6	水道課
携帯機	上水7	水道課
携帯機	上水8	浄水管理事務所
携帯機	上水9	浄水管理事務所
携帯機	上水10	浄水管理事務所
携帯機	上水11	浄水管理事務所
携帯機	上水12	一ツ木配水場
携帯機	上水13	南部配水場
携帯機	排管0	雨水対策課
携帯機	排管1	雨水対策課
携帯機	排管2	雨水対策課
携帯機	排管3	雨水対策課
携帯機	排管4	雨水対策課
携帯機	排管5	雨水対策課
携帯機	排管6	雨水対策課
携帯機	排管7	雨水対策課
携帯機	排管8	雨水対策課
携帯機	排管9	雨水対策課
可搬型	子相セ可	子ども相談センター
可搬型	東刈谷セ可	東刈谷市民センター
可搬型	富士松セ可	富士松市民センター
可搬型	小垣江セ可	小垣江市民センター
可搬型	北部セ可	北部市民センター
可搬型	夢学体験可	夢と学びの科学体験館
可搬型	産振セ可	産業振興センター
可搬型	南生学セ可	南部生涯学習センター

種別	呼出名称	配備場所又は常置場所
可搬型	北生学セ可	北部生涯学習センター
可搬型	総文セ可	総合文化センター
可搬型	亀城小可	亀城小学校
可搬型	小高原小可	小高原小学校
可搬型	日高小可	日高小学校
可搬型	衣浦小可	衣浦小学校
可搬型	住吉小可	住吉小学校
可搬型	かり小可	かりがね小学校
可搬型	平成小可	平成小学校
可搬型	富士南小可	富士松南小学校
可搬型	富士北小可	富士松北小学校
可搬型	富士東小可	富士松東小学校
可搬型	小垣小可	小垣江小学校
可搬型	小垣東小可	小垣江東小学校
可搬型	双葉小可	双葉小学校
可搬型	東刈谷小可	東刈谷小学校
可搬型	朝日小可	朝日小学校
可搬型	刈谷南中可	刈谷南中学校
可搬型	刈谷東中可	刈谷東中学校
可搬型	富士松中可	富士松中学校
可搬型	雁が音中可	雁が音中学校
可搬型	依佐美中可	依佐美中学校
可搬型	朝日中可	朝日中学校
可搬型	愛教大可	愛知教育大学
可搬型	刈谷高可	刈谷高等学校
可搬型	刈谷北高可	刈谷北高等学校
可搬型	刈谷工高可	刈谷工科高等学校
可搬型	刈谷東高可	刈谷東高等学校
可搬型	産技セ可	産業技術センター
可搬型	ひまわり可	高齢者福祉センターひまわり
可搬型	心障会館可	心身障害者福祉会館
可搬型	一ツ木福可	一ツ木福祉センター
携帯機	雁が音小医	かりがね小学校 (保健室)
携帯機	小垣小医	小垣江小学校 (保健室)
携帯機	双葉小医	双葉小学校 (保健室)
携帯機	刈谷東中医	刈谷東中学校 (保健室)
携帯機	富士松中医	富士松中学校 (保健室)
携帯機	医師会館	刈谷医師会館
可搬型	刈豊総院可	刈谷豊田総合病院
携帯機	辻村外科院	辻村外科病院
携帯機	整形外科院	刈谷整形外科病院
携帯機	刈豊総東院	刈谷豊田東病院
携帯機	刈谷記念院	刈谷記念病院
携帯機	一里今井院	一里山・今井病院
携帯機	消防第1	消防団第1分団
携帯機	消防第2	消防団第2分団
携帯機	消防第3	消防団第3分団

種別	呼出名称	配備場所又は常置場所
携帯機	消防第4	消防団第4分団
携帯機	消防第5	消防団第5分団
携帯機	消防第6	消防団第6分団
携帯機	消防第7	消防団第7分団
携帯機	消防第8	消防団第8分団
携帯機	消防第9	消防団第9分団
携帯機	消防第10	消防団第10分団
携帯機	消防第11	消防団第11分団
携帯機	消防第12	消防団第12分団
携帯機	消防第13	消防団第13分団
携帯機	消防第14	消防団第14分団
携帯機	消防第15	消防団第15分団
携帯機	消防第16	消防団第16分団
携帯機	消防第17	消防団第17分団
携帯機	消防第18	消防団第18分団
携帯機	消防第19	消防団第19分団
携帯機	消防第20	消防団第20分団
携帯機	消防第21	消防団第21分団
携帯機	消防本団中	消防本団（中部副団長）
携帯機	消防本団南	消防本団（南部副団長）
携帯機	消防本団北	消防本団（北部副団長）
携帯機	刈谷署	刈谷消防署
携帯機	刈谷署南署	刈谷消防署南分署
携帯機	刈谷署北署	刈谷消防署北分署
携帯機	刈谷西部会	刈谷西部地区
携帯機	刈谷中部会	刈谷中部地区
携帯機	刈谷東部会	刈谷東部地区
携帯機	元刈谷会	元刈谷地区
携帯機	熊会	熊地区
携帯機	高津波会	高津波地区
携帯機	小山会	小山地区
携帯機	重原会	重原地区
携帯機	桜会	桜地区
携帯機	井ヶ谷会	井ヶ谷地区
携帯機	東境会	東境地区
携帯機	西境会	西境地区
携帯機	今川会	今川地区
携帯機	今岡会	今岡地区
携帯機	一里山会	一里山地区
携帯機	一ツ木会	一ツ木地区
携帯機	泉田会	泉田地区
携帯機	築地会	築地地区
携帯機	小垣江会	小垣江地区
携帯機	高須会	高須地区
携帯機	半城土会	半城土地区
携帯機	野田会	野田地区
携帯機	東刈谷会	東刈谷地区

種別	呼出名称	配備場所又は常置場所
可搬型	環組可	刈谷知立環境組合
携帯機	刈谷警察	刈谷警察署
携帯機	中電	中部電力パワーグリッド(株)
携帯機	キャッチ	キャッチネットワーク
携帯機	協定企業	危機管理課内

(2) 県防災行政用無線

呼出名称	種別	電波の型式	周波数	空中線電力	常置場所
ぼうさいかりやし	固定局	9M00D7W	7440 MHz	20 mW	危機管理課

(3) 公用車配車計画

ア 一次確保車両

(ア) 災害時における公用車

車名	登録番号	常置場所	緊急通行車両等 確認申出済車両
ブラド	301 み 3237	立駐2階9番	○
プロボックスバン	400 な 8482	高架下76番	
プロボックスバン	400 て 4509	高架下35番	
プロボックスバン	400 て 9652	高架下36番	
タウンエースバン	400 て 7689	高架下40番	
プロボックスバン	400 な 4290	高架下59番	
プロボックスバン	400 に 3197	高架下6番	
プロボックスバン	400 に 1028	高架下23番	
プロボックスハイブリッド	400 に 7557	高架下45番	
ハイゼットカーゴ	480 さ 2144	高架下47番	
ハイゼットトラック	480 さ 2147	高架下73番	
ミライース	581 こ 6652	高架下2番	
ミライース	581 こ 6653	高架下25番	
ミライース	581 か 0905	高架下26番	
ミライース	581 か 0904	高架下74番	
プロボックスバン	400 と 9048	高架下58番	
タウンエースバン	400 に 5232	高架下54番	
プロボックスハイブリッド	400 に 7556	高架下53番	
プロボックスバン	400 な 5326	高架下57番	
タウンエーストラック	400 ん 0037	高架下65番	
プロボックスバン	400 に 3198	高架下33番	
プロボックスバン	400 に 3199	高架下34番	
プロボックスバン	400 に 3200	高架下38番	
プロボックスバン	400 に 5233	高架下44番	
タウンエーストラック	400 ん 0036	高架下46番	
ダイナ1t	400 な 4217	高架下68番	
プロボックスバン	400 て 4682	高架下62番	
ハイゼットトラック	480 え 2337	高架下60番	
ダイナ2t	400 な 3007	高架下66番	
プロボックスバン	400 つ 8866	高架下70番	
プロボックスバン	400 て 9615	高架下37番	
ライズ	503 そ 3044	高架下42番	
プロボックスバン	400 て 5338	高架下3番	
ハイゼットカーゴ	480 く 3939	高架下17番	
ハイゼットデッキバン	480 さ 6598	高架下18番	
プロボックスバン	400 に 1030	高架下29番	
ヴィッツ	502 て 0740	高架下39番	
プリウス	301 ひ 3162	高架下24番	

プリウス	302 す 1354	高架下 28 番	○
ミラバン	480 う 6498	高架下 22 番	
ミラセダン	580 せ 3601	高架下 32 番	
ミラバン	480 け 5243	高架下 31 番	
汚泥吸引車	800 す 7118	下水倉庫	
ハイゼットダンプ	480 い 9211	高架下 52 番	
トヨエースWキャブ	100 せ 5652	土木管理事務所	
トヨエースダンプ	100 す 5538	土木管理事務所	
ヴェルファイア	302 さ 0707	立駐 2 階 5 番	
エスティマ	302 す 6558	高架下 69 番	
ミラセダン	580 け 1378	高架下 1 番	
プロボックス	400 て 7525	高架下 4 番	

(イ) 広報車両

車名	登録番号	常置場所	所属等	緊急通行車両等 確認申出済車両
ミライース	581 え 5021	高架下 7 番	くらし安心課	○
プロボックスバン	400 な 1650	高架下 51 番	財務課	○
プロボックスバン	400 に 1029	高架下 55 番	財務課	○
プロボックスバン	400 て 1291	高架下 43 番	くらし安心課	○
ハイゼットカーゴ	480 さ 1000	高架下 9 番	くらし安心課	○

(ウ) 物資輸送用車両

車名	登録番号	常置場所	所属等	緊急通行車両等 確認申出済車両
レジアスエース	400 な 4385	高架下 56 番	財務課	○
タウンエースバン	400 に 3201	高架下 41 番	財務課	○
ハイゼットカーゴ	480 え 7734	高架下 63 番	くらし安心課	○
ハイゼットカーゴ	480 こ 3375	高架下 10 番	財務課	○
タウンエースバン	400 ち 9647	高架下 20 番	財務課	○
エスティマ	302 る 6404	高架下 67 番	財務課	○
プロボックスハイブリッド	400 に 7566	高架下 64 番	財務課	○
ダイナ	400 に 3462	北駐車場 95 番	財務課	○

(エ) 応急対策作業員輸送用車両

車名	登録番号	常置場所	所属等	緊急通行車両等 確認申出済車両
大型バス	200 は 0559	バス車庫 1	財務課	○
マイクロバス	200 さ 1302	バス車庫	財務課	○
ノア	502 て 2918	スポーツ課	スポーツ課	○

(オ) 大量資材搬送用車両

車名	登録番号	常置場所	所属等	緊急通行車両等 確認申出済車両
ダイナパワーリフト	400 ち 9883	北駐車場 93 番	財務課	○
トヨエース 2 t	100 す 5398	北駐車場 94 番	財務課	○

(カ) 移動設置型トイレ車両

車名	登録番号	常置場所	所属等	緊急通行車両等 確認申出済車両
トイレトレーラー	三河 800 る 718	土木管理事務所	危機管理課	

## (4) 同報系防災行政無線

No.	設置場所	所在地	備考
1	刈谷市役所	東陽町1-1	親局
2	西境市民館	西境町池下2	屋外拡声子局
3	今川町井田地内	今川町井田25	〃
4	流れ川第二排水機場	今岡町新田77-7	〃
5	帆落田児童遊園	今川町帆落田6-45	〃
6	絵下城児童遊園	泉田町絵下城36-10	〃
7	消防団第15分団詰所	泉田町大久屋100-5	〃
8	沖田公園	一ツ木町清水田96	〃
9	刈谷市観光倉庫	司町4-13	〃
10	消防団第10分団詰所	小垣江町中47-9	〃
11	大津崎緑地	小垣江町大津崎1-8	〃

## 2 消防施設、設備等

## (1) 消防団詰所

分団名	地区名	所在地	消防設備
第1分団	刈谷西部・中部・東部	司町2-45-1	消防ポンプ自動車
第2分団	重原・桜	一色町2-10-10	〃
第3分団	元刈谷	御幸町6-7-2	〃
第4分団	熊	熊野町4-6-6	〃
第5分団	小山	小山町7-33-2	〃
第6分団	高津波	高津波町4-821	〃
第7分団	野田	野田町森前22-1	〃
第8分団	半城土	半城土中町3-13-1	〃
第9分団	高須	高須町2-17-15	〃
第10分団	小垣江本郷	小垣江町中47-9	〃
第11分団	小垣江新田	小垣江町荒畑19-1	〃
第12分団	小垣江犬ヶ坪	小垣江町北大道116	〃
第13分団	一ツ木	一ツ木町4-37-4	〃
第14分団	一里山	一里山町新屋敷35-2	〃
第15分団	泉田	泉田町大久屋100-5	〃
第16分団	築地	築地町5-22-7	〃
第17分団	今川	今川町2-606	〃
第18分団	今岡	今岡町宮丘74	〃
第19分団	東境	東境町住吉85-3	〃
第20分団	西境	西境町本郷112	〃
第21分団	井ヶ谷	井ヶ谷町狭間23-1	〃

## (2) 消防水利

令和5年12月1日現在

管轄	消火栓数	防火水槽数	その他
刈谷消防署	993	104	21
刈谷消防署北分署	908	74	11
刈谷消防署南分署	882	71	8
計	2,783	249	40

※その他は、明治用水等の水利

## (3) 化学消火薬剤備蓄状況

令和5年12月1日現在

区分 機関名及び会社名	化学消火薬剤					
	合成界面活性剤		水成膜		水溶性液体用	
	3%型	6%型	3%型	6%型	3%型	6%型
衣浦東部広域連合消防局 刈谷消防署	1,750				1,690	

## (4) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所

No.	場所	所在地	貯水量
1	原崎公園	原崎町2-600	100m <sup>3</sup>
2	野田公園	東刈谷町2-14	100m <sup>3</sup>
3	上池児童遊園	今川町上池153-2	100m <sup>3</sup>
4	五軒屋集会所敷地	富士見町3-104	100m <sup>3</sup>
5	北部市民センター	東境町住吉78-2	100m <sup>3</sup>
6	ついぢ公園	築地町5-23	100m <sup>3</sup>
7	山崎公園	半城土中町1-16	100m <sup>3</sup>
8	小道公園	小垣江町小道	100m <sup>3</sup>
9	刈谷消防署	寿町1-201-1	100m <sup>3</sup>
10	大手公園	大手町2-25	100m <sup>3</sup>



### 3 避難施設、設備

#### (1) 指定一般避難所及び指定緊急避難場所

No.	名称	電話番号	所在地	避難所想定避難者数等	
				通常時	感染症対策時
①	愛知教育大学	26-2100	井ヶ谷町広沢1	1,210	600
2	刈谷高等学校	21-3171	寿町5-101	490	240
3	刈谷北高等学校	21-5107	寺横町1-67	420	210
④	刈谷工科高等学校	21-2227	矢場町2-210	560	280
5	刈谷東高等学校	21-3347	半城土町三ツ又20	430	210
⑥	刈谷南中学校	21-0025	住吉町2-1	1,390	690
⑦	刈谷東中学校	21-0533	山池町1-201	1,310	650
8	富士松中学校	36-0402	今川町花岡114	1,230	610
9	雁が音中学校	24-1038	築地町3-9-1	1,190	590
10	依佐美中学校	21-0487	小垣江町上沢渡5-1	1,210	600
11	朝日中学校	23-9282	野田町陣戸池152	1,490	740
12	亀城小学校	21-0225	城町1-25-1	740	370
13	小高原小学校	21-0325	原崎町1-101	770	380
14	日高小学校	23-2468	日高町1-201	710	350
⑮	衣浦小学校	21-0326	天王町3-27	690	340
⑯	住吉小学校	21-5831	住吉町3-70	670	330
17	かりがね小学校	22-2414	築地町2-15-1	810	400
18	平成小学校	27-1381	一ツ木町3-18-1	800	390
19	富士松南小学校	36-0404	今川町山脇1	690	340
20	富士松北小学校	36-5414	東境町焼田10-5	680	340
21	富士松東小学校	36-2818	東境町堀池71	830	410
22	小垣江小学校	21-1080	小垣江町西王地1-1	830	410
23	小垣江東小学校	24-2718	小垣江町白沢36	570	280
24	双葉小学校	21-0437	半城土中町3-12-2	740	360
25	東刈谷小学校	23-9512	東刈谷町3-8	770	380
26	朝日小学校	22-4191	野田町陣戸池151	780	380
27	夢と学びの科学体験館	24-0311	神田町1-39-3	110	50
28	子ども相談センター	62-6313	大手町1-51	60	30
29	東刈谷市民センター	24-1175	松栄町2-16-1	180	90
30	富士松市民センター	36-1111	今川町2-152	180	90
31	小垣江市民センター	24-3751	小垣江町小道45-1	180	90
32	北部市民センター	36-7171	東境町住吉78-2	180	90
33	産業振興センター	28-0555	相生町1-1-6	580	290
34	南部生涯学習センター	62-8555	野田町西田78-2	250	120
35	北部生涯学習センター	36-0112	井ヶ谷町松ヶ崎6-26	230	110
36	産業技術センター	24-1841	恩田町1-157-1	70	30
37	総合文化センター	21-7430	若松町2-104	140	70
合 計				24,170	11,940

指定一般避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所  
指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から身を守るために避難する場所

※地震災害の避難について、地震発生後の避難所施設の使用は安全が確認できた施設に限り使用ができるものとする。

※指定一般避難所及び指定緊急避難場所のうち、×印の災害については使用しない。

※番号に○がついているものは、広域避難場所とする。

※総合文化センターは帰宅困難者用とする。

指定一般避難所					指定緊急避難場所					標高 (m)
土砂	洪水	津波	地震	高潮	土砂	洪水	津波	地震	高潮	
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	グラウンド	グラウンド	体育館等	25.0
体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	9.4
体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	8.8
体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	9.1
体育館	×	×	体育館	×	体育館	×	×	グラウンド	×	2.8
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	9.8
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	9.1
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	9.3
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	8.9
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	10.2
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	13.7
体育館等	多目的室等	体育館等	体育館等	多目的室等	体育館	多目的室	グラウンド	グラウンド	多目的室	2.6
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	9.8
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	6.3
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	8.0
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	10.3
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	10.4
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	12.7
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	8.0
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	21.1
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	15.8
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	8.2
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	8.6
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	10.8
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	14.7
体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館等	体育館	体育館	グラウンド	グラウンド	体育館	13.8
親子ひろば等	親子ひろば等	親子ひろば等	親子ひろば等	親子ひろば等	×	×	×	×	×	6.3
会議室	会議室	会議室	会議室	会議室	×	×	×	×	×	10.3
大集会室等	大集会室等	大集会室等	大集会室等	大集会室等	×	×	×	×	×	12.5
大集会室等	大集会室等	大集会室等	大集会室等	大集会室等	×	×	×	×	×	9.9
大集会室等	大集会室等	大集会室等	大集会室等	大集会室等	×	×	×	×	×	8.4
大集会室等	大集会室等	大集会室等	大集会室等	大集会室等	×	×	×	×	×	15.7
会議室	会議室	会議室	会議室	会議室	×	×	×	×	×	10.3
多目的ホール	多目的ホール	多目的ホール	多目的ホール	多目的ホール	×	×	×	×	×	10.7
体育室	体育室	体育室	体育室	体育室	×	×	×	×	×	30.4
講堂等	講堂等	講堂等	講堂等	講堂等	講堂等	講堂等	北側駐車場	北側駐車場	講堂等	11.7
小ホール等	小ホール等	小ホール等	小ホール等	小ホール等	×	×	×	×	×	9.8

## (2) 福祉避難所

### ア 公共施設

No.	名称	電話番号	所在地	想定避難者数
1	高齢者福祉センター（ひまわり）	23-0555	下重原町 3-120	73
2	南部福祉センター（たんぽぽ）	62-8557	野田町西田 78-2	50
3	心身障害者福祉会館	24-6066	下重原町 3-32	106
4	一ツ木福祉センター	25-2021	一ツ木町 4-40-3	50
5	刈谷特別支援学校	21-7301	小垣江町白沢 36	28
			合 計	307

### イ 民間施設

No.	名称	電話番号	所在地	想定避難者数
1	特別養護老人ホーム ヴェルバレー	36-1302	井ヶ谷町石根 1-558	55
2	障害者支援施設 ペガサス	36-6733	井ヶ谷町西石根 1-13	13
3	障害者支援施設 ペガサス・II	26-1833	井ヶ谷町石根 1-98	16
4	生活介護施設 ハロポンズ	36-6012	井ヶ谷町松ヶ崎 6-2	104
5	特別養護老人ホーム シルバーピアかりや	24-7070	小垣江町白沢 45	30
6	特別養護老人ホーム オーネスト杜若	91-3366	港町 6-33	19
7	介護老人保健施設 かりや	63-5100	小垣江町新庄 33	30
8	デイサービスさくら 短期入所生活介護さくら	61-2840	小垣江町永田 123-1	27
			合 計	294

※福祉避難所は、避難所において共同生活が困難で、特別な配慮を必要とする高齢者・障害者・妊産婦などの避難者がいる場合に開設する。

※民間の福祉避難所は、施設が受入可能な場合のみ開設する。

## (3) 避難可能施設

No.	名称	電話	所在地	受入可能人員		施設	標高(m)
				長期	感染症対策時		
1	井ヶ谷市民館	36-8511	井ヶ谷町桜島 46	50	25	集会場	15.0
2	西境市民館	—	西境町池下 2	40	20	〃	9.0
3	東境市民館	35-4500	東境町登り坂 16	50	25	〃	11.7
4	一里山市民館	35-2960	一里山町金山 61-1	35	17	〃	14.3
5	一ツ木市民館	23-1234	一ツ木町 4-37-3	50	25	〃	12.3
6	今川市民館	36-2203	今川町 1-402-2	40	20	〃	10.6
7	今岡市民館	36-7175	今岡町宮丘 68	35	17	〃	13.4
8	泉田市民館	23-9943	泉田町五月折戸 88-5	40	20	〃	5.0
9	築地市民館	24-3490	築地町 5-22-3	40	20	〃	10.0
10	小山市市民館	23-4113	小山町 1-810	50	25	〃	8.4
11	高津波市民館	23-9391	高倉町 1-412	40	20	〃	9.1

12	重原市民館	27-3387	重原本町 1-67	40	20	〃	10.7
13	桜市民館	23-1298	神明町 2-30	40	20	〃	10.6
14	熊市民館	24-6588	八幡町 7-75	40	20	〃	4.2
15	刈谷東部市民館	23-9138	新栄町 3-36-1	40	20	〃	10.1
16	刈谷中部市民館	23-9411	銀座 4-117-3	40	20	〃	9.3
17	刈谷西部市民館	22-0206	司町 3-64	35	17	〃	4.0
18	元刈谷市民館	23-2403	御幸町 4-15-1	50	25	〃	10.3
19	小垣江市民館	24-5707	小垣江町清水 25-14	50	25	〃	3.1
20	高須市民館	23-0717	高須町巽 5-1	40	20	〃	9.6
21	半城土市民館	25-2348	半城土中町 1-10-6	35	17	〃	5.5
22	東刈谷市民館	21-7980	末広町 3-2-2	50	25	〃	14.8
23	野田市民館	57-2551	野田町森前 40-1	40	20	〃	11.8
			合 計	970	483		

(4) 公園（面積が1ha以上又は防災機能を有する公園）

名称	所在地	面積 (ha)	公園種別	備考
刈谷市総合運動公園	築地町荒田 1	18.4	運動公園	
亀城公園	城町 1-1-1	14.1	総合公園	㊟ ㊠ ㊡
洲原公園	井ヶ谷町洲原 4-1	26.3	総合公園	
岩ヶ池公園	東境町吉野 55	10.4	総合公園	㊟ ㊠ ㊡
原崎公園	原崎町 2-600	1.5	近隣公園	耐震性貯水槽 ㊟ ㊠ ㊡
野田公園	東刈谷町 2-14	1.5	近隣公園	耐震性貯水槽 ㊟ ㊠ ㊡
青山公園	青山町 1-157	2.2	近隣公園	㊟ ㊠ ㊡
狩野公園	一ツ木町 2-11	2.1	近隣公園	㊟ ㊠ ㊡
日高公園	日高町 5-100	3.0	近隣公園	㊟ ㊠ ㊡
小垣江公園	小垣江町蛸ヶ坪 33	1.0	近隣公園	㊟ ㊠ ㊡
猿渡公園（ミサカパーク）	半城土西町 2-4	3.0	近隣公園	㊟ ㊠ ㊡
フローカ―テンよさみ	高須町石山 2-1	4.3	その他公園	㊟ ㊠ ㊡
山崎公園	半城土中町 1-16	0.3	街区公園	耐震性貯水槽
ついぢ公園	築地町 5-23	0.29	街区公園	耐震性貯水槽
小道公園	小垣江町小道	0.2	その他都市公園	耐震性貯水槽
大手公園（セントラルパーク）	大手町 2-25	0.63	街区公園	耐震性貯水槽 ㊟ ㊠ ㊡

㊟ ..... マンホールトイレ    ㊠ ..... かまどベンチ

㊡ ..... マンホールトイレ周辺に設置されたソーラー照明

(5) 車中泊・テント泊避難が可能な公園・グラウンド

No.	名称	所在地	車中泊	テント泊
1	青山公園グラウンド	青山町 1-157	○	○
2	野田公園グラウンド	東刈谷町 2-14	○	○
3	原崎公園グラウンド	原崎町 2-600	○	○
4	日高公園グラウンド	日高町 5-100	○	○
5	狩野公園グラウンド	一ツ木町 2-11	○	○

6	金山運動広場	一里山町中本山 152	○	○
7	小垣江公園	小垣江町蛸ヶ坪 33	○	○

※物資等の支援を受けるためには開設している指定一般避難所への登録（届出）等が必要。

(6) ペット同行避難が可能な指定避難所

No.	名称	所在地
1	刈谷南中学校	住吉町 2-1
2	刈谷東中学校	山池町 1-201
3	富士松中学校	今川町花岡 114
4	雁が音中学校	築地町 3-9-1
5	依佐美中学校	小垣江町上沢渡 5-1
6	朝日中学校	野田町陣戸池 152

※飼育場所は原則、屋外の駐輪場。

(7) 応急仮設住宅建設候補地

No.	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡)	応急仮設住宅 建設可能戸数
1	双葉グラウンド	半城土町掛貝 3-9	20,000	279
2	公共用地 (一ツ木町 2 丁目)	一ツ木町 2-29-1	3,055	31
3	原崎公園	原崎町 2-600	7,200	57
4	野田公園	東刈谷町 2-14	9,800	74
5	井ヶ谷グラウンド	井ヶ谷町稲葉崎 42-4	11,500	136
6	青山公園	青山町 1-157	11,300	88
7	日高公園	日高町 5-100	6,400	60
8	狩野公園	一ツ木町 2-11	12,200	88
合 計			81,455	813

(8) マンホールトイレ設置箇所

ア 指定一般避難所

No.	名称	所在地	設置基数
1	刈谷南中学校	住吉町 2-1	9
2	刈谷東中学校	山池町 1-201	8
3	雁が音中学校	築地町 3-9-1	7
4	朝日中学校	野田町陣戸池 152	9
5	日高小学校	日高町 1-201	4
6	衣浦小学校	天王町 3-27	4
7	平成小学校	一ツ木町 3-18-1	4
8	小垣江小学校	小垣江町西王地 1-1	5
9	小垣江東小学校	小垣江町白沢 36	4
10	東刈谷小学校	東刈谷町 3-8	4
合 計			58

※下水道が供用開始されているエリアの学校に令和9年度にかけて整備予定

## イ 公園

No.	名称	所在地	設置基数
1	亀城公園	城町 1-1-1	10
2	岩ヶ池公園	東境町吉野 55	10
3	原崎公園	原崎町 2-600	10
4	野田公園	東刈谷町 2-14	10
5	青山公園	青山町 1-157	10
6	狩野公園	一ツ木町 2-11	10
7	日高公園	日高町 5-100	10
8	小垣江公園	小垣江町蛸ヶ坪 33	10
9	猿渡公園 (ミサガパーク)	半城土西町 2-4	10
10	フローラル・ガーデンよさみ	高須町石山 2-1	10
11	大手公園 (セントラルパーク)	大手町 2-25	10
合		計	110

## 4 救助施設

### (1) 医療救護所

No.	名称	電話番号	所在地
1	富士松中学校	36-0402	今川町花岡 114
2	かりがね小学校	22-2414	築地町 2-15-1
3	刈谷東中学校	21-0533	山池町 1-201
4	双葉小学校	21-0437	半城土中町 3-12-2
5	小垣江小学校	21-1080	小垣江町西王地 1-1

### (2) 後方支援病院

No.	名称	電話番号	所在地
1	辻村外科病院	36-5200	井ヶ谷町桜島 20-1
2	刈谷整形外科病院	23-1555	相生町 3-6
3	刈谷豊田東病院	62-5111	野田新町 1-101
4	刈谷記念病院	21-0123	小垣江町牛狭間 112
5	一里山・今井病院	26-6700	一里山町中本山 88

※刈谷記念病院は、休日、祝日、夜間を除く

### (3) 救急告示医療機関

名称	所在地	診療科目	電話番号
刈谷豊田総合病院 (災害拠点病院)	住吉町 5 - 1 5	内・消内・呼内・腎内・糖・分内・脳内・循 内・外・消外・呼外・乳外・放診・放治・心 臓・小外・精・病理・小・整外・リハ・脳外・ 皮・ひ・産婦・耳い・眼・麻・リウ・歯・歯 外	21-2450
辻村外科病院	井ヶ谷町 桜島 20-1	外・整外・脳外・消外・皮・放・麻・リハ・形外	36-5200

※診療科目については、WEB サイト：刈谷市医師会 HP[医療機関一覧表]より引用

(4) 飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリポート可能場所

ア 飛行場外離着陸場

No.	名称	所在地	緯度・経度	UTM ポイント
1	刈谷市総合運動公園	築地町荒田 1	35 度 1 分・137 度 0 分	(53SPU)8346 7696

(愛知県地域防災計画附属資料参照)

イ 緊急時ヘリポート可能場所

No.	名称	所在地
1	愛知教育大学	井ヶ谷町広沢 1(サッカー場、ラグビー場)
2	富士松中学校	今川町花岡 114(グラウンド)
3	刈谷南中学校	住吉町 2-1(グラウンド)
4	依佐美中学校	小垣江町上沢渡 5-1(グラウンド)
5	井ヶ谷グラウンド	井ヶ谷町稲葉崎 42-4
6	双葉グラウンド	半城土町掛貝 50
7	原崎公園	原崎町 2-600
8	野田公園	東刈谷町 2-14
9	刈谷市総合運動公園	築地町荒田 1

(愛知県地域防災計画附属資料参照)

5 活動拠点施設

(1) 拠点防災倉庫

No.	倉庫の名称	所在地	面積 (㎡)
1	中央基幹防災倉庫	御幸町 4-15	451. 21
2	北部防災倉庫	東境町高山 20-4	103. 55
3	中部防災倉庫	御幸町 4-15	166. 00
4	中部第二防災倉庫	築地町 5-22-6	103. 55
5	南部防災倉庫	高須町巽 5	102. 41
合 計			926. 72

(2) 防災活動拠点

ア 地区防災活動拠点 (市が設置)

No.	名称	所在地	面積 (ha)
1	刈谷市総合運動公園	築地町荒田 1	18. 4

イ 地域防災活動拠点 (県が設置)

No.	名称	所在地	面積 (ha)
1	刈谷市総合運動公園	築地町荒田 1	18. 4

## 6 給水施設、設備等

### (1) 上水道施設の現況

施設名	所在地	施設能力
水源浄水場	刈谷市西境町 清水 14-1	敷地面積 16,608.33 m <sup>2</sup> 取 水 17,800 m <sup>3</sup> /日(深井戸 10, 300 m <sup>3</sup> /日、 伏流水 7,500 m <sup>3</sup> /日) 浄 水 16,500 m <sup>3</sup> /日 (急速ろ過池…重力式 5 池、圧力式 3 機) 送 水 1,730 m <sup>3</sup> /日(送水ポンプ 55KW 2 台) 配 水 14,770 m <sup>3</sup> /日 (配水ポンプ 90KW 4 台) 配水池 { 1,700 m <sup>3</sup> 1 池 (RC) 1,100 m <sup>3</sup> 1 池 (RC) 2,000 m <sup>3</sup> 1 池 (RC)
一ツ木配水場	刈谷市一ツ木町 1-1-7	敷地面積 14,844.00 m <sup>2</sup> 配 水 12,430 m <sup>3</sup> /日(配水ポンプ 90KW 4 台) 配水池 { 2,500 m <sup>3</sup> 1 池 (PC) 3,000 m <sup>3</sup> 2 池 (PC) 4,000 m <sup>3</sup> 1 池 (PC)
南部配水場	刈谷市半城土町 三ツ又 42-1	敷地面積 9,854.37 m <sup>2</sup> 配 水 23,300 m <sup>3</sup> /日 (配水ポンプ 95KW~110KW 5 台) 配水池 { 2,000 m <sup>3</sup> 1 池 (RC) 2,100 m <sup>3</sup> 2 池 (RC) 4,000 m <sup>3</sup> 1 池 (PC)
横根配水場	大府市横根町 名高山 125-3	敷地面積 2,255 m <sup>2</sup> 配 水 8,200 m <sup>3</sup> /日(自然流下) 配水池 4,000 m <sup>3</sup> 1 池 (PC)

### (2) 応急給水用資機材保有状況

資機材名	容量	数量	保管場所
給水タンク車	2 t	2	水道課
給水タンク車	1.8 t	1	〃
積載用給水タンク	1.5 t	1	〃
〃	1 t	2	〃

### (3) 災害時井戸水提供の家

令和5年4月1日現在

登録件数	195件
------	------



## 7 その他

### (1) 災害廃棄物仮置場候補地

名称	所在地	所有者	面積
小垣江グラウンド	小垣江町大津崎 65	刈谷市	18,000 m <sup>2</sup>
刈谷市不燃物埋立場	泉田町南新田 16	刈谷市	27,484 m <sup>2</sup>
クリーンセンターグラウンド	半城土町東田 46	刈谷知立環境組合	3,740 m <sup>2</sup>
亀城公園運動広場	城町 2-2	刈谷市	63,969 m <sup>2</sup>
合 計			113,193 m <sup>2</sup>

※クリーンセンターグラウンドの面積は5,500 m<sup>2</sup>であるが、知立市と共用となるため、本市及び仮置場必要面積の合計の比で按分し、本市分を全体の68%とした。

(刈谷市災害廃棄物処理計画参照)

### (2) 遺体安置所候補地

No.	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (m <sup>2</sup> )
1	刈谷市体育館 (アリーナ)	逢妻町 4-32	1,829

IV 必需物資の備蓄  
1 備蓄品

令和5年4月1日現在

品目	保管場所	指定避難所(37箇所)					福祉避難所 (13箇所合計)	基幹倉庫 ・拠点倉庫 (5箇所合計)	合計	
		大学 (1箇所)	高校 (4箇所合計)	小中学校 (21箇所合計)	公共施設 (10箇所合計)	総合文化センター (帰宅困難者用) (1箇所)				
非常食	クラッカー	350	1,400	7,350	3,500	0	140	63,210	75,950	食
	アルファ米	300	1,200	6,300	3,000	0	1,750	59,650	72,200	食
	クッキー類	0	0	0	0	1,500	4,500	52,680	58,680	食
	保存飲料水(500ml)	288	1,152	6,048	2,880	1,296	1,584	132,504	145,752	本
	粉ミルク	100	400	2,100	1,000	0	0	1,200	4,800	食
	離乳食	36	144	756	360	0	0	288	1,584	食
	介護食	0	0	0	0	0	6,696	144	6,840	食
	とろみ調整食品	0	0	0	0	0	450	0	450	食
日用品等	ヘルメット	2	8	42	21	2	25	0	100	個
	懐中電灯	6	4	21	12	1	14	0	58	個
	手巻きラジオ	2	4	21	13	1	18	0	59	個
	LED防水ライト	1	4	21	10	1	12	0	49	台
	毛布	120	480	2,520	1,200	0	890	43,830	49,040	枚
	カーペット	40	160	840	400	0	40	0	1,480	枚
	ワンタッチパーティション	3	12	63	30	0	30	32	170	張
	エアーマット	60	240	1,260	600	0	720	60	2,940	枚
	カセットガスコンロ	5	20	105	50	0	45	5	230	台
	カセットガス発電機	2	8	42	20	1	53	22	148	台
	ガスボンベ	162	576	3,024	1,542	48	1,584	561	7,497	本
	かまどセット(5升)	1	4	21	10	0	1	1	38	個
	炊飯袋	300	1,200	6,300	3,000	0	3,600	0	14,400	枚
	紙コップ	320	1,280	6,720	3,200	0	4,080	160	15,760	個
	サランラップ	3	12	63	30	0	47	0	155	個
	食器セット	500	2,000	10,500	5,000	0	2,400	5,500	25,900	個
	哺乳瓶	100	400	2,100	1,000	0	345	1,260	5,205	本
	やかん 8ℓ	5	20	105	50	0	60	5	245	個
	ポリバケツ 12ℓ	10	36	210	160	0	68	20	504	個
	洗面器	10	40	210	160	0	120	0	540	個
	タオル	100	400	2,100	1,080	0	3,800	80	7,560	枚
	給水容器(10ℓ)	10	40	210	100	0	10	0	370	個
	飲料水用袋	200	800	4,200	2,000	0	200	12,600	20,000	枚
	ランタンライト	3	12	65	30	1	35	0	146	台
	ラジオ付ライト	3	12	61	30	0	34	0	140	台
	ローソク	3	12	63	34	0	52	5	169	個
簡易トイレ	4	16	84	40	2	30	831	1,007	基	
組立トイレ	1	4	21	10	0	1	2	39	基	
組立トイレ(身障者用)	1	4	21	10	0	8	0	44	基	
携帯トイレ	400	1,600	8,400	4,000	400	9,600	10,800	35,200	個	
消火・救助用資機材	担架	2	8	42	20	0	5	10	87	台
	クリップ(大型)	1	4	21	10	0	1	1	38	本
	クリップ(中型)	2	8	42	23	0	3	2	80	本
	ツルハシ	3	12	63	30	0	3	10	121	本
	掛矢	2	8	41	20	0	2	4	77	丁
	ハンマー	2	8	42	20	0	2	4	78	本
	剣先スコップ	5	20	105	50	0	5	11	196	本
	バール	3	13	62	36	0	3	2	119	本
	ノコギリ	3	12	63	30	0	3	6	117	本
	玄能	3	12	65	34	0	5	5	124	本
	釘抜	3	12	65	32	0	5	4	121	本
	オノ	2	8	42	20	0	2	2	76	丁
	油圧式ジャッキ	2	8	42	20	0	2	0	74	台
	軍手	12	48	300	252	0	108	60	780	双
	ホイッスル	5	20	105	51	0	15	5	201	個
	メガホン	5	20	105	50	0	19	5	204	個
	ハンドメガホン	2	8	42	20	2	0	0	74	台
トラロープ(12mm×200m)	1	4	21	10	0	8	4	48	巻	
ゴム長靴	3	12	63	30	0	2	0	110	足	
防煙マスク	5	20	105	55	0	7	16	208	枚	
土のう袋	200	800	4,200	2,000	0	200	0	7,400	枚	
ブルーシート	65	260	1,360	615	0	70	1,116	3,486	枚	

品目	保管場所	指定避難所(37箇所)					福祉避難所 (13箇所合計)	基幹倉庫 拠点倉庫 (5箇所合計)	合計	
		大学 (1箇所)	高校 (4箇所合計)	小中学校 (21箇所合計)	公共施設 (10箇所合計)	総合文化センター (帰宅困難者用) (1箇所)				
消火・ 救助用資 機材	一輪車	1	4	21	10	0	2	14	52	台
	台車	1	4	21	7	0	11	6	50	台
	投光器	1	4	21	10	0	14	1	51	台
	コードリール	3	8	42	20	1	54	8	136	台
	ストロングライト	2	8	42	20	0	24	14	110	台
	消火器	3	12	63	30	0	12	25	145	本
	組立式簡易貯水槽(2.5t)	1	4	21	10	0	1	1	38	基
	緊急浄水装置	0	0	6	0	0	0	4	10	台
	オストメイト専用トイレ	0	0	0	0	0	5	0	5	基
	ストーマ装具(消化器系)	0	0	0	0	0	300	0	300	枚
	ストーマ装具(尿路系)	0	0	0	0	0	100	0	100	枚
	ポータブル電源	0	0	0	0	0	10	0	10	台
衛 生 用 品	災害用救急箱	1	4	21	10	0	11	0	47	個
	使い捨てカイロ	60	240	1,260	600	1,920	720	0	4,800	個
	ティッシュペーパー	30	120	625	300	0	240	840	2,155	箱
	トイレットペーパー	96	384	2,268	960	0	1,152	4,294	9,154	個
	ウェットティッシュ	300	1,200	6,300	3,000	0	1,500	20,400	32,700	枚
	生理用品 昼用	240	960	5,040	2,400	240	0	27,120	36,000	枚
	生理用品 夜用	75	300	1,575	750	75	0	1,725	4,500	枚
	子ども用おむつ	264	1,056	5,544	2,640	0	1,282	22,946	33,732	枚
	大人用おむつ	92	368	1,932	920	0	340	9,340	12,992	枚
大人用おむつ(テープタイプ)	0	0	0	0	0	300	4,324	4,624	枚	
感 染 症 対 策 用 品	非接触型体温計	1	4	21	10	1	12	0	49	台
	脇下式体温計	2	8	42	20	2	24	0	98	台
	フェイスシールド	8	32	168	80	8	120	0	416	個
	マスク	200	800	4,200	2,000	400	2,300	0	9,900	枚
	手指消毒液 1L	5	20	105	50	5	60	0	245	個
	防護メガネ	10	40	210	100	10	120	30	520	個
	感染防止衣セット(感染予防着)	10	40	210	100	10	120	0	490	着
	次亜塩素酸消毒液(50/箱)	1	4	21	10	1	12	1	50	箱
	簡易ベッド	1	4	940	262	36	63	251	1,557	台
	段ボールベッド	0	0	102	28	4	108	23	265	台
段ボール間仕切り	0	0	240	343	68	192	394	1,237	組	

## 2 医薬品その他衛生材料

### (1) 災害用救急箱

指定避難所等 47 セット

### (2) 災害用医療セット

各医療救護所 5 セット

### (3) 防疫用資機材

令和6年1月1日現在

名称	数量	保管場所
動力噴霧機（二兼機）	27台	保健センター倉庫
肩掛噴霧機	2台	〃

### (4) 防疫用薬剤

令和6年1月1日現在

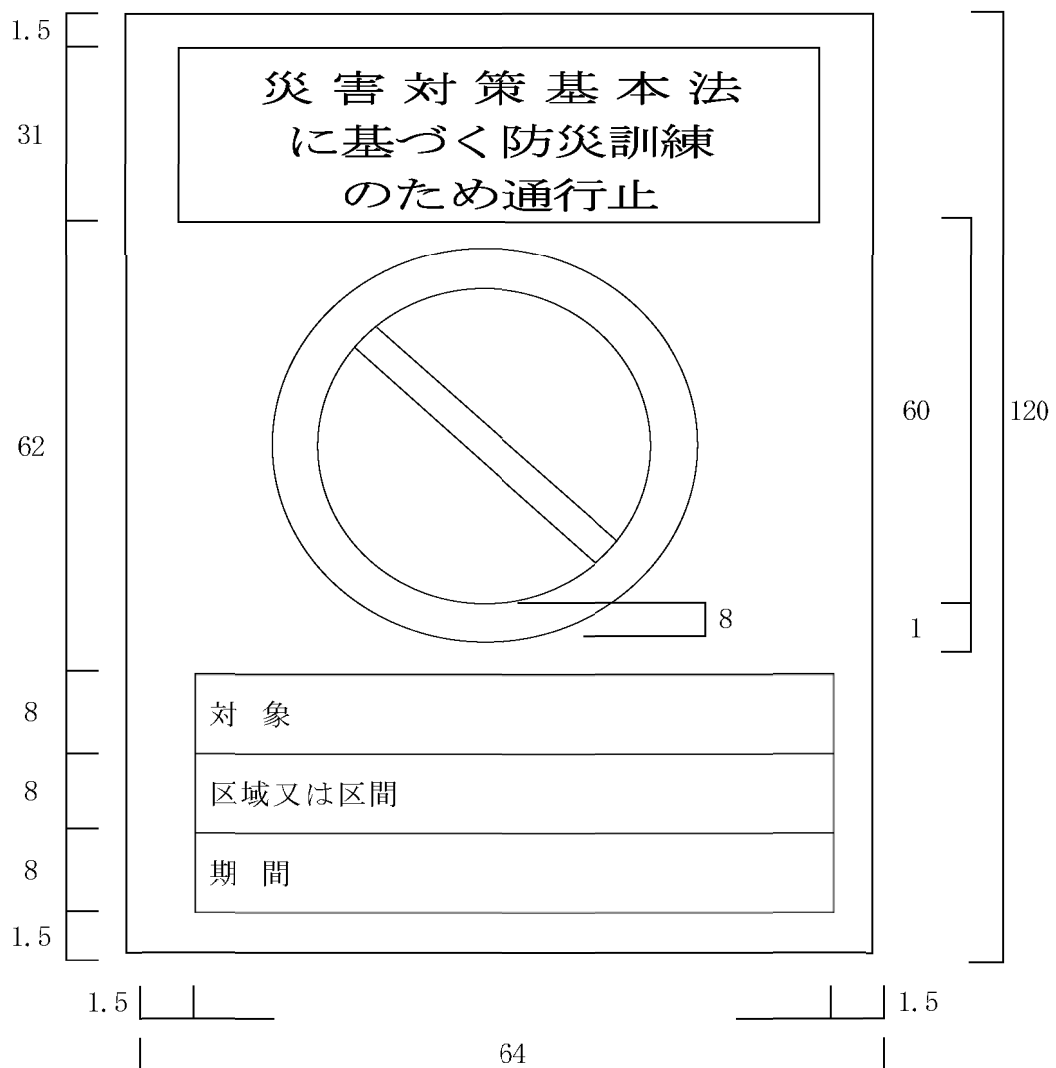
名称	数量	保管場所	備考
ピレハイス油剤（18㍓）	17缶	保健センター倉庫	殺虫剤
スミチオン粉剤（10kg）	13袋	〃	殺虫剤
クレゾール石鹼水（18㍓）	4缶	〃	殺菌剤

## 3 炊き出し施設

名称	所在地	給食能力
第一学校給食センター	小垣江町白沢 36	1日最高10,000食
第二学校給食センター	新田町 2-51	1日最高12,000食

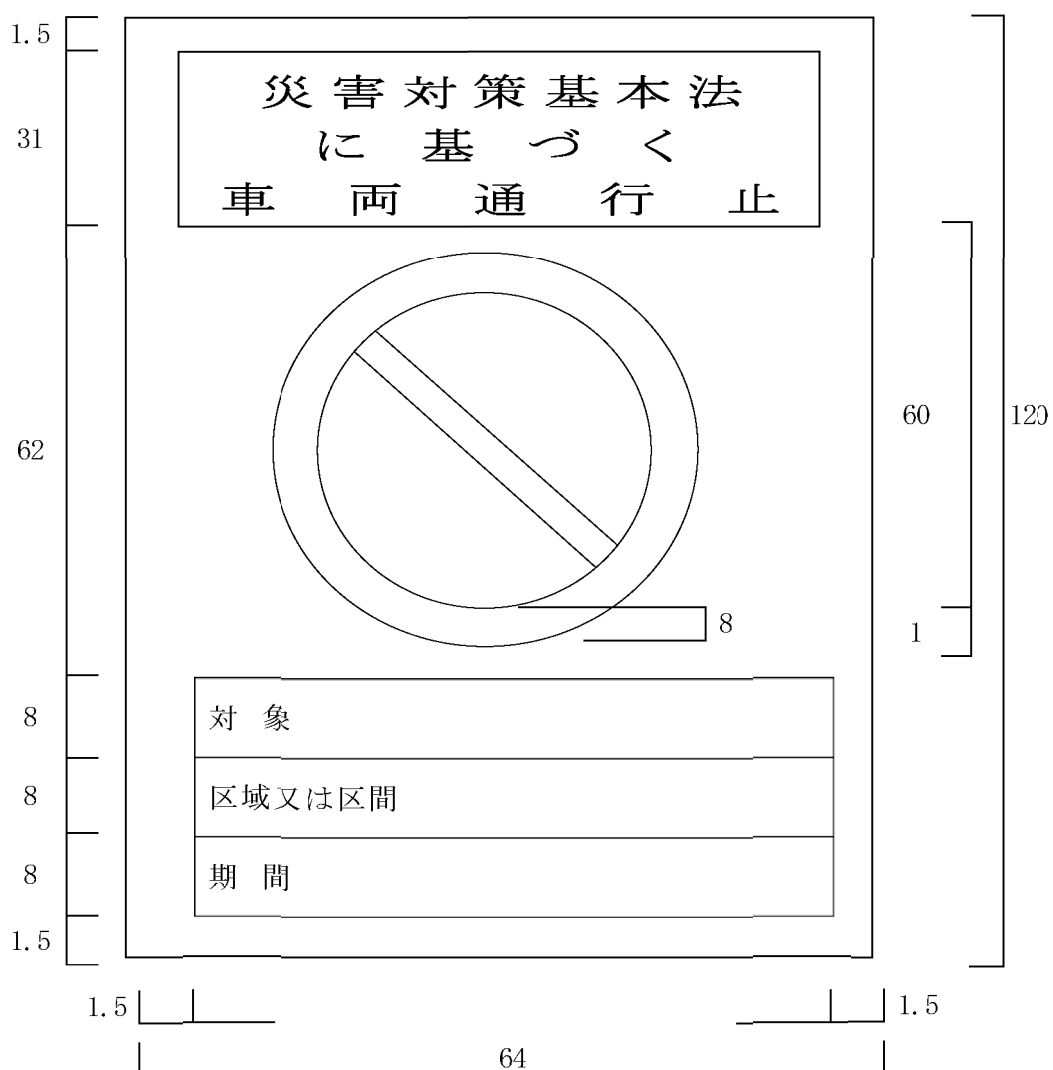
## V 交通規制標示

### 1 訓練時における交通規制標示



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色，斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
  - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

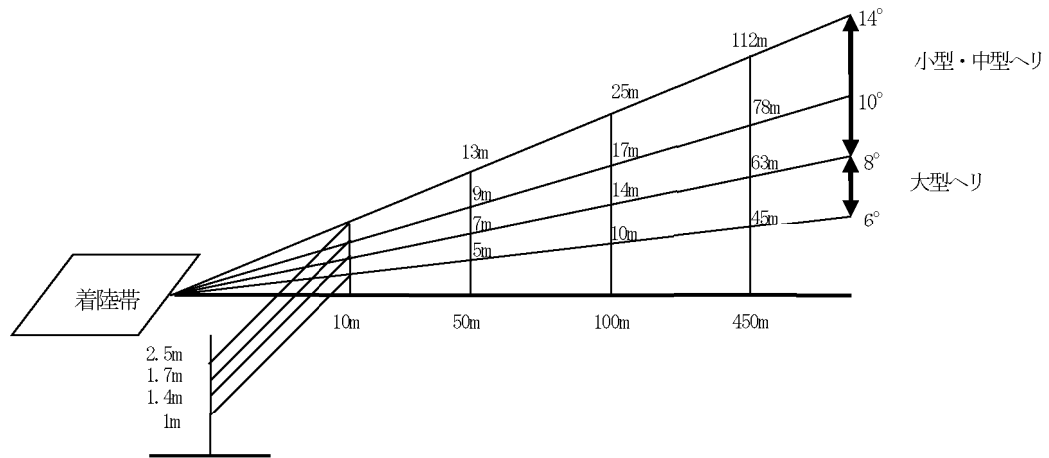
## 2 災害時における交通規制標示



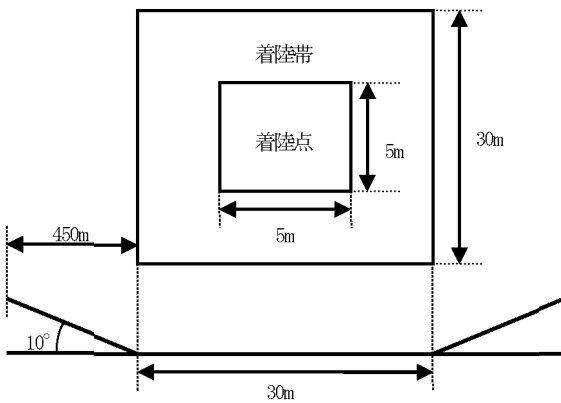
- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色，斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
  - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

VI ヘリポート着陸地点及び無障害地帯の基準等

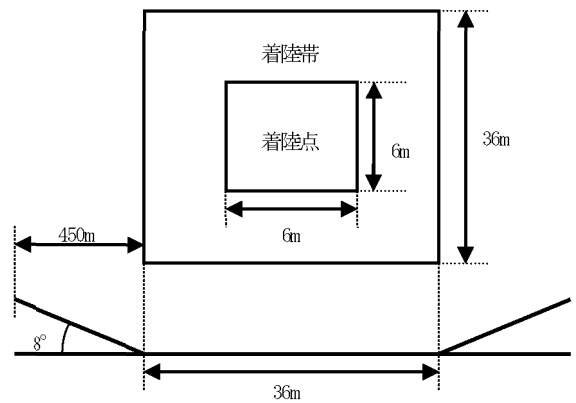
1 着陸地点及び無障害地帯の基準



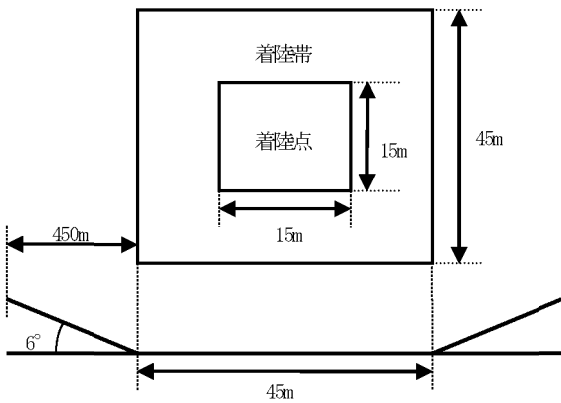
(1) 小型機 (OH-6) の場合



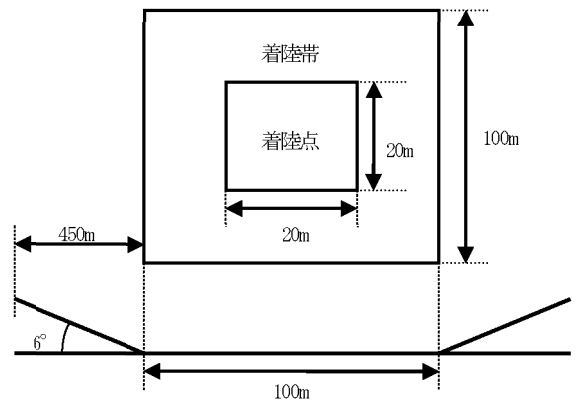
(2) 中型機 (UH-1) の場合



(3) 大型機 (UH-60J) の場合

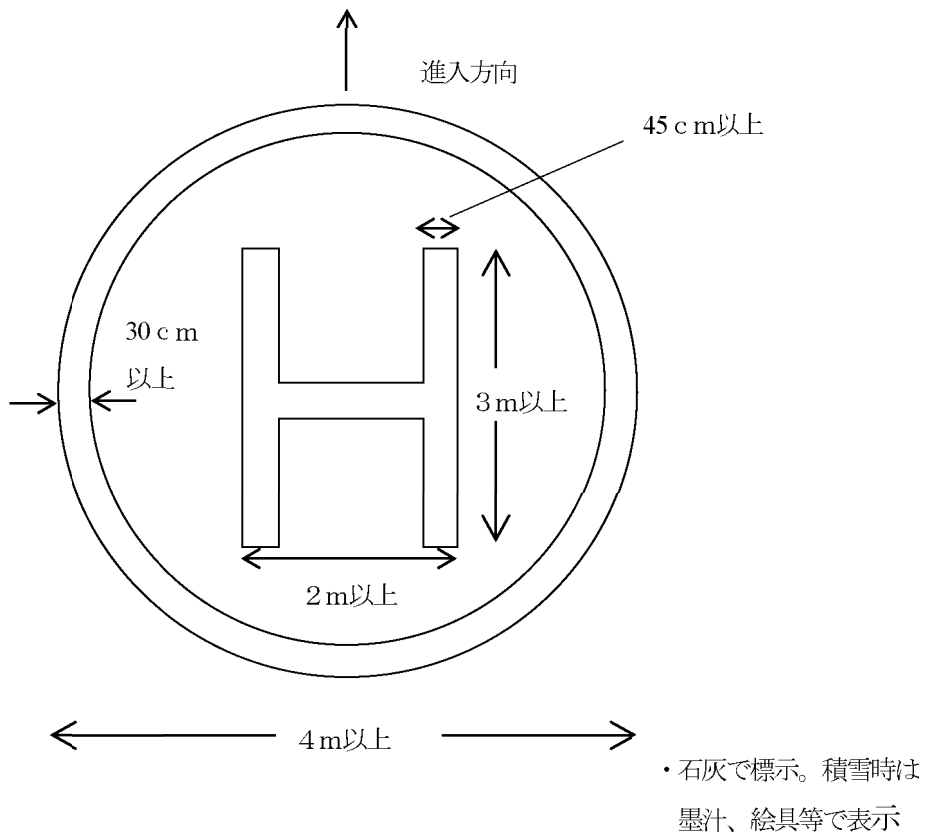


(4) 大型機 (CH-47) の場合

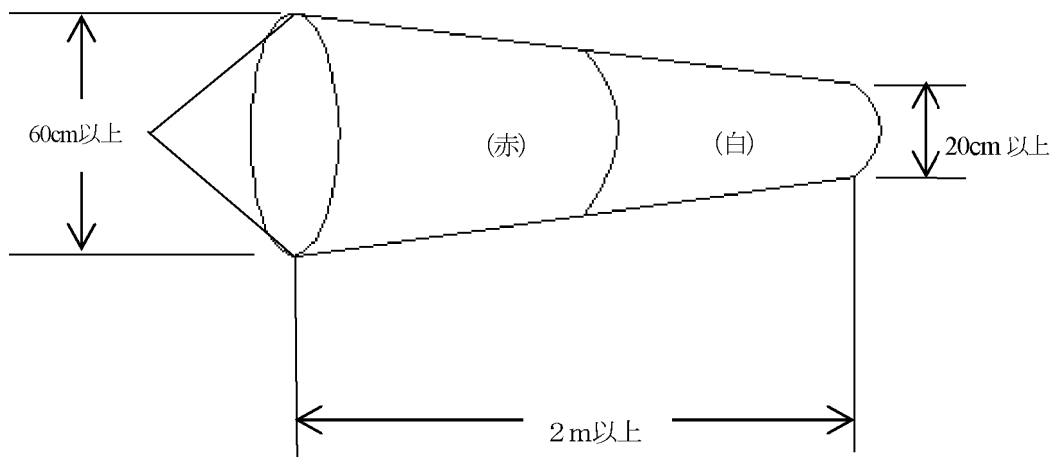


## 2 (H) 記号及び吹き流しの基準

### (1) (H) 記号の基準



### (2) 吹き流しの基準



- ・生地は繊維
- ・形は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚





資料編

様式



県様式 1

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
①東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
④応急の救護を要すると認められる者の救護・保護	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑨地震災害警戒本部(災害対策本部)の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

県様式 2

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	①	危険事態、異常事態の発生状況			
	避難 の 経 過	措置事項			
	避難 状 況 の 完 了		避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
		②			
地 震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難指示			
	④	消防、水防その他応急措置			
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護・保護			
	⑥	施設・設備の整備及び点検			
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持			
	⑧	緊急輸送の確保			
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
		備 考			

消防庁第 4 号様式 (その 1)

(市町村・愛知県用)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	愛知県
市町村 (消防本部名)	刈谷市
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

消防庁第 4 号様式（その 1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	愛知県
市町村 (消防本部名)	刈谷市
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること				発生日時	月 日 時 分				
	a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況 b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況 c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況 d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況 e その他これらに類する災害の概況										
被害の状況	人的被害	死者	判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入す				棟	床上浸水	棟		
		うち 災害関連死者	人	住家被害			半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人	一部破損	棟	未分類	棟		
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。 また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。 なお、避難勧告等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。										

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

消防庁第4号様式(その1)別紙

都道府県名 ( 愛知県 )

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時
刈谷市									

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。



年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時		年 月 日 時 分							
発 信 場 所													
発 信 機 関		刈谷市		発 信 者									
受 信 機 関				受 信 者									
区 分		被 害		区 分		被 害							
人 的 被 害	死 者	1	人	河 川	橋りょう	31	か所	そ の 他	水産被害	61	千円		
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		商工被害	62	千円		
	負 傷 者	重傷	3		人	越 水	33		か所	その他	63	千円	
		軽傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34		か所	被害総額	64	千円	
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部 設置状況	65	設置			
		6	世帯		砂 防	36	か所		66	廃止			
		7	人		清掃施設	37	か所	避難指示等の 状況	67	地区			
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		68	世帯			
		9	世帯		地すべり	39	か所		69	人			
		10	人		土石流	40	か所	消防職員出動 延人数	70	人			
	一 部 破 損	11	棟		鉄道不通	41	か所	消防団員出動 延人数	71	人			
		12	世帯		被害船舶	42	隻	避難所数	72	か所			
		13	人		水 道	43	戸	避難人数	73	人			
	床 上 浸 水	14	棟		電 話	44	回線	避難人数 (うち自主避難)	74	人			
		15	世帯		電 気	45	戸	避難世帯数	75	世帯			
		16	人		ガ ス	46	戸	避難世帯数 (うち自主避難)	76	世帯			
	床 下 浸 水	17	棟		ブロック塀等	47	か所	被害程度及び応急対策状況（経過）					
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯						
19		人	り災者数	49	人								
非 住 家	公共建物	20	棟	火 災 発 生	建 物	50	件						
	その他	21	棟		危 険 物	51	件						
そ の 他	田	流失・埋没	22	ha	そ の 他	52	件						
		冠 水	23	ha	公立文教施設	53	千円						
	畑	流失・埋没	22	ha	農林水産業施設	54	千円		要 請 事 項				
		冠 水	23	ha	公共土木施設	55	千円						
	文教施設	26	か所	その他の公共施設	56	千円							
	病 院	27	か所	小 計	57	千円							
	道 路	損 壊	28	か所	そ の 他	農産被害	58	千円					
冠 水		29	か所	林産被害		59	千円						
(うち通行不能)		30	か所	畜産被害		60	千円						

（注）速報の場合は 5 3 から 6 4 までの項目については報告する必要はない。

県様式3

(市町村用)

人 的 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1. 死亡（災害関連死を含む） 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏 名 等	（氏名 ）（生年月日 ） （性別 男 ・ 女 ・ 不明 ）	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項（応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等）		

避難状況・救護所開設状況（第 報）

報告の時点		日 時 分現在		受信時刻		時 分					
発信機関		刈谷市		受信機関							
発信者名				受信者名							
内 容											
避難状況	避難先	地区名	緊急安全確保、 避難指示の種別 及び日時	避難指 示世帯 数	避難指 示人数	避難 実世帯 数	避難 実人数	屋内 屋外の 別	今後の見通し	最大 世帯 数	最大 人数
			(緊急) (指示) 日 時 分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(緊急) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数		実 施 機 関				収容人数の最大値		
			受 入	搬 送					重 傷	軽 傷	

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

県様式 5

(市町村・愛知県用)

## 公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分 現在	発信時刻	時 分
発信機関	刈谷市	受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア. 河川    イ. 海岸    ウ. 貯水池・ため池等    エ. 砂防 オ. 港湾・漁港    カ. 道路    キ. 水道施設 ク. その他 ( )		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管理者	( 電話 )	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

文 書 番 号  
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

刈谷市長 ○ ○ ○ ○

部隊等の派遣要請依頼書

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由  
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣要請を依頼する理由

- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域
  - (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防輸送、防疫等）
- 4 その他参考となるべき事項  
その他の細部については、  
において調整する。

(注) 2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現とすること。

文書番号

平成 27 年 11 月 4 日

愛 知 県 知 事 殿

刈谷市長 ○ ○ ○ ○

## 部隊等の派遣要請依頼書

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

## 記

**1 災害の情况及び災害派遣を依頼する理由**

平成 27 年 11 月 4 日、巨大地震の発生により、市内で震度 7 の地震が観測されるとともに市沿岸部に津波が襲来し、甚大な被害が発生しており、さらに、市全域で建物倒壊が多数発生し、早急に被災者の救出を行う必要があるものの、警察・消防による救出救助活動が難航していることから、自衛隊の災害派遣をお願いしたい。

**2 派遣を希望する期間**

平成 27 年 11 月 4 日（水）○○時から活動終了までに必要とする時間

**3 派遣を希望する区域及び活動内容**

## (1) 区域

市全域

## (2) 活動内容

- ・ 被害状況把握のための航空機による偵察
- ・ 要救助者の捜索・救出救助活動

**4 その他参考となるべき事項**

連絡責任者 ○○市○○課長 ○○○○（電話○○○○）

部隊活動拠点 ○○市○○町○○番地 ○○公園

文 書 番 号  
年 月 日

愛知県知事 殿

刈谷市長 ○ ○ ○ ○

災害派遣部隊撤収要請依頼書

自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、  
月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。

被災状況調査表（被災者台帳）

住 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊

被災発生原因	刈谷市		世帯主又は代表者	住所氏名	電話
被災年月日	年 月 日	被災場所	住所氏名	住所氏名	電話
調査年月日	年 月 日	会社、アパート等名称等	物件所有者		
権証証明書番号	年 月 日	被災物件用途別	住所氏名		
		個人・併用・会社・マンション・寮・アパート・他( )			

被災者調査表		備考				応急救助状況(台帳)										五十音							
氏名	満年齢	続柄	性別	職業	学校別	学年	死亡者	負傷者	体格	罹のサイズ	罹の先(TEL)	住民CD	避難所	炊出し等	医療	助産	学用品	埋葬	死体処理	救出			
1		主	男	女	小	中		重	大中小														家
2			男	女	小	中		重	大中小														族
3			男	女	小	中		重	大中小														数
4			男	女	小	中		重	大中小														
5			男	女	小	中		重	大中小														中
6			男	女	小	中		重	大中小														学
7			男	女	小	中		重	大中小														生
8			男	女	小	中		重	大中小														
9			男	女	小	中		重	大中小														小
																							学
																							生

被災家屋調査表		※調査員意見				備考(本欄に記入した人は文末にサインすること)																						
全壊・焼	大規模半壊	半壊・焼	一部損壊	浸水	全壊・焼	大規模半壊	半壊・焼	一部損壊	浸水	農地・宅地・その他	面積	土砂の流入・流出	避難所収容	要出	要貸付	要住宅	要急修	要上	要中	要下	要生保	家財	課税	その他	調査員	課	印	
借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家	借家
間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借	間借
%	%	%	%	%	cm	cm	%	%	%	%	cm	cm	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

非住 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊



罹災証明書交付申請書

年 月 日

刈谷市長

〒 -

申請者 住 所 .....  
 氏<sup>フリガナ</sup>名 .....  
 生年月日 ..... 年 月 日 .....  
 電話番号 (.....) ..... - .....

次のとおり申請します。

なお、罹災証明書に係る情報を市の関係部署に提供すること及び住家の被害認定調査に協力することを承諾します。

被災住家に居住する世帯の世帯主	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	氏 <sup>フリガナ</sup> 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	生年月日	年 月 日
罹 災 原 因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
罹 災 年 月 日	年 月 日	
被災住家の所在地	<input type="checkbox"/> 被災住家に居住する世帯の世帯主の住所と同じ	
書 類 送 付 先 <small>※申請者住所と異なる場合のみ記入</small>	〒 -	
特 記 事 項		
<input type="checkbox"/> 「自己判定方式」によることを希望します。また、被害の判定について、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定と決定されることに同意します。		

## 罹 災 証 明 書

世 帯 主 住 所	
世 帯 主 氏 名	

罹 災 原 因	
---------	--

被 災 住 家 <sup>※</sup> の 所 在 地	
住 家 <sup>※</sup> の 被 害 の 程 度	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	
-----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年      月      日

刈谷市長



罹災届出書

年 月 日

刈谷市長

届出者 住 所 .....  
 氏<sup>フリガナ</sup>名 .....  
 生年月日 ..... 年 月 日  
 電話番号 ..(.....).....-

次のとおり被害を受けたことを届け出ます。

罹災資産の種類		<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 塀等の工作物 <input type="checkbox"/> 償却資産 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他 ( )
罹災場所		
罹災資産の所有者	住 所	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ
	氏 <sup>フリガナ</sup> 名	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ
届出者と罹災資産との関係		<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他 ( )
罹災原因		<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> その他 ( )
罹災年月日		年 月 日
被害状況		

罹災届出証明書

上記のとおり届出があったことを証明する。

年 月 日

刈谷市長



県災害救助の手引き様式 1 の 1

## 発 生 情 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	刈谷市
所 属	
報 告 者	
電 話 等	

## 1 災害の発生日時、場所、原因及び被害の概況

## 2 被害状況調（概数）（ 月 日 時 分現在）

県防災情報システムに入力済

人的被害		人	住家被害	棟	世帯	人員
死 者			全壊、全焼又は流失			
行方不明			半壊、又は半焼			
負 傷	重 傷		一 部 損 壊			
	軽 傷		床 上 浸 水			
	小 計		床 下 浸 水			

## 3 すでにとった措置

## 4 今後の救助措置の見込み

## 5 その他事項

※ 「2 被害状況調」は、原則、愛知県防災情報システムに入力した上で、「県防災情報システムに入力済」と記載し、数値の記載を省略すること。ただし、県防災情報システムは使用できない場合、この限りではない。

<b>記載例</b>
------------

## 発 生 情 報

報告日時	〇〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
市町村名	刈谷市
所 属	災害対策本部〇〇班
報 告 者	愛知 太郎
電 話 等	6 0 0 - 0 0 0 0

### 1 災害の発生日時、場所、原因及び被害の概況

(土砂災害の例)

〇年〇月〇日からの梅雨前線豪雨により、市内南部において〇時〇分より〇時〇分までの〇時間内に〇mmから〇mmの降雨量に達し、〇〇町ほか〇箇所において土石流が発生した。判明している被害は、2のとおりであり、災害救助法施行令第1条第1項第4号に該当する。なお、被害は、今後拡大する見込である。

(台風の場合)

〇月〇日〇時〇分に上陸した台風〇号により、〇時〇分より〇時〇分までの〇時間内に〇mmから〇mmの降雨量に達し、〇〇川ほか市内の多数の河川の増水などにより浸水被害が発生した。判明している被害は、2のとおりであり、災害救助法施行令第1条第1項第4号に該当する。なお、被害は、今後拡大する見込である。

(地震の場合)

〇月〇日〇時〇分に発生した地震により、市内で震度〇を記録し、市内〇〇を中心に被害が発生した。判明している被害は、2のとおりであるが、詳細は調査中で、今後増加する見込である。

なお、〇〇において、県道〇号線が通行止めになったほか、山腹の崩壊等により〇〇へ通じるすべての道路が遮断され、ヘリコプターによる救助要員の派遣及び救助物資の搬入が必要となっており、災害救助法施行令第1条第1項第3号に該当する。

### 2 被害状況調（概数）（〇月〇日〇時〇分現在）

県防災情報システムに入力済み

### 3 すでにとった措置

- ・ 避難所の設置（設置数及び避難人員等は調査中）
- ・ 炊き出しその他による食品の給与（給与人員、給与数は調査中）

### 4 今後の救助措置の見込み

- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ・ 学用品の給与 その他

### 5 その他事項

特になし

県災害救助の手引き様式 2

番 号  
年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○ 殿

刈谷市長 ○ ○ ○ ○ 印

災害救助法の適用について（依頼）

○○年○月○○日に発生した<災害名>により、下記のとおり多大な被害が発生しましたので、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要請します。

記

1 被害の状況

（ 年 月 日 時 分現在）

人的被害		人	住家被害	世 帯
死 者			全壊、全焼又は流失（A）	
行 方 不 明			半壊、又は半焼（B）	
負 傷	重 傷		一部損壊	
	軽 傷		床上浸水（C）	
	小 計		床下浸水	

滅失世帯数          世帯      ※ 滅失世帯数 = (A) + (B) / 2 + (C) / 3

2 災害救助法施行令第 1 条第 1 項の該当条項  
第○号

3 すでにとった措置

4 今後とろうとする措置

担 当    ○○部○○○○課○○担当  
無 線    (発信番号) 000-0000  
電 話    0000-00-0000  
F A X    0000-00-0000  
e-mail    aaaaaa@city.aaaa.lg.jp

## 県災害救助の手引き様式 2

## 記載例

5 災 第 6 7 4 号  
令和 5 年 1 2 月 3 1 日

愛知県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

刈谷市長 ○ ○ ○ ○

## 災害救助法の適用について（依頼）

令和 5 年 1 2 月 3 1 日に発生した三河湾の地震により、下記のとおり多大な被害が発生しましたので、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要請します。

記

## 1 被害の状況

(令和 5 年 1 2 月 3 1 日午後 4 時 3 0 分現在)

人的被害		人	住家被害	世帯
死	者	10	全壊、全焼又は流失（A）	30
行	方不明	3	半壊、又は半焼（B）	60
負 傷	重傷	11	一部損壊	100
	軽傷	89	床上浸水（C）	0
	小計	100	床下浸水	0

滅失世帯数 60世帯 ※ 滅失世帯数 = (A) + (B) / 2 + (C) / 3

## 2 災害救助法施行令第 1 条第 1 項の該当条項

第 4 号

〔地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。〕

## 3 すでにとった措置

- ①避難所の設置（○箇所、避難人員は調査中）
- ②炊出しその他による食品の給与（給与人員、給与数は調査中）
- ③被服、寝具その他生活必需品の給与（給与人員、給与数は調査中）

## 4 今後とらうとする措置

- ①医療（救護所の設置）
- ②応急仮設住宅の設置
- ③住宅の応急修理

担 当 危機管理課（愛知）  
無 線 000-0000  
電 話 0500-00-0000  
F A X 0500-00-0500  
e-mail aaaaaa@city.aaaaa.lg.jp

県災害救助の手引き様式3の1

番 号  
年 月 日

<市町村名>長 ○○ ○○ 殿

愛知県知事 ○○ ○○ 印

災害救助法による救助の実施について（通知）

○○年○月○○日に発生した< 災 害 名 > に関し、○月○日から <市  
(区) 町村名>の区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用し、  
救助を実施することとしました。

担 当 防災安全局防災部災害対策課  
支援グループ（○○）  
無 線 (発信番号) 600 - 2567  
電 話 052-954-6149  
FAX 052-954-6912  
E-mail saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp



県災害救助の手引き様式3の2

番  
年 月 日

<市町村名>長 ○○ ○○ 殿

愛知県知事 ○○ ○○ 印

災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うことと  
することについて（通知）

○○年○月○○日に発生した< 災 害 名 >に関し、災害救助法（昭和  
22年法律第118号）による救助を実施するにあたり、同法第13条第1項  
の規定に基づき下記1の内容については貴職が行うこととし、その期間につ  
いては下記2のとおりとしたので通知します。

記

- 1 救助の種類
- 2 救助の期間  
災害救助法施行細則に定める期間

担 当	防災安全局防災部災害対策課 支援グループ（○○）
無 線	（発信番号）600 - 2567
電 話	052-954-6149
F A X	052-954-6912
E-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

県災害救助の手引き様式4の1

中間・決定 情報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	刈谷市
所 属	
報 告 者	
電 話 等	

1 災害の発生日時、場所、原因及び被害の概況

2 被害状況調（ 月 日 時 分現在）

人的被害	人	住家被害	棟	世帯	人員
死 者		全壊、全焼又は流失			
行方不明		半壊、又は半焼			
負 傷	重 傷	一 部 損 壊			
	軽 傷	床 上 浸 水			
	小 計	床 下 浸 水			

3 救助の種類別実施状況（ 月 日 時 分現在）

救助の種類	実施状況		救助の種類	実施状況	
避難所の設置	延	人	救出	延	人
応急仮設住宅の供与		戸	住宅の応急修理	延	世帯
食品の給与	延	人	学用品の給与	延	人
飲料水の供給	延	人	埋葬	延	人
生活必需品の給与	延	世帯	死体の搜索	延	人
医療	延	人	死体の処理	延	人
助産	延	人	障害物の除去	延	世帯

4 救助費概算（見込）額調

別紙 「災害救助費概算額調」のとおり

5 救助費の予算措置の概況

※ 「2 被害状況調」は、愛知県防災情報システムに入力済みである場合には、表に代えて「県防災情報システムに入力済み」と記載し、数値の記載を省略することができる。

県災害救助の手引き様式4の1

中間・決定情報

報告日時	〇〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
市町村名	刈谷市
所属	災害対策本部〇〇班
報告者	愛知 太郎
電話等	600-0000

1 災害の発生日時、場所、原因及び被害の概況

※ 災害発生情報にその後の状況を加えて記載する。

2 被害状況調（〇月〇日〇時〇分現在）

県防災情報システムに入力済み

3 救助の種類別実施状況（ 月 日 時 分現在）

救助の種類	実施状況			救助の種類	実施状況		
避難所の設置	延	00,000	人	救出	延	00	人
応急仮設住宅の供与		0,000	戸	住宅の応急修理	延	000	世帯
食品の給与	延	00,000	人	学用品の給与	延	000	人
飲料水の供給	延	00,000	人	埋葬	延	00	人
生活必需品の給与	延	0,000	世帯	死体の捜索	延	00	人
医療	延	00	人	死体の処理	延	000	人
助産	延	0	人	障害物の除去	延	00	世帯

4 救助費概算（見込）額調

別紙 「災害救助費概算額調」のとおり

5 救助費の予算措置の概況

〇〇年〇月補正予算に計上予定

県災害救助の手引き様式4の3【おそれ適用】

中間・決定 情報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	刈谷市
所 属	
報 告 者	
電 話 等	

1 避難及び救助の実施状況調（ 月 日 時 分現在）

(1) 避難指示等の発令状況

(2) 避難所開設状況及び避難者数等

事前避難又は救助実施に係る避難先の市町村名※	
避難所数	カ所
避難者数	人
うち、要配慮者の避難者数	人

※広域避難の場合に限る

2 救助の種類別実施状況（ 月 日 時 分現在）

救助の種類	実施状況		救助の種類	実施状況	
避難所の設置	延	人	要配慮者の輸送	延	世帯

3 救助費概算（見込）額調

別紙「災害救助費概算額調」のとおり

4 救助費の予算措置の概況

※ 「2 被害状況調」は、愛知県防災情報システムに入力済みである場合には、表に代えて「県防災情報システムに入力済み」と記載し、数値の記載を省略することができる。

県災害救助の手引き様式4の3【おそれ適用】

中間・**決定** 情報

報告日時	〇〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
市町村名	刈谷市
所 属	災害対策本部〇〇班
報 告 者	愛知 太郎
電 話 等	600-0000

## 1 避難及び救助の実施状況調（ 月 日 時 分現在）

## (1) 避難指示等の発令状況

※事前避難・避難所の供与の実施状況にその後の状況を加えて記載する。

## (2) 避難所開設状況及び避難者数等

県防災情報システムに入力済

## 2 救助の種類別実施状況（ 月 日 時 分現在）

救助の種類	実施状況			救助の種類	実施状況		
避難所の設置	延	0000	人	要配慮者の輸送	延	00	世帯

## 3 救助費概算（見込）額調

別紙「災害救助費概算額調」のとおり

## 4 救助費の予算措置の概況

災 害 救 助 費 概 算 額 調  
( 災 害 名 )

愛知県刈谷市

種 目 別 区 分			員数	単価	金額	備 考
I 救 助 業 務 に 要 し た 経 費				円	円	
1 救 助 費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	世帯			
		借上型仮設住宅	世帯			
		応急修理期間における 応急仮設住宅の使用	世帯			
		計	世帯			
(3)		炊出しその他による食品の給与費	延人			
(4)		飲料水の供給費				
(5)	被災者 その他生活必需品 給与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び 助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)		被災者の救出費	人			
(8)	住宅の 応急修理費	半壊以上	世帯			
		準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)		生業に必要な資金の貸与費	世帯			
(10)	学用品の 給与費	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		計	人			
(11)	埋葬費	大人	体			
		小	体			
		計	体			
(12)		死体の捜索費	体			
(13)	死体の 処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)		障害物の除去費	世帯			
(15)		輸送費				
(16)		賃金職員等雇上費				
2 実 費 弁 償 費			人			
3 扶 助 金			件			
4 損 失 補 償			件			
5 法 第 19 条 の 補 償						
II 救 助 事 務 に 要 し た 経 費						
1 都 道 府 県 事 務 費						
2 市 町 村 事 務 費						
3 法第20条第1項の求償に係る事務費						
4 災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)						
(合 計)						

県災害救助の手引き様式5

救助実施記録日計票

救助の種類
-------

市 町 村 名	刈谷市
責 任 者 氏 名	
地区責任者氏名	

NO. \_\_\_\_\_ 月 日 時 分現在

員数（世帯）	
品 目 （数量・金額）	
受入先	
払出先	
場 所	
方 法	
記 事	

（記入要領）

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録票ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えば No.10 の次に No.5 の分を訂正する場合には、「No.11 (No.5 訂正)」のように記載のうえ、No.5 の記録票には朱で×印を付し、「(No.11 に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。  
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種類別欄は、災害救助法第4条第1項の救助の種類を記入する。
- 4 機械・器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- 6 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分があるときは、それぞれ別に記録票を作成する。

記載例

救助実施記録日計票

救助の種類 避難所の供与
-----------------

市 町 村 名	刈谷市
責 任 者 氏 名	〇〇 〇〇
地区責任者氏名	〇〇 〇〇

NO. 〇 〇月〇〇日〇時〇〇分現在

員数（世帯）	200人（80世帯）
品 目 （数量・金額）	—
受入先	—
払出先	—
場 所	〇〇小学校
方 法	被災した住民を〇〇小学校体育館に収容
記 事	—

（記入要領）

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録票ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えば No.10 の次に No.5 の分を訂正する場合には、「No.11 (No.5 訂正)」のように記載のうえ、No.5 の記録票には朱で×印を付し、「(No.11 に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。  
 なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種類別欄は、災害救助法第4条第1項の救助の種類を記入する。
- 4 機械・器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- 6 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分があるときは、それぞれ別に記録票を作成する。



県災害救助の手引き様式 6

救助の種目別物資受払簿

市町村名 刈谷市

救助の種類別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考	
								単価	金額(円)
避難所用									
炊出しその他による食品給与用									
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材									
被服・寝具等									
医薬品衛生材料									
被災者救出用 機械器具燃料									
燃料及び消耗品									
計									

- (注)
- 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
  - 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
  - 3 各救助の種目別最終行に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。  
なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
  - 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。  
なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。
  - 5 救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。

## 県災害救助の手引き様式 6

## 救助の種目別物資受払簿

記載例

市町村名

刈谷市

救助の種類別	年月日	品名	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備 考	
								単価	金額 (円)
避難所用	R3. 1. 18	トイレットペーパー	巻	東西小学校	50	50	0	25	1, 250
	R3. 1. 18	トイレットペーパー	巻	南北小学校	50	50	0	25	1, 250
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計					2, 500	2, 500	0	25	2, 500
炊出しその他による食品給与用	R3. 1. 18	弁当	食	東西小学校	480	480	0	400	192, 000
	H29. 1. 18	弁当	食	南北小学校	480	480	0	400	192, 000
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計			食		24, 000	24, 000	0	400	9, 600, 000
被服・寝具等	R3. 1. 19	毛布	枚	東西小学校	200	200	0	0	県物資
	R3. 1. 19	毛布	枚	南北小学校	200	200	0	0	県物資
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計					10, 000	10, 000	—		0

- (注)
- 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
  - 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
  - 各救助の種目別最終行に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。  
なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
  - 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。  
なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。
  - 救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。

県災害救助の手引き様式 7

避難所設置及び避難生活状況

避難所の名称	種別	開設期間 月 日 ~ 月 日	延人員 人	市町村名		刈谷市	
				物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
計							

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。
- 4 福祉避難所として使用した実費については、「備考」欄に記入すること。

県災害救助の手引き様式 7

避難所設置及び避難生活状況

記載例

避難所の名称	種別	開設期間	延人員	市町村名		刈谷市	
				物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
東西小学校	避難所	1月17日 ～2月15日	4,160人	トイレット ペーパー	50	1,250	
				簡易トイレ	2	30,000	
				仮設トイレ	5	250,000	
				ゴミ袋	10	100	
				テント	2	40,000	
				間仕切り	50	50,000	
				シャワー	1	155,000	
				仮設風呂	1	200,000	
						725,100	
計							

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。
- 4 福祉避難所として使用した実費については、「備考」欄に記入すること。

県災害救助の手引き様式 7 の 2 【おそれ適用】

### 事前避難・避難所の設置の実施状況

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	刈谷市
所 属	
報 告 者	
電 話 等	

1 避難及び救助の実施状況調（ 月 日 時 分現在）

（1）避難指示等の発令状況

（2）避難所開設状況及び避難者数等

事前避難又は救助実施に係る避難先の市町村名※	
避難所数	カ所
避難者数	人
うち、要配慮者の避難者数	人

※広域避難の場合に限る

2 その他事項

県災害救助の手引き様式 7 の 2 【おそれ適用】

## 事前避難・避難所の設置の実施状況

報告日時	〇〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
市町村名	刈谷市
所 属	災害対策本部〇〇班
報 告 者	愛知 太郎
電 話 等	600-0000

## 1 避難及び救助の実施状況調（ 月 日 時 分現在）

## （1）避難指示等の発令状況

〇月〇日〇時〇分に上陸した台風〇号により、〇時〇分より〇時〇分までの〇時間内に〇mmから〇mmの降雨量に達し、〇〇川の水位が避難判断水位に達したことから〇時〇分に「警戒レベル3高齢者等避難」を発令した。

## （2）避難所開設状況及び避難者数等

県防災情報システムに入力済

## 2 その他事項

土 地 賃 貸 借 契 約 書

年 月 日

甲 住 所

氏 名

㊟

乙 刈谷市長

印

を甲とし、刈谷市長を乙として

下記の物件について下記条項によって、賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、互いに記名押印してそれぞれ 1 通を所持する。

- 1 物件の名称
  - 2 所在目的
  - 3 地 積
  - 4 使用目的
  - 5 賃貸借料
  - 6 賃貸借料の支払期限及び方法
  - 7 賃貸借期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 記

条項

第 1 条 乙は賃貸借物件を使用目的以外に使用してはならない。

第 2 条 甲は賃貸借物件を第三者に売却又は譲渡しようとするときは、その買受者又は譲受者に本契約の義務を継承させること。この場合甲、乙両者協議の上、本契約を解除し買受者又は譲受者と新たに契約するものとする。

第 3 条 賃貸借物件にかかる諸公課は全て甲の負担とする。

第 4 条 本契約における賃貸借料は法令その他の理由によりその変更を認められるときは、甲乙両者協議の上契約を更新するものとする。

第 5 条 この契約は賃貸借期間満了 1 か月前に当事者双方から何らかの申出がないときは、満了の日から起算して満 1 か年間更に継続するものとする。以後期間満了のときにおいてもまた同様とする。

第 6 条 この契約に定めのない事項については甲、乙両者誠意をもって協議しなければならない。

応急仮設住宅入居申込書

年 月 日

刈谷市長

ふりがな

氏 名.....㊟

災害により被災したので、次のとおり申込みます。

第 1 希望地		受付番号			
第 2 希望地		受付番号			
現 住 所	電話 ( ) —				
入 居 者 の 親 族	氏 名	続柄	生年月日	年齢	備 考
		本人	・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		

順位	○印	世帯情報
1		6 5 歳以上の方のみ世帯
		6 5 歳以上の方もしくは 1 8 歳未満の方のみ世帯
		障害者の方のいる世帯
		3 歳未満の乳幼児を扶養する配偶者のいない方の世帯
		特定疾患により早急に居住の安定を図る必要がある世帯
2		6 5 歳以上の方のいる世帯
		3 歳から 1 8 歳までの方を扶養する配偶者のいない方の世帯
		3 歳未満の乳幼児のいる世帯
		生活保護受給者
		妊婦のいる世帯

添付書類 罹災証明書



年 月 日

応急仮設住宅入居許可通知

様

刈谷市長



下記のとおり応急仮設住宅の入居を許可します。

記

1 住宅の所在地 .....

2 入居期間 .....年 月 日から .....年 月 日.....



(損害賠償)

第 6 条 乙が故意又は過失によって住宅又は建具を滅失し又は損傷したときは、

乙は甲に損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、乙の負担において原状回復した場合は、この限りでない。

(住宅の明渡し)

第 7 条 乙は、住宅の使用を止めようとするときは、その 1 箇月前までに甲にその

旨を届け出なければならない。

(返還命令)

第 8 条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときには、乙に住宅の返還を命ずる

ことができる。

(1) 第 5 条の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請があったとき。

(3) 正当な理由によらないで 15 日以上住宅を使用しないとき。

(4) 住宅の保管に関する甲の指示若しくは命令に従わないとき

(返還命令の損害)

第 9 条 前条の返還命令により乙が損害を被ることがあっても、甲は損害を補償

しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 10 条 乙は、賃貸物件に投じた改良のための有益費、必要費その他の費用を請求

できない。

(実地調査及び報告)

第 11 条甲は、必要があるときは、その職員をして随時実地調査をし、その維持管理及び使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。この場合、乙は、該当職員の立入調査を拒むことができない。

(疑義の決定)

第 12 条 この条件に関し、疑義のあるとき、その他使用について疑義を生じたときは、すべて甲の決定するところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、甲乙各自 1 通を保有する。

以上のとおり契約し本証書 2 通を作成し各その 1 通を保管するものとする。

年 月 日

甲 貸渡人 刈谷市長



乙 借受人 刈谷市 町 番地

氏 名



区分	費用
修繕等に要する費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障子及び襖の張替えに要する費用</li> <li>2 ガラスの羽目替えに要する費用</li> <li>3 畳の表替えに要する費用</li> <li>4 建具の修繕及び建具に付属するかぎ等金物類の修繕及び取替に要する費用</li> <li>5 ぬれ縁、床板等の部分的な修繕及び取替に要する費用</li> <li>6 壁の汚損箇所の塗替えに要する費用</li> <li>7 煙突及び便所の悪気抜きの修繕及び取替に要する費用</li> <li>8 便所のくみ取り口の修繕及びふたの取替に要する費用</li> <li>9 流し台、調理台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の部分的な修繕及び付属金物類の取り替えに要する費用</li> <li>10 電球、反射傘、グローブ、スイッチ、コンセント、ソケット、ローゼット、コードペンダント、テレビ共聴システム室内ユニット、ヒューズ等の修繕及び取替え並びに換気扇及び換気孔の修繕に要する費用</li> <li>11 ガス栓の修繕及び取替えに要する費用</li> <li>12 給水栓の修繕及び取替えに要する費用</li> <li>13 便器、手洗器及び洗面器に付属する金物類等の修繕及び取替えに要する費用</li> <li>14 愛知県が設置した風呂釜及び浴槽の修繕に要する費用</li> <li>15 生け垣、さく、塀等の修繕及び物干しの取替えに要する費用</li> </ol>
電気等の使用料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気の使用料</li> <li>2 ガスの使用料</li> <li>3 上下水道の使用料</li> </ol>
汚物等の処理に要する費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配水管、汚水管、ためます、沈砂槽及び排水溝の消毒及び清掃に要する費用</li> <li>2 し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用</li> </ol>
共用附帯設備の使用に要する費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共用附帯設備の使用に関する費用</li> </ol>
共用施設の使用に要する費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 集会所の清掃に要する費用</li> <li>2 その他共用施設の使用に要する費用</li> </ol>

県災害救助の手引き様式 8 (「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」様式第 3-11)

応急仮設住宅台帳

市町村名 刈谷市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注)
- 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
  - 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
  - 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
  - 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
  - 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
  - 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式第 1 号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

刈谷市長 殿

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 \_\_\_\_\_

【現在の住所】 \_\_\_\_\_

【現在の連絡先（TEL）】 \_\_\_\_\_（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 \_\_\_\_\_ 印（自署の場合は押印省略可）

1 被災日時 令和〇年〇〇月〇〇日

2 災害名 ( 災 害 名 称 )

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）

※市が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○を付けてください。

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所には○をつけてください。）

- ・屋根                      ・サッシ                      ・柱                              ・上下水道の配管
- ・床                            ・ガスの配管                ・外壁                            ・給排気設備の配管
- ・基礎                        ・電気・電話線              ・テレビの線の配線        ・梁
- ・トイレ                      ・ドア                        ・浴室                            ・窓
- ・その他（具体的に記入）

[ \_\_\_\_\_ ]

※別添「住宅の被害状況に関する申出書」で修正対象箇所を記入してください

（添付書類）

- ・り災証明書の写し
- ・住宅の被害状況に関する申出書
- ・施工前の被害状況がわかる写真
- ・資力に関する申出書（半壊・一部損壊（準半壊）の場合）
- ・修理見積書
- ・所有者の同意書（借家の場合）

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

住宅の被害状況に関する申出書  
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

刈谷市長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下のとおりです。

修理対象箇所 \_\_\_\_\_

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材からなっています)

- 床組または下地板が壊れている。
- 下地材が吸水により変形。床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合→仕上材のみの修理は制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、 ①柱・はり+下地材+表面材(壁紙など)  
 ②柱・はり+仕上材(プリント合板・板など)。  
 ③柱・はり+竹組下地+塗仕上げ

からなっています)

- 柱・はりまたは下地板が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ→壁紙のみの修理は制度の対象外です。

4 その他 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

自由記述欄



住宅の応急修理決定通知書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

刈谷市長 ○ ○ ○ 

年 月 日付けの申請については、下記のとおりとおり決定したので通知  
します。

記

1 申請については受理（却下）します。

却下の理由

2 修理業者には次の条件で工事を行わせてください。

(1) 月 日までに工事完了のこと。

(2) 工事着手前、工事の施工状況及び工事完了後の写真を撮影すること。



様式第 2 号

資力に関する申出書

刈谷市長 様

私、\_\_\_\_\_は、( 災 害 名 称 ) のため、  
住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

印

(自署による場合は押印省略可)

## 修 理 見 積 書

( **全壊** **大規模半壊** **半壊** **一部損壊(準半壊)** )

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

**見 積 金 額 ( 総 工 事 費 )** **0 円** -(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

**見積金額(応急修理分)** **0 円** -(消費税込) (※1)

**見積金額(被災者負担分)** **0 円** -(消費税込)

工 事 名 称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)	備 考
①	0 円	0 円	
②	0 円	0 円	
③	0 円	0 円	
④	0 円	0 円	
⑤	0 円	0 円	
	0 円	0 円	
<b>合 計</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、半壊の場合： 595,000円

一部損壊(準半壊)の場合： 300,000円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい (※機能更新は対象外)

※3 上表の内訳を添付 (※修理業者指定の様式で可。) すること

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月 日 住 所  
社 会 社 名  
電 話 番 号  
代 表 者 名

印

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月 日 住 所  
氏 名

印

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

半壊の記載例

様式第3号

(別添3-4)

## 修 理 見 積 書【記載例】

( **全壊** **大規模半壊** **半壊** **一部損壊(準半壊)** )

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

**見 積 金 額 ( 総 工 事 費 )**                      **740,000 円** - (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

例では、応急修理対象分の金額は66万円だが、  
限度額59.5万円を超えることから、59.5万円と記載。

**見積金額(応急修理分)**                      **595,000 円** - (消費税込) (※1)

**見積金額(被災者負担分)**                      **145,000 円** - (消費税込)

工 事 名 称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)		備 考
		金額	円	
① 屋根工事	400,000 円	400,000 円	400,000 円	屋根瓦修復工事
② 仮設工事	180,000 円	180,000 円	180,000 円	屋根工事の仮設
③ 窓工事	80,000 円	80,000 円	80,000 円	破損したガラスの取 換
④ 天井工事	40,000 円	-	円	浸水箇所の修復
⑤ 床工事	40,000 円	-	円	浸水箇所の修復
	円		円	
<b>合 計</b>	<b>740,000 円</b>	<b>660,000 円</b>	<b>660,000 円</b>	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合： 595,000円

一部損壊(準半壊)の場合： 300,000円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい (※機能更新は対象外)

※3 上表の内訳を添付 (※修理業者指定の様式で可。) すること

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月 日 住 所  
社 会 名  
電 話 番 号  
代 表 者 名

印

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月 日 住 所  
氏 名

印

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

一部損壊（準半壊）の記載例

様式第 3 号

(別添 3 - 4)

**修 理 見 積 書【記載例】**

( 全壊 大規模半壊 半壊 **一部損壊(準半壊)** )

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

**見 積 金 額 ( 総 工 事 費 )** **580,000 円** -(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

例では、応急修理対象分の金額は66万円だが、  
限度額30万円を超えることから、30万円と記載。

**見積金額(応急修理分)** **300,000 円** -(消費税込)(※1)

**見積金額(被災者負担分)** **280,000 円** -(消費税込)

工 事 名 称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備 考
① 屋根工事	0 円	0 円	
② 仮設工事	0 円	0 円	
③ 窓工事	80,000 円	80,000 円	破損したガラスの取 換
④ 外壁工事	250,000 円	120,000 円	浸水箇所の修復
⑤ 床工事	250,000 円	100,000 円	浸水箇所の修復
	円	円	
<b>合 計</b>	<b>580,000 円</b>	<b>300,000 円</b>	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合： 595,000円

一部損壊（準半壊）の場合： 300,000円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に

ついての同欄の記載は「-」としてよい(※機能更新は対象外)

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月 日 住 所  
会社名  
電話番号  
代表者名

印

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月 日 住 所  
氏 名

印

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

県災害救助の手引き様式9

炊き出し給与状況

炊き出し場の名称	実施期間 月 日～ 月 日	延人員 人	市町村名	備考
			実支出額 円	
計				

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

県災害救助の手引き様式9

炊き出し給与状況

記載例

炊き出し場の名称	実施期間	延人員	市町村名	備考
			実支出額	
東西小学校	1月17日 ～1月23日	80人	693,000円	1/17夕、1/19～23昼 【アルファ化米】 1/18～23朝、夕【弁当】 1/18昼【義援物資弁 当】
計				

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。



物資・医薬品・衛生材料・燃料受払簿

刈谷市

品名	単位呼称	摘要	市調達分			県からの受入れ分					
			受	払	残	金額(円)	受	払	残	金額(円)	
合計											

(注) 1 「摘要」欄に購入又は受入れ先及び払出し先を記入すること。  
 2 市町村の場合においては、最終行欄に都道府県からの受入分及び市町村調達分別に受・払・残の件及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式10

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間 月 日 ~ 月 日	市町村名	刈谷市
		実支出額 円	備考
計			

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

物資給与及び受領簿

刈谷市

住居被害程度区分		給与の基礎となった 世帯構成数	
----------	--	--------------------	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所：刈谷市 町 丁目 番地

世帯主氏名：

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

(注) 被災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

県災害救助の手引き様式 1 1

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分	世帯主 氏 名	基礎となっ た世帯構 成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
				市町村名				
				〇〇	〇〇	…		
			人 月 日				円	
計	全壊	世帯						
	半壊	世帯						

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
- 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
- 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

記載例

住家被害程度区分	世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構 成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備考
				〇〇	…	〇〇	…	〇〇	…		
				人	月	日					
全壊	床上太郎	3	9月17日	3	3		1	3	1	30,000	東西小学校
半壊	豪雨正人	4	9月17日		4		1	4	1	12,000	東西小学校
床上浸水	観測晴洋	3	9月17日		3		1	4	1	9,000	東西小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮		⋮					⋮	東西小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮		⋮					⋮	東西小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮		⋮					⋮	東西小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮		⋮					⋮	東西小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮		⋮					⋮	東西小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮		⋮					⋮	東西小学校
床上浸水	〇〇〇〇	3	10月15日		3		1	3	1	9,000	上下小学校
床上浸水	〇〇〇〇	4	10月15日		4	1		4	1	12,000	上下小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	南北小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	南北小学校
床上浸水	〇〇〇〇	3	10月15日		3			3	1	9,000	上下小学校
床上浸水	〇〇〇〇	4	10月15日		4			4	1	12,000	上下小学校
床上浸水	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
計	全壊	1世帯								30,000	
	半壊	999世帯								4,770,000	

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。  
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。  
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

県災害救助の手引き様式11の2

世帯構成員別被害状況

市町村名 刈谷市

被害別	世帯構成員別	年 月 日 時現在														
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生		
全焼、全壊、流失																
半壊、半焼																
床上浸水																







救護班活動状況

救護班

班長：医師（氏名）

月日	市町村名	品目	措置の概要	経費	備考
				円	
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		市町村名	刈谷市	
				入院	通院	入院	通院	金額	備考	
						点	点			
計 機関	人									

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

県災害救助の手引き様式 1 4

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	刈谷市	
			分べん期間	金額	備考
			月 日 ~ 月 日		円
計					

県災害救助の手引き様式 1 5

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	備考
	機械器具等名称	数 量	金 額 円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。  
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

# 学用品交付簿

刈谷市

学校名	児童生徒		親権者		給与品内訳				給与年月日	備考	
	学年	氏名	氏名	住所	住所	住所	住所	住所			

(注) 1 本簿は、小・中学生別とすること。なお、学年ごとに別に作成しても差し支えないこと。  
 2 親権者からは、別途受領書を徴しておくこと。

県災害救助の手引き様式 18

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳										市町村名		備考	
					教科書					その他					美支出額	刈谷市		
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他				
小学校																		
中学校																		
高校																		

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。  
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。  
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。  
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

県災害救助の手引き様式18の2

学用品購入（配分）計画表

市町村名刈谷市

品名	小中学			小学生			中学生			高校生等			合計		備考	
	児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	数量	金額	数量	金額		
小中学区分 単価																
計																

(注) 1 本表は、学用品うち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む）については別途作成するものであること。  
2 県調達分があるときは、その旨を各品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。













県災害救助の手引き様式 2 1

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名	刈谷市	
				実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額 円	故障車両等		修繕			市町村名	燃料費 円	実支 出額 円	備考	
			使用車両等			名称	番号	所有者氏名	修繕 月日	修繕 費 円					故障の 概要
			種類	台数											
月 日															
計															

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。  
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。  
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。







## 様式 23

文 書 番 号  
年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○ 殿

<市町村名>長 ○○ ○○

災害救助法による救助に要した経費の交付について（申請）

災害救助法第13条による救助の実施に当たり、同法第29条に基づき繰替支弁した経費について、下記のとおり交付して下さい。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 災害の名称
- 3 添付書類
  - (1) 救助費総額算出内訳（別紙1）
  - (2) 被害状況調（最終確定分）（別紙2）
  - (3) 救助事務の処理に必要な帳簿の写し  
（「様式6～22の2」及び「様式23別紙2②～⑧」の関係書類）
  - (4) 歳入歳出予算書抄本

担 当 ○○部○○○○課○○担当  
無 線 (発信番号) 000-0000  
電 話 0000-00-0000  
FAX 0000-00-0000  
E-mail aaaaaaa@city.aaaaa.lg.jp

様式 5 9 別紙 1

県災害救助の手引き様式 2 3  
別紙 1

救助費総額算出内訳  
(災害名)

刈谷市

種目別区分			実支出額 (A)			算出基準による算定額 (B)			交付基本額 (AかBのいずれか少ない方の額)
			員数	単価	金額	員数	単価	金額	
I 救助業務に要した経費								0	
1 救助費									
(1)	避難所設置費	避難所	延	人		延	人		
		福祉避難所	延	人		延	人		
		ホテル・旅館など	延	人		延	人		
		計	延	人		延	人		
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅		戸			戸		
		賃貸型応急住宅		戸			戸		
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用		戸			戸		
	計		戸			戸			
(3)	炊出しその他による食品給与費	延	人		延	人			
(4)	飲料水供給費	延	人		延	人			
(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出		世帯			世帯		
		半壊(焼)・床上浸水		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(6)	医療及び助産費	医療	延	人		延	人		
		助産	延	人		延	人		
	計	延	人		延	人			
(7)	被災者の救出費		人			人			
(8)	住宅応急修理費	大規模半壊・半壊以上		世帯			世帯		
		半壊		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			世帯			
(10)	学用品の給与	小学校児童	教	人		教	人		
			文	人		文	人		
		中学校生徒	教	人		教	人		
			文	人		文	人		
		高等学校生徒	教	人		教	人		
			文	人		文	人		
	計		人			人			
(11)	埋葬費	大		人			人		
		小		人			人		
	計		人			人			
(12)	死体の捜索費		体			体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			体		
		一時保存		体			体		
		検案		体			体		
	計		体			体			
(14)	障害物の除去費		世帯			世帯			
(15)	輸送費								
(16)	賃金職員等雇上費								
2	実費弁償		人			人			
3	扶助		件			件			
4	損失補償		件			件			
5	法第19条の補償								
II 救助事務に要した経費									
1	都道府県事務費								
2	市町村事務費								
3	法第20条第1項の求償に係る事務費								
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費								
(合計)									

(記入要領)

- 「救助事務に要した経費」欄の金額は、災害ごとの別紙2①「救助事務費の状況」の金額を合算した額を計上するものであること。
- 「単価」欄の計上は、金額を員数で除し、円未満はすべて切り捨てること。
- 「算出基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別に都道府県支弁額が救助の程度、方法、期間の基準(特別基準が設定された場合を含む。)を下廻る場合には都道府県支弁額を、また、都道府県支弁額が基準を上廻る場合には、基準額を計上するものであるから、常に都道府県支弁額と同額か又はこれを下廻る額となるものであること。

県災害救助の手引き様式 2 3

別紙 2

被害状況調（最終確定分）

市町村名 刈谷市

人的被害	死 者		人	
	行方不明		人	
	負傷者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
		小 計	人	
	計		人	
住家 の 被害	棟 数	全壊・全焼・流失		棟
		半壊・半焼		棟
		一部破損		棟
		床上浸水		棟
		床下浸水		棟
	世帯 数 及 び 人 数	全壊・全焼・流失	世帯	世帯
			人数	人
		半壊・半焼	世帯	世帯
			人数	人
		一部破損	世帯	世帯
			人数	人
		床上浸水	世帯	世帯
			人数	人
		床下浸水	世帯	世帯
人数			人	
災害発生年月日				

(注) 本調べは、災害ごとに最終確定分を記入すること。

災害救助法施行細則様式第 1

<p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 氏 (名称及び) (代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p>災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり物資の保管を命 じます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">保 管 場 所</th> <th style="width: 10%;">保 管 期 間</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																<p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 氏 (名称及び) (代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公用令書を受領しました。</p>
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

災害救助法施行細則様式第 2

<p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 氏 (名称及び) (代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり管理します。 収用 管理 使用</p>	<p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 氏 (名称及び) (代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公用令書を受領しました。</p>																																
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">物 資 収 用 施 設 管 理</td> <td style="width: 50%;">第 号</td> </tr> <tr> <td>土地 家屋 物資</td> <td>使用</td> </tr> </table>	物 資 収 用 施 設 管 理	第 号	土地 家屋 物資	使用	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">物 資 収 用 施 設 管 理</td> <td style="width: 50%;">第 号</td> </tr> <tr> <td>土地 家屋 物資</td> <td>使用</td> </tr> </table>	物 資 収 用 施 設 管 理	第 号	土地 家屋 物資	使用																								
物 資 収 用 施 設 管 理	第 号																																
土地 家屋 物資	使用																																
物 資 収 用 施 設 管 理	第 号																																
土地 家屋 物資	使用																																
<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>種類 名称</th> <th>数量</th> <th>所在場所</th> <th>範囲</th> <th>期間</th> <th>引渡期日</th> <th>引渡場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>		種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考																								
種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考																										

災害救助法施行細則様式第 3

<p style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 氏 (名称及び) (代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">災 害 救 助 法 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 処 分 ( 公 用 令 書 年 月 日 第 号 ) を 、 次 の と お り 変 更 し ま し た 。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛 知 県 知 事 氏 名 印</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公 用 変 更 令 書</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: center;">愛 知 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 氏 (名称及び) (代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	公 用 変 更 令 書	第 号		
公 用 変 更 令 書	第 号				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変 更 前 の 処 分 の 内 容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後 の 処 分 の 内 容</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>		変 更 前 の 処 分 の 内 容	変 更 後 の 処 分 の 内 容		
変 更 前 の 処 分 の 内 容	変 更 後 の 処 分 の 内 容				
<p style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書 を 受 領 し ま し た 。</p>					

災害救助法施行細則様式第 4

<p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">住 氏 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">災 害 救 助 法 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 処 分 ( 公 用 令 書 第 号 ) を 取 り 消 し ま し た 。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 氏 名 印</p>	<p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書 第 号</p> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: center;">住 氏 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公用取消令書を受領しました。</p>
<p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	

災害救助法施行細則様式第 5

強 制 物 件 台 帳												
公 用 令 書	物 資 保 管		第				号				年 月 日	
	物 資 収 用											
	施 設 管 理											
	土 地 家 屋 物 資 使 用											
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）												
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）												
公用令書の内容	種 類	数 量	保 管 場 所 又 は 所 在 所	範 囲	期 間	引 渡 日	引 渡 場 所	備 考				
変更事項及びその理由												
取 消 理 由												
損 失 補 償	種 類	請 求 額	請 求 日 年 月 日	請 求 者	補 償 額	補 償 日 年 月 日	備 考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。



災害救助法施行細則様式第 6

<p style="margin: 0;">受 領 調 書</p> <p style="margin: 10px 0;">災害救助法第 9 条第 1 項の規定により<sup>収用</sup><sub>使用</sub>する物資を、次のとおり受領しました。</p> <p style="margin: 10px 0;">よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">受領者 愛知県職員 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">物資の所有者又は占有者 氏 名</p>			
公 用 令 書	物資収用 物資使用	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

災害救助法施行細則様式第 7

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">損 失 補 償 請 求 書</p>							
			<p>年 月 日</p>				
<p>愛知県知事 殿</p>							
<p>住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p>							
<p>災害救助法第 9 条第 2 項において準用する同法第 5 条の 2 第 3 項の規定による 損失補償として、下記の金額を請求します。</p>							
<p>請求金額</p>		<p>円</p>					
<p>請求理由</p>							
<p>公 用 令 書</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">物 資 保 管</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">物 資 収 用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">施 設 管 理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">土 地 家 屋 物 資 使 用</td> </tr> </table>	物 資 保 管	物 資 収 用	施 設 管 理	土 地 家 屋 物 資 使 用	<p>第 号</p>	<p>年 月 日</p>
物 資 保 管							
物 資 収 用							
施 設 管 理							
土 地 家 屋 物 資 使 用							
<p>添付書類</p>							
<p>1 算出明細書</p>							
<p>2 受領調書 (写し)</p>							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

災害救助法施行細則様式第 8

(表)

<p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 職 業 氏 名</p> <p style="text-align: center;">( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 氏 印</p> <p style="text-align: center;">災害救助法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 職 業 氏 名</p> <p style="text-align: center;">( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">公用令書を午後 時 分受領しました。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">従事する業務</td><td></td></tr> <tr><td>従事する場所</td><td></td></tr> <tr><td>従事する期間</td><td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr><td>出頭する日時及び場所</td><td style="text-align: center;">日間</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	従事する業務		従事する場所		従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで	出頭する日時及び場所	日間	備考		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">従事命令第</td><td style="width: 20%;">号</td></tr> </table>	従事命令第	号
従事する業務													
従事する場所													
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで												
出頭する日時及び場所	日間												
備考													
従事命令第	号												

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

(裏)

## 公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印の上、直ちに知事に提出してください。
- 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。
- 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出頭できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

災害救助法施行細則様式第9

公用取消令書	取消従事令命 号
<p>住所 業名 氏名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第7条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を取り消しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>愛知県知事 氏 名 印</p>	<p>受領書</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p>住所 業名 氏名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>年 月 日</p> <p>公用取消令書を受領しました。</p>
<p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

災害救助法施行細則様式第 1 0

救 助 従 事 者 台 帳						
公 用 令 書		第 号		年 月 日		
従事者	住 所			職 業		
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)			生年月日		
従 事 す る 業 務						
従 事 す る 場 所						
従 事 す る 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 日間						
出頭する日時及び場所						
公用令書取消理由						
負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所						
事故発生の原因及び状況						
傷病名、傷病の程度及び身体の状況						
備 考						
事故発生するとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との 続 き 柄	生年月日	職業	備 考	
			・	・		
			・	・		
			・	・		
実 費 弁 償	実 費 弁 償 の 内 訳			支 給 日 年 月 日	備 考	
	日 当	超 過 勤 務 当 手	旅 費			
	円	円	円	円	・	・
扶 助 金	扶 助 金 の 種 類		金 額	支 給 年 月 日		備 考
			円	・		・
				・		・
				・		・

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

災害救助法施行細則様式第11

従 事 不 能 届	
	年 月 日
愛知県知事 殿	
	住 所
	職 業
	氏 名
	年 月 日生
	(名称及び 代表者氏名)
<p>災害救助法第7条第1項の規定による公用令書（年 月 日従事命令第号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えてお届けします。</p>	
記	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

災害救助法施行細則様式第 1 2

<p style="margin: 0;">実 費 弁 償 請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年    月    日</p> <p style="margin: 0;">愛知県知事 殿</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>住    所</p> <p>職    業</p> <p>氏    名</p> <p>(名 称 及 び)</p> <p>代表者氏名</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">災害救助法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。</p> <p style="text-align: center;">請求金額                      円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公 用 令 書</th> <th style="width: 25%;">従 事 命 令</th> <th style="width: 20%;">第    号</th> <th style="width: 40%;">年    月    日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;">従事した業務</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;">従事した場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;">従事した期間</td> <td style="text-align: center;">年    月</td> <td style="text-align: center;">日から</td> <td style="text-align: center;">日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年    月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">添付書類</p> <p style="margin-left: 20px;">算出明細書</p>				公 用 令 書	従 事 命 令	第    号	年    月    日	従事した業務				従事した場所				従事した期間	年    月	日から	日間		年    月	日まで	
公 用 令 書	従 事 命 令	第    号	年    月    日																				
従事した業務																							
従事した場所																							
従事した期間	年    月	日から	日間																				
	年    月	日まで																					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。



災害救助法施行細則様式第13

(表)

第	号		
証		票	
		所 属	
		職 名	氏 名
<p>上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。</p> <p>なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。</p> <p>年 月 日交付</p>			
		愛知県知事 氏	名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

<p>災害救助法抜粋 (都道府県知事等の立入検査等)</p> <p>第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 第6条前第3項から第5 (指定行政機関の長等の立入検査等)</p> <p>第6条 1及び2 略</p> <p>3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。</p>

災害救助法施行細則様式第 1 4

養 業 災 害 族 祭 切 療 休 障 遺 葬 打 扶 助 金 支 給 申 請 書					
年 月 日					
愛知県知事 殿					
住 所 氏 名					
災害救助法第12条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。					
申請金額 円					
公 用 令 書	第	号	年	月	日
従事者又は協力者	住 所		職 業		
	氏 名		生年月日	・	・
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続 き 柄	生年月日	職 業	備 考
			・	・	
			・	・	
			・	・	
添付書類 算出明細書					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(実費弁償)  
様式第15

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名		備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計	刈谷市		
									算定基準による算定額	円	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師</li> <li>・歯科医師</li> <li>・薬剤師</li> </ul>	人	人			円	円	円	円			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師</li> <li>・助産師</li> <li>・看護師</li> <li>・准看護師</li> </ul>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療放射線技師</li> <li>・臨床検査技師</li> <li>・臨床工学技士</li> <li>・救急救命士又は 歯科衛生士</li> </ul>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木技術者</li> <li>・建築技術者</li> </ul>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大工</li> <li>・左官又はとび職</li> </ul>											
計											

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式第16  
 (2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業種	業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
	数	実人員	延人員	人				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人				円	
鉄道事業者 及びその従業者								
軌道経営者 及びその従業者								
自動車運送事業者 及びその従業者								
船舶運送業者 及びその従業者								
港湾運送業者 及びその従業者								
計								

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式第17

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。  
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式第18

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。  
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。  
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式第19

法第19条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

職員参集記録表

報告	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分時点				
	班等名 :				班 施設 避難所
No.	氏 名	職員番号	課等名	登庁時間	退庁時間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					







巡視状況等記録

年 月 日 曜日

使用車両		無線機 呼出し名称	
巡視者			
時間	時 分 ~ 時 分		
場 所	時 間	状 況 ・ 対 応	
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		

## 支援機関（団体）受付票

受付日					受付者氏名		
機関・団体	フリガナ						
	機関・団体名						
	フリガナ						
	代表者名						
	役職						
	住所	〒					
	電話番号						
連絡窓口（事務担当者）	所属部署名						
	役職						
	フリガナ						
	氏名						
	電話番号						
	Eメール						
活動予定期間		開始日時					
		終了日時					
活動人員合計 <small>派遣代表者を含む</small>		男性		女性		合計	
派遣代表者	フリガナ						
	氏名						
	電話番号						
	携帯電話						
主な活動内容							
特記事項							

様式第 1

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用  緊急通行車両等事前届出書  愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名	地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日 愛知県公安委員会 印
番号 番号票に表示 されている番号 車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し て所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失 し、汚損し、若しくは破損した場合又は本届出済証を返還してくだ さい。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
住 所 ( ) 局 番 氏 名	年 月 日
出 発 地	業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察署等に提出してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 版とする。

年      月      日		
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両等確認申請書</h2>		
愛知県公安委員会      殿		
申請者住所 (電話)		
氏 名		印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	_____	
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあつては、輸送人員又 は品名）	_____	
使 用 者	住 所	_____
	電話 (          )          局          番	_____
_____	氏 名	_____
通 行 日 時	年      月      日    午前・午後      時から 年      月      日    午前・午後      時まで	_____
通 行 経 路	出 発 地	通 行 目 的
	_____	_____
備      考	_____	

備考      用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第                    号 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年    月    日</div> <h2 style="text-align: center; margin-top: 40px;">緊急通行車両等確認証明書</h2> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     愛 知 県 知 事 <span style="border: 2px solid red; padding: 5px;">公 印</span> </div>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	(            )                    局                    番
	氏 名	
通 行 日 時	年    月    日    午前・午後	時から
	年    月    日    午前・午後	時まで
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考    用紙は、日本産業規格 A 5 とする。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号を並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



公 用 車 配 車 表

年 月 日 曜日

番号	車番 (車種 等)	用 途	使 用 者	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

## 刈谷市報道関係情報提供資料

令和〇〇年〇〇月〇〇日提出

件 名	
内 容	
添付書類	写 真 ・ 図 面 等 ・ 要 項 等 ( 解 説 ) ・ その他資料
問合せ先	刈谷市災害対策本部【担当 〇〇〇〇 直通 TEL 〇〇 - 〇〇〇〇】

※ 1 2 部提出してください。また、添付書類があれば必ず提出してください。



# 資料編

法律・条例等



# 刈谷市防災会議条例

昭和38年10月15日  
条例第15号

改正昭和57年4月1日 条例第24号  
昭和57年7月1日 条例第39号  
平成4年6月25日 条例第26号  
平成12年3月30日 条例第8号  
平成14年12月25日 条例第32号  
平成24年9月28日 条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき刈谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刈谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員35人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 衣浦東部広域連合の職員のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 市の水道事業の職員のうちから市長が任命する者
  - (7) 市の議会事務局の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 市の教育委員会の教育長及び教育委員会事務局の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する者
  - (11) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、衣浦東部広域連合の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年7月1日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月25日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月25日条例第32号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の刈谷市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により新たに任命される刈谷市防災会議の委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## 刈谷市防災会議委員名簿

(令和6年2月1日現在)

	役 職 名	刈谷市防災会議条例該当号
会長	市 長	
委員	愛知県西三河県民事務所長	(2)
委員	愛知県衣浦東部保健所長	(2)
委員	愛知県知立建設事務所長	(2)
委員	愛知県刈谷警察署長	(3)
委員	衣浦東部広域連合消防局刈谷消防署長	(4)
委員	副市長	(5)
委員	副市長	(5)
委員	水資源部長	(6)
委員	議会事務局長	(7)
委員	教育長	(8)
委員	教育部長	(8)
委員	東邦瓦斯(株)刈谷営業所長	(9)
委員	中部電力パワーグリッド(株)刈谷営業所長	(9)
委員	刈谷市自治連合会代表	(10)
委員	名古屋大学減災連携研究センター社会連携部門特任准教授	(10)
委員	西日本電信電話(株)名古屋支店設備部長	(11)
委員	刈谷市消防団長	(11)
委員	陸上自衛隊第10特科連隊第3大隊長	(11)
委員	刈谷市議会企画総務委員長	(11)
委員	一般社団法人刈谷医師会長	(11)
委員	一般社団法人刈谷市歯科医師会長	(11)
委員	刈谷商工会議所会頭	(11)
委員	あいち中央農業協同組合刈谷地区担当理事	(11)
委員	刈谷市赤十字奉仕団委員長	(11)
委員	刈谷市管工事業協同組合理事長	(11)
委員	一般社団法人刈谷防災まちづくり協議会代表理事	(11)
委員	刈谷市女性の会連絡協議会会長	(11)
委員	刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会代表	(11)
委員	刈谷防災ボランティア会員	(11)



刈谷市地震災害警戒本部条例

〔平成14年7月1日〕  
条例第19号

改正平成14年12月25日 条例第32号

平成18年12月25日 条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、刈谷市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 衣浦東部広域連合の職員のうちから市長が任命する者

(3) 副市長

(4) 教育長

(5) 市の職員のうちから市長が指名する者

(6) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(7) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 本部員は、本部長の命を受けて警戒本部の事務を処理する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要に応じ警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第39号を第40号とし、第38号の次に次の1号を加える。

(39) 地震災害警戒本部員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第39号」を「第2条第1項第40号」に改める。

附 則（平成14年12月25日条例第32号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第39号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（平成19年3月規則第31号で、同19年4月1日から施行）

(1)・(2) （略）

(3) （前略）第16条の規定 規則で定める日

刈谷市地震災害警戒本部員名簿

(令和6年2月1日現在)

区 分	役 職 名	刈谷市地震災害警戒本部条例該当号
本部長	市 長	
副本部長	副市長	(3)
副本部長	副市長	(3)
副本部長	教育長	(4)
本部員	愛知県刈谷警察署代表	(1)
本部員	衣浦東部広域連合消防局刈谷消防署代表	(2)
本部員	参事（企画調整）	(5)
本部員	企画財政部長	(5)
本部員	総務部長	(5)
本部員	生活安全部長	(5)
本部員	市民活動部長	(5)
本部員	福祉健康部長	(5)
本部員	次世代育成部長	(5)
本部員	産業環境部長	(5)
本部員	建設部長	(5)
本部員	都市政策部長	(5)
本部員	都市公園部長	(5)
本部員	水資源部長	(5)
本部員	議会事務局長	(5)
本部員	教育部長	(5)
本部員	会計管理者	(5)
本部員	監査事務局長	(6)
本部員	東邦瓦斯(株)刈谷営業所代表	(6)
本部員	中部電力パワーグリッド(株)刈谷営業所代表	(7)
本部員	刈谷市消防団長	(7)
本部員	刈谷市自治連合会長	(7)
本部員	一般社団法人刈谷医師会長	(7)
本部員	一般社団法人刈谷市歯科医師会長	(7)
本部員	刈谷市薬剤師会長	(7)
本部員	刈谷商工会議所代表	(7)
本部員	企業代表	(7)

刈谷市災害対策本部条例

〔昭和38年10月15日〕  
条例第16号

改正 平成8年4月1日 条例第15号

平成24年9月28日 条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき刈谷市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 刈谷市災害対策本部員名簿

(令和6年2月1日現在)

区 分	役 職	備 考
本 部 長	市 長	
副 本 部 長	副 市 長	
〃	副 市 長	
〃	教 育 長	
〃	生 活 安 全 部 長	統 括 部 長
本 部 員	参 事 ( 企 画 調 整 )	情 報 資 材 部 副 部 長
〃	企 画 財 政 部 長	情 報 資 材 部 長
〃	監 査 事 務 局 長	情 報 資 材 部 副 部 長
〃	総 務 部 長	総 務 部 長
〃	会 計 管 理 者	情 報 資 材 部 副 部 長
〃	市 民 活 動 部 長	生 活 再 建 部 長
〃	福 祉 健 康 部 長	医 療 福 祉 部 長
〃	次 世 代 育 成 部 長	医 療 福 祉 部 副 部 長
〃	産 業 環 境 部 長	産 業 環 境 部 長
〃	教 育 部 長	避 難 所 拠 点 部 長
〃	議 会 事 務 局 長	議 会 部 長
〃	建 設 部 長	技 術 部 長
〃	都 市 政 策 部 長	技 術 部 副 部 長
〃	都 市 公 園 部 長	〃
〃	水 資 源 部 長	水 資 源 部 長
〃	衣 浦 東 部 広 域 連 合 刈 谷 消 防 署 副 署 長	
〃	愛 知 県 刈 谷 警 察 署 警 備 課 長	
〃	一 般 社 団 法 人 刈 谷 医 師 会 代 表	( 災 害 の 種 類 及 び 規 模 に よ る )

## 刈谷市災害派遣手当に関する条例

〔平成 8 年 4 月 1 日〕  
条例第 16 号

改正 平成 18 年 3 月 27 日 条例第 23 号  
令和 5 年 9 月 29 日 条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）第 43 条の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 において準用する場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第 2 条 派遣職員が住所又は居所を離れて刈谷市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第 3 条 前条に規定する災害派遣手当は、派遣職員が刈谷市に到着した日から刈谷市を出発する日の前日までの間の日数に応じ、当該滞在が終了した日以後において計算し、支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 23 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区	分	金 額
公用の施設又はこれに準ずる施設を利用して滞在した場合		日額 3,970 円
その他の施設 を利用して滞 在した場合	滞在した期間が 30 日以内のとき	日額 6,620 円
	滞在した期間が 30 日を越え 60 日以内のとき	日額 5,870 円
	滞在した期間が 60 日を越えるとき	日額 5,140 円

## 災害救助法の適用基準

○適用基準（法施行令第1条第1項）

■災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上であること（第1号）。

市(区)町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40 "
15,000 " 30,000 "	50 "
30,000 " 50,000 "	60 "
50,000 " 100,000 "	80 "
100,000 " 300,000 "	100 "
300,000 "	150 "

(2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上であること（第2号）。

市(区)町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上15,000人未満	20 "
15,000 " 30,000 "	25 "
30,000 " 50,000 "	30 "
50,000 " 100,000 "	40 "
100,000 " 300,000 "	50 "
300,000 "	75 "

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数であること（第3号前段）

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(4) 被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（第3号後段）

- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第1条）

2. 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害（第4号）。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

■災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

【参考】災害救助法適用基準数

市(区)町村名	人口 (R3. 4. 1 県人口動向調査結果)	適用基準 (滅失世帯数)
刈谷市	153, 259	100

(愛知県地域防災計画付属資料参照)



## 災害救助法施行細則

昭和40年10月29日規則第60号  
最終改正 令和2年3月27日規則第16号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

**第2条** 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

**第3条** 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

**第4条** 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

**第5条** 令第三条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

**第6条** 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

**第7条** 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

**第8条** 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

**第9条** 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

② 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

**第10条** 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

**第11条** 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 公用令書 様式第8
- 2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

**第12条** 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

**第13条** 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

**第14条** 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届（様式第11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書
- 2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

**第15条** 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・平成29年規則33号〕

(実費弁償請求書)

**第16条** 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

**第17条** 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

**第18条** 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

② 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類
- 2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

**第19条** 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号平成29年33号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100の3の額を加算した額以内

一部改正〔昭和43年規則56号・44年49号・45年90号・46年79号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・87号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・12年125号・14年7号・76号・15年72号・16年47号・19年50号・26年4号・29年33号〕

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
<p>法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額</p>

一部改正〔昭和42年規則55号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・19年50号・20年49号・24年39号・25年4号・29年33号〕

（様式については、愛知県地域防災計画附属資料掲載）

# 応急救助の種類別詳細

愛知県災害救助の手引き(令和3年8月改訂版)から抜粋

## 1 避難所の供与

実施者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある段階で、広域避難等の事前避難を実施する者</li> <li>○ 災害によって、現に被害を受けた者             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住家に被害を受け、居住の場所を失った者</li> <li>イ 旅館、ホテルの宿泊者、一般家庭の来訪者、通行人等で避難しなければならない者</li> </ul> </li> <li>○ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難指示の出た場合</li> <li>イ 避難指示は出していないが、緊急に避難することが必要である場合（知事又は委任を受けた市町村長が必要性を認めるとき）</li> </ul> </li> </ul>
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予め指定した避難所の被災状況、周辺の火災からなどの延焼の可能性、その他の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、避難所を設置する。</li> <li>○ 避難所には、原則として指定避難所を利用し、不足する場合に学校、公民館、福祉センターなど既存の公共施設を利用する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化された耐震、耐火、鉄筋構造の建物が望ましい。</li> </ul> </li> <li>○ 既存の建物で適当な施設がない場合、野外に仮小屋の設置又は天幕の設営を行う。</li> <li>○ 公共施設等では収容できない場合、県と協議し、その他の既存の建物（旅館、ホテル等）の借上も可能。</li> </ul>
費用の種類	<p>避難所の設置、維持及び管理のための費用で次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃金職員等雇上費             <ul style="list-style-type: none"> <li>設置、維持、管理等の臨時職員の人件費</li> <li>※ 通常は地方自治体職員等が被災者自身を含む地域住民等の協力を得て行うことから、避難所の経費として支出しないことが一般的。</li> </ul> </li> <li>○ 消耗器材費             <ul style="list-style-type: none"> <li>乾電池、ポリ袋、掃除用具（掃除機を除く）、石鹸、マスク、消毒液等</li> <li>※原則、避難者が避難所において共同利用するものが対象となる</li> </ul> </li> <li>○ 建物の使用謝金（おそれ適用の場合も含まれる）             <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業等の使用する建物を利用せざるを得ない場合など</li> </ul> </li> <li>○ 器物の使用謝金、借上費及び購入費             <ul style="list-style-type: none"> <li>畳、カーペット、冷暖房器、掃除機、テレビ、ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、体温計等</li> </ul> </li> <li>○ 光熱水費（おそれ適用の場合も含まれる）             <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設は基本料金を除く額</li> </ul> </li> <li>○ 仮設便所等の設置費             <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易調理室、仮設風呂、仮設洗濯場、プライバシー確保用簡易間仕切り設備等</li> </ul> </li> </ul>

第1編 災害救助法

<p>費用の 限度額 <small>(R3.7.1 現在)</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本額 一人一日当たり 330円</li> <li>○ 高齢者、障害者等（以下、「高齢者等」。）を収容する福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算</li> <li>○ 冬季（10月～3月）で採暖等のために必要な場合は、県と協議し、必要な額を加算             <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日とは時間の多少を問わず、夕刻の収容又は朝の退所でも1日とする。</li> </ul> </li> </ul>
<p>救助期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生の日から 7日以内</li> </ul>
<p>特別基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所開設期間の延長</li> <li>○ 限度額の引上げ</li> <li>○ 季別の変更</li> </ul>
<p>整備書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者名簿</li> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 救助の種目別物資受払状況（様式6（P96））</li> <li>○ 避難所設置及び避難生活状況（様式7（P98））</li> <li>○ 避難所設置に要した支払証拠書類</li> <li>○ 避難所設置に要した物品受払証拠書類</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の開設、閉鎖等の状況を県防災情報システムにより報告すること。</li> <li>○ 避難所には、管理責任者として市町村職員を配置し、常に避難者の実態や需要を把握すること。</li> <li>○ 避難所の管理責任者は、避難所に必要な食料、飲料水、生活必需品の過不足を把握したり、要配慮者に対応するため、市町村の災害対策本部等と連絡調整を図ること。</li> <li>○ 避難所は、被災前に自治組織を育成することなどにより避難者による自主的な運営が行われるよう努めること。</li> </ul>
<p>関係計画、 規定、協定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第10章 第1節 避難所の開設・運営）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第9章 第1節 避難所の開設・運営）</li> <li>○ 「大規模災害における応急救助の指針」厚生省社会・援護局保護課長通知 （第2・1 避難所の設置、第3・3 避難所における支援対策）</li> <li>○ 「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」 （内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）ほか3省庁3課長連名通達）</li> <li>○ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」内閣府（防災担当）</li> <li>○ 『避難所運営ガイドライン』内閣府（防災担当）</li> <li>○ 『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』内閣府（防災担当）</li> <li>○ 『愛知県避難所運営マニュアル』愛知県防災安全局災害対策課</li> <li>○ 「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書」 県対：（一社）日本建設機械レンタル協会中部支社</li> <li>○ 「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定書」 県対：（一社）愛知ビルメンテナンス協会</li> <li>○ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 県対：中日本段ボール工業組合（段ボールベッド等）</li> </ul>
<p>県関係課</p>	<p>【避難所全般】 災害対策課 支援グループ（県庁内線 2565～2567） 【福祉避難所関係】 地域福祉課 民間福祉活動支援グループ（県庁内線 3583、3163）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 2 飲料水の供給

実 施 者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	○ 災害のため現に飲料水を得ることができない者 ※住宅等に重大な被害を受けていないが、水源地の汚染、水道の破壊等の被害による場合も可。
救助の方法	○ 現に飲料水を得ることができない者に対して、原則として、非常用水源からの「拠点給水」または給水車等で輸送する「搬送給水」を行う。
費用の種類	○ 水の購入費（やむを得ない場合のみ） <b>※当該市町村を含む一部事務組合等からの購入費は認められない。</b> <b>※給水車等によることができない場合は、ペットボトルにより供給することもできる。</b> ○ 給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、ビン等 燃料：ろ水器や自動車等のガソリン代等 ○ 薬品費 ろ水器に使用したり、飲用する水を直接浄水するために使用するカルキ等 ※一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。（感染症予防法の対象） ○ 資材費 ろ水器に使用するフィルター等
費用の限度額	○ 当該地域における通常の実費
救助期間	○ 災害発生の日から <u>7日以内</u>
特別基準	○ 供給期間の延長
整備書類	○ 救助実施記録日計票（様式5（P94）） ○ 救助の種目別物資受払状況（様式6（P96）） ○ 飲料水の供給簿（様式10（P103）） ○ 支払関係証拠書類
その他	○ 供給した水を飲料用に限定して利用させることは現実的でないので、飲料用以外に利用された水も含めて、飲料に適した水の供給全体を飲料水の供給としてよい。 ○ 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による食品の給与に含めること。

## 第1編 災害救助法

<p>関係計画、 規定、協定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第11章 第1節 給水）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第10章 第1節 給水）</li> <li>○ 「水道災害相互応援に関する覚書」 県内市町村等</li> <li>○ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」  県対：飲料水メーカー11社</li> </ul>
<p>関係課</p>	<p>【応急給水関係】 生活衛生課 水道計画・管理グループ（県庁内線 3262～3264、3267）</p> <p>【飲料水の備蓄、飲料水メーカーとの協定関係】 災害対策課 支援グループ（県庁内線 2565～2567）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 3 炊き出しその他による食品の給与

実 施 者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金銭の有無にかかわらず現に食物を得られない次のような者</li> <li>ア 避難所に収容された者</li> <li>イ 流通の支障等により食品が得られない者</li> <li>・ 住家が被災し、炊事のできない者</li> <li>※避難所の設置期間中は、被災者が炊事のできない状態であるとして給与を継続することが運用上の通例となっている。</li> <li>・ 旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来客者等</li> </ul>
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかに炊き出しその他による食品の給与を行う。</li> <li>○ 被災者が直ちに食べることのできる現物（調理済みの食品、パン、弁当、にぎり飯など）により給与する。</li> <li>・ <b>現金給付又は食事券の支給はできない。</b></li> <li>・ 調理等は可能であるが、原材料を得られない者に原材料を提供することは可能。</li> </ul>
費用の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主食費、副食費：調理済みの食品、パン、弁当や米穀などの原材料の購入費</li> <li>○ 燃料費</li> <li>○ 機械、器具器物及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費</li> <li>：包装紙類、はし、使い捨て食器等購入費</li> </ul>
費用の限度額 (R3.7.1 現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1人1日当たり <u>1,160円以内</u></li> <li>・ 個人毎にこの額の範囲内で実施しなければならない訳ではなく、市町村毎に要した総費用の1人1日当たりの平均額がこの範囲内であればよい。</li> <li>・ 原則として大人も小人もすべて1人とし、1食は1/3日として計算する。</li> </ul>
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生の日から <u>7日以内</u></li> </ul>
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給与期間の延長</li> <li>○ 限度額の引き上げ</li> </ul>
整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 救助の種目別受払簿（様式6（P96））</li> <li>○ 炊出し給与状況（様式9（P101））</li> <li>○ 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類</li> <li>○ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類</li> </ul>



第1編 災害救助法

<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準以外の分（費用の限度額を超えた場合や市町村職員、消防団員及び応援要員等被災者以外の食料費）は、市町村の負担となる。</li> <li>○ 長期化したときは、できる限りメニューの多様化、適温食の供給、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。</li> <li>○ 一定期間経過後は、次の点に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被災地の事業者の営業再開状況を勘察し、順次近辺の事業者等へ供給契約を移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。</li> <li>イ 被災者自身で炊事ができるようになることが重要であるので、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供、ボランティアの協力や被災者による互助の推進等、被災者による自炊、炊き出しのできる環境づくりに配慮すること。</li> </ul> </li> </ul>
<p>関係計画、規定、協定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第11章 第2節 食品の供給）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第10章 第2節 食品の供給）</li> <li>○ 「大規模災害における応急救助の指針」厚生省社会・援護局保護課長通知 （第2・3食料・飲料水の供給）</li> <li>○ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 県対：県生活協同組合連合会、愛知県パン協同組合ほか3社、大手スーパー等11社、コンビニエンスストア5社、飲料水メーカー11社</li> <li>○ 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」</li> </ul>
<p>県関係課</p>	<p>【県備蓄物資関係】 災害対策課 支援グループ（県庁内線 2565～2567）</p> <p>【米穀の応急供給】 食育消費流通課 市場・食品表示グループ （県庁内線 3632、3637、3638）</p> <p>【その他食品の調達斡旋】 食育消費流通課（野菜、果物等）、畜産課（ミルク等）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

実 施 者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の二つの要件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害によって<b>住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水した者</b> (土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を含む。)</li> <li>イ 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</li> </ul> </li> <li>※住家の被害の要件を満たしても、別に保管したものがあつたり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、給与又は貸与はしないこと。</li> <li>※住家の床下浸水等では、一般的に喪失又は毀損は考えられないので、原則として対象としないが、必要な場合は協議すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船舶の遭難、旅行中の被災等で被害を受け、すぐには帰来先に戻れない者</li> </ul>
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかに被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を配布する。 (注) <u>現金給付又は商品券等の金券による給付はできない。</u></li> <li>○ 被災者の被害区分等に応じて配分計画を作成し、受領書を徴して現物支給する。 (注) <u>見舞制度ではないため、一律に同数配布する等の運用は厳に慎むこと。</u></li> </ul>
費用の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被 服：洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着</li> <li>○ 寝 具：タオルケット、毛布、布団等</li> <li>○ 身の回り品：タオル、靴下、靴、サンダル、傘等</li> <li>○ 日 用 品：石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</li> <li>○ 炊 事 道 具：炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等</li> <li>○ 食 器：茶碗、皿、箸等</li> <li>○ 光 熱 材 料：マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等</li> <li>○ その他消耗器材：高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具など</li> </ul>
費 用 の 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次ページの表の額以内</li> <li>○ 船舶の遭難等により損害を受けた世帯は、その都度内閣総理大臣に協議して決定する額</li> </ul>
救 助 期 間	○ 災害発生の日から <u>10日以内</u>
特 別 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 季別の変更</li> <li>○ 給(貸)与の期間延長</li> <li>○ 限度額の引上げ</li> </ul>

第1編 災害救助法

整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 救助の種目別物資受払状況（様式6（P96））</li> <li>○ 物資の給与状況（様式11（P104））</li> <li>○ 物資購入関係支払証拠書類</li> <li>○ 備蓄物資払出証拠書類（救助物資受領書等）</li> <li>○ 物資購入（配分）計画表（様式11の3参照（P107））</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。</u></li> <li>○ 阪神・淡路大震災では、避難所で共同利用した毛布等は特例的に避難所の設置、維持及び管理のために支出できる費用とした。</li> </ul>
関係計画、規定、協定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第11章 第3節 生活必需品の供給）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第10章 第2節 生活必需品の供給）</li> <li>○ 「大規模災害における応急救助の指針」厚生省社会・援護局保護課長通知 （第2・4生活必需品の提供）</li> <li>○ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 県対：大手スーパー等11社</li> </ul>
県関係課	<p>【県備蓄物資関係】</p> <p>災害対策課 支援グループ（県庁内線 2565～2567）</p> <p>【その他生活必需物資の調達斡旋】</p> <p>商業流通課（作業着、肌着、タオル等）、産業振興課（茶碗、箸等）</p>

□ 限度額（R3.7.1 現在）

住家の被害 季別 構成人数	全壊、全焼、流失		半壊、半焼、床上浸水（*）	
	夏季 （4月から9月）	冬季 （10月から3月）	夏季 （4月から9月）	冬季 （10月から3月）
1人世帯	18,800円	31,200円	6,100円	10,000円
2人世帯	24,200円	40,400円	8,300円	13,000円
3人世帯	35,800円	56,200円	12,400円	18,400円
4人世帯	42,800円	65,700円	15,100円	21,900円
5人世帯	54,200円	82,700円	19,000円	27,600円
6人世帯 以上	5人世帯の額に 1人増す毎に次の 額を加算 7,900円	5人世帯の額に 1人増す毎に次の 額を加算 11,400円	5人世帯の額に 1人増す毎に次の 額を加算 2,600円	5人世帯の額に 1人増す毎に次の 額を加算 3,600円

\*土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった者を含む。

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 5 医療

実 施 者	<p>【広域災害等の場合】 知事が実施、市町村長が補助</p> <p>【局地的災害の場合】 知事の委任を受けて市町村長が実施</p>
救助の対象	<p>○ 災害のために医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療を必要とするに至った原因を問わない。</li> <li>・ 障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。</li> <li>・ 患者の経済的要件も問わない。また、被災者のみに限定されない。</li> <li>・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、柔道整復師による施術を含む。</li> </ul> <p>○ 次のような場合は<b>対象とならない</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>被災地における医療であっても、通常の保険診療等が行われている場合、又は行える場合</b></li> <li>・ 予防的ないし防疫上の措置</li> </ul>
救助の方法	<p>○ 速やかに救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）も含む）を編成・派遣し、次の措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診察</li> <li>② 薬剤及び治療材料の支給</li> <li>③ 処置、手術その他の治療及び施術</li> <li>④ 病院又は診療所への収容</li> <li>⑤ 看護</li> </ol> <p>○ <b>原則として救護班によって行う</b>が、救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所等に搬送して対応する。</p>
費用の種類及び限度額	<p>○ 救護班（DMATも含む）による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕費等の実費</li> </ul> <p>○ 病院・診療所による場合（※特別な理由があり必要と認められる場合に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険の診療報酬の額以内</li> </ul> <p>○ 施術者による場合（※特別な理由があり必要と認められる場合に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域における協定料金の額以内</li> </ul> <p>※病院、診療所等に入院させ、治療を施すこととなれば、医療保険で対応する。（命に関わるような切迫した事情があり、真にやむを得ない場合の必要最低限な応急的治療に限り法による医療とできる。）</p> <p>※輸送に関する費用は「応急救助のための輸送費」として整理する。</p>
救助期間	○ 災害発生の日から <u>14日以内</u>
特別基準	○ 医療期間の延長

第1編 災害救助法

<p>整備書類</p>	<p>【救護班】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 救助の種目別物資受払状況（様式6（P96））</li> <li>○ 救護班活動状況（写）（様式12（P108））</li> </ul> <p>【都道府県又は委任を受けた市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 救助の種目別物資受払状況（様式6（P96））</li> <li>○ 救護班活動状況（写）（様式12（P108））</li> <li>○ 病院診療所医療実施状況（様式13（P109））</li> <li>○ 病院診療所における診療報酬に関する証拠書類</li> <li>○ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類</li> </ul>
<p>関係計画、規定、協定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）（第3編 第7章 第1節 医療救護）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画）（第3編 第6章 第1節 医療救護）</li> <li>○ 愛知県医療救護活動計画</li> <li>○ 「大規模災害における応急救助の指針」厚生省社会・援護局保護課長通知（第2・5医療）</li> <li>○ 愛知DMAT設置運営要領</li> <li>○ 「愛知DMATに関する協定」 県対：DMAT指定医療機関及び日本赤十字社</li> <li>○ 「災害救助法による愛知県知事の行う医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」 県対：日本赤十字社</li> <li>○ 「災害時の医療救護に関する協定書」 県対：（公社）愛知県医師会</li> <li>○ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」 県対：（一社）愛知県薬剤師会</li> <li>○ 「愛知DPAT（災害派遣精神医療チーム）に関する協定書」 県対：（一社）愛知県精神科病院協会、（独）国立病院機構東尾張病院、愛知医科大学病院、藤田医科大学病院、名古屋市立大学病院</li> <li>○ 「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」 県対：（一社）愛知県歯科医師会</li> <li>○ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」 県対：（一社）愛知県病院協会</li> <li>○ 「災害時の看護救護活動に関する協定書」 県対：（公社）愛知県看護協会</li> <li>○ 「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書」 県対：（公社）愛知県柔道整復師会</li> <li>○ 「災害用医薬品等の供給に関する協定書」 県対：東海歯科用品商協同組合愛知県支部、（一社）日本産業・医療ガス協会東海地域本部、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会</li> <li>○ 愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業実施要領</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法では、日本赤十字社の協力を予定しており、同社の救助への協力義務や知事から同社への業務委託が規定されている。</li> </ul>
<p>担当課</p>	<p>【保健師関係】 医療計画課 地域保健グループ（県庁内線 3134,3135）</p> <p>【DPAT関係】 医務課こころの健康推進室 こころの健康推進グループ（県庁内線 3246）</p> <p>【救護班・DMAT関係】 医務課 救急・周産期・災害医療グループ（県庁内線 3178、3490）</p> <p>【医薬品関係】 医薬安全課 薬事グループ（県庁内線 3270、3271）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 6 助産

実施者	【広域災害等の場合】知事が実施、市町村長が補助 【局地的災害の場合】知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	○ 災害のため、助産の途を失った者で、災害発生の日以前、又は以後7日以内に分べんした者 ・ 患者の経済的要件も問わない。また、被災者のみに限定されない。 ・ 出産のみでなく、死産及び流産を含む。
救助の方法	○ 速やかに救護班を編成・派遣し、次の措置を実施する。 ① 分べんの介助 ② 分べん前、分べん後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給 ○ 原則として救護班によって行われるが、助産師によることもできる。
費用の種類及び限度額	○ 救護班等による場合 使用した衛生材料費等の実費 ○ 助産師による場合 慣行料金の100分の80（8割）以内の額
救助期間	○ 災害発生の日から <u>7日以内</u>
特別基準	○ 期間延長
整備書類	○ 救助実施記録日計票（様式5（P94）） ○ 救助の種目別物資受払状況（様式6（P96）） ○ 助産台帳（様式14（P110）） ○ 助産関係支払証拠書類 ・ 救護班が行った場合は、救護班活動状況（様式12）にも記載のこと
関係計画、規定、協定等	○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第7章 第1節 医療救護） ○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第6章 第1節 医療救護） ○ 「災害救助法による愛知県知事の行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」 県対：日本赤十字社
担当課	医務課 救急・周産期・災害医療グループ（県庁内線 3178、3490）

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 7 被災者の救出

実 施 者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災の際に火中に取り残されたような場合</li> <li>・ 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合</li> <li>・ 水害の際に流失家屋とともに流された、孤立した地点に取り残された等の場合</li> <li>・ 山津波や土石流により生き埋めになったような場合</li> </ul> </li> <li>○ 災害のため生死不明の状態にある者</li> </ul> <p>※必ずしも災害が直接的な要因となっていることを要しないし、また、その原因も不可抗力か本人の過失かなども問われない。</p> <p>(注) 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救助活動は、原則として法の対象とならない。</p>
救助の方法	○ 災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出する。
費用の種類	<p>船艇その他救出のために必要な機械器具に係る費用で次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借上費又は購入費</li> <li>○ 修繕費</li> <li>○ 燃料費</li> </ul> <p>※救出のための賃金職員等の雇上や輸送に係る費用は、賃金職員等雇上費及び輸送費として整理する。</p>
費用の限度額	○ 当該地域における通常の実費
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生の日から <u>3日(72時間)以内</u></li> </ul> <p>※通常、3日間経過以後10日以内については原則として「死体の捜索」として扱う。</p>
特別基準	○ 救出期間の延長
整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票(様式5(P94))</li> <li>○ 救助の種目別物資受払状況(様式6(P96))</li> <li>○ 被災者救出状況記録簿(様式15(P111))</li> <li>○ 被災者救出用関係支払証拠書類</li> </ul>

第7 応急救助の種類別詳細

<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常の避難は救出には当たらない。</li> <li>○ 人の救出だけに限定され、財産や愛玩具、動物等は救出の対象とはならない。 ※ただし、ともに救出しなければ本人の救出に支障がある場合等で、被災者全体の救出に特に支障がないと判断される場合には、本人以外のものの救出又は運搬を妨げるものではない。</li> <li>○ 船舶の遭難の場合には水難救助法によって救護されることとなるが、同法にて不十分な場合は本法が適用されることもあり得る。</li> </ul>
<p>関係計画、 規定、協定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第5章 第1節 救出・救助活動）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第5章 第1節 救出・救助活動）</li> <li>○ 「愛知県内広域消防相互応援協定」（県内市町村等）</li> </ul>
<p>関 係 課</p>	<p>【自衛隊への派遣要請等】 災害対策課 災害対策グループ（県庁内線 2511～2513）</p> <p>【消防に関する連絡調整】 消防保安課 消防・広域化グループ（県庁内線 2525、2526、2559）</p> <p>【緊急消防援助隊】 消防保安課 救急・救助グループ（県庁内線 2539、2548、2549、2571）</p> <p>【愛知県防災航空隊】 消防保安課 防災航空グループ（電話 0568-29-3121）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。



## 8 死体の搜索

実施者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	○ 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者
救助の方法	○ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を速やかに搜索する。
費用の種類	船艇その他救出のために必要な機械器具に係る費用で次に掲げるもの ○ 借上費又は購入費 ○ 修繕費 ○ 燃料費 ※搜索のための賃金職員等の雇上や輸送に係る費用は、賃金職員等雇上費及び輸送費として整理する。
費用の限度額	○ 当該地域における通常の実費
救助期間	○ 災害発生の日から <u>10日以内</u>
特別基準	○ 搜索期間の延長
整備書類	○ 救助実施記録日計票（様式5（P94）） ○ 搜索用機械器具燃料物資受払状況（様式6（P96）） ○ 死体の搜索状況記録簿（様式20の2（P117）） ○ 死体搜索用関係支払証拠書類
関係計画、規定、協定等	○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第13章 第1節 遺体の搜索） ○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第12章 第1節 遺体の搜索） ○ 「愛知県内広域消防相互応援協定」（県内市町村等）
関係課	【自衛隊への派遣要請等】 災害対策課 災害対策グループ（県庁内線 2511～2513） 【消防に関する連絡調整】 消防保安課 消防・広域化グループ（県庁内線 2525、2526、2559）

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 9 死体の処理

実 施 者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の際死亡した者であること。</li> <li>【死体の一時保存】</li> <li>○ <u>遺族等に引渡しをできない場合</u>又は<u>遺族等への引渡しや埋葬までに時間を要する場合</u>に対象となる。</li> <li>【洗浄、縫合、消毒等の措置】</li> <li>○ 死体識別のための必要である場合及び遺族に対する最低限の措置として必要な場合に対象となる。</li> <li>【検案】</li> <li>○ 医師の診断中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合</li> </ul>
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速やかに死体の収容場所や死体保存のためのドライアイス等を確保し、死体を一時保存する。</li> <li>○ 収容した死体について必要に応じて次の処置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死体に付着した汚泥、汚物等の洗浄</li> <li>・原形を止めない程度に変形した死体の縫合</li> <li>・死体の消毒</li> </ul> </li> <li>○ 原則として救護班により検案（死因その他の医学的検査）を行う。 ※救護班によることができない場合は、他の医師により行うこともできる。</li> </ul>
費用の 限度額  (R3.7.1 現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体当たり <u>3,500円以内</u></li> <li>○ 死体の一時保存のための費用 ※ドライアイスの購入費等として当該地域の通常の実費を加算できる。</li> <li>ア 既存建物を利用する場合 借上に要する通常の実費</li> <li>イ 既存建物を利用することができない場合 一体当たり <u>5,400円以内</u> ※輸送費、賃金職員等雇上費を含む。</li> <li>○ 検案料 救護班によらない場合には、当該地域の慣行料金</li> </ul>
救助期間	○ 災害発生の日から <u>10日以内</u>
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処理期間の延長</li> <li>○ 死体の一時保存の際の輸送費、賃金職員雇上費を別枠とする</li> </ul>

## 第1編 災害救助法

整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 死体処理台帳（様式20（P116））</li> <li>○ 死体処理費支出関係証拠書類</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死体検案については、警察との連携を密にし、検案を担当する医師を遺体安置所に集中配置するなど、効率的な実施を図ること。</li> <li>○ 死体搬送のための車両を確保すること。</li> <li>○ 災害救助法適用市町村以外の市町村の地域に漂着した死体の取扱いについては、災害救助事務取扱要領を参照のこと。</li> <li>○ 災害現場で発見された死体については、死体の処理を行う前に警察官又は海上保安官の検視（見分）を得ること。</li> </ul>
関係計画、規定、協定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第13章 第2節 遺体の処理）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第12章 第2節 遺体の処理）</li> <li>○ 「大規模災害における応急救助の指針」厚生省社会・援護局保護課長通知 （第2・7 遺体の処理）</li> <li>○ 「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書」 県対：愛知県葬祭業協同組合</li> </ul>
関係課	災害対策課 支援グループ（県庁内線 2565～2567）

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 10 埋葬

実施者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の際死亡した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。</li> <li>・ 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていない者も対象となる。</li> </ul> </li> <li>○ 災害による混乱期のため<b>遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引渡しをできない場合</b>に対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬が困難であるとき。</li> <li>・ 火葬場等が被災して使用できないなど、個人では埋葬が困難であるとき。</li> <li>・ 流通機構等の混乱のため、資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ、その他の必要な物資等が入手できないとき。</li> <li>・ 埋葬を行う遺族がないか、いても高齢、幼少、傷病等のため埋葬ができないとき。</li> </ul> </li> </ul>
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速やかに棺（付属品を含む。）又は棺材、骨つぼ及び骨箱を給付するとともに、火葬又は土葬を行う。</li> <li>※棺、骨つぼ等を支給することにより、遺族等が埋葬を行えるのであれば、これらの支給のみで済ませる。</li> <li>※市町村による現物給付を原則とするが、特別な事情がある場合には、第三者により埋葬を行うこともできる。</li> </ul>
費用の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埋葬の際、使用する棺（付属品を含む）及び棺材、骨つぼ等</li> <li>※災害による一時的混乱時期に行う応急的な仮葬であり、正式の葬祭とは異なるので、供花、酒代等は費用として考えていないが、その地域において最低限必要なものを限度額以内で行うことを認めないとする趣旨ではない。</li> <li>○ 火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送費及び賃金職員等雇上費</li> </ul>
費用の限度額 (R3.7.1 現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 満12歳以上 一体当たり <u>215,200円以内</u></li> <li>○ 満12歳未満 一体当たり <u>172,000円以内</u></li> </ul>
救助期間	○ 災害発生の日から <u>10日以内</u>
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埋葬期間の延長</li> <li>○ 限度額の引き上げ</li> </ul>
整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 埋葬台帳（様式19（P115））</li> <li>○ 埋葬費支出関係証拠書類</li> </ul>

## 第1編 災害救助法

<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村は、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握し、地元での火葬が困難な場合には、他市町村又は県へ応援を依頼すること。</li> <li>○ 速やかな埋葬を希望する遺族に対し、必要に応じて埋葬のための相談窓口を設置し、火葬場、死体の搬送等の広域的な情報を的確に提供すること。</li> <li>○ 外国人に対して埋葬を行う場合、火葬を行うことに問題がある国があることなど、風俗、習慣、宗教等の違いにできる限り配慮すること。</li> <li>○ 災害救助法適用市町村以外の市町村の地域に漂着した死体の取扱いについては、災害救助事務取扱要領を参照のこと。</li> </ul>
<p>関係計画、 規定、協定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第13章 第3節 遺体の埋火葬）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第12章 第3節 遺体の埋火葬）</li> <li>○ 「大規模災害における応急救助の指針」厚生省社会・援護局保護課長通知 （第2・6 埋葬）</li> <li>○ 「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」県内市町村等</li> <li>○ 「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」中部9県</li> </ul>
<p>関 係 課</p>	<p>【火葬場関係】 生活衛生課 環境衛生グループ（県庁内線 3258、3259）</p> <p>【資機材関係】 災害対策課 支援グループ（県庁内線 2565～2567）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 1.1 応急仮設住宅の供与

実 施 者	知事が実施、市町村長が補助
救助の対象	<p>○ 次のア及びイを満たす者</p> <p>ア <u>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示の長期化が見込まれる地域等、住家に被害がなくても入居が可能な場合もある（個別協議）。</li> <li>・半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みがある場合も入居が可能な場合もある（個別協議）。</li> </ul> <p>イ <u>自らの資力では住宅を得ることができない者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相当額の預金又は不動産等があるものや住宅の再建ができるだけの一時的な借金ができる者は原則として対象外であるが、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、制度の趣旨を十分理解して運用する。</li> </ul>
救助の方法	<p>○ 協定締結団体等の協力を得て、建設型応急住宅を供与する。</p> <p>ア 規模は実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>イ 設置にあたっては、直営・業者請負、建築資材の買い取り・リース方式の別を問わない。</p> <p>ウ 概ね50戸以上を同一敷地又は近接する地域内に建設する場合、集会施設を設置できる。</p> <p>※地域のコミュニティを確保する等、特別な事情があると認められるときは、10戸以上50戸未満で小規模な施設を設置できる（個別協議）</p> <p>エ 日常生活上特別な配慮を要するものが数名以上入居できる福祉仮設住宅を設置できる。</p> <p>○ 協定締結団体等の協力を得て、民間賃貸住宅を賃借し、賃貸型応急住宅を供与する。</p>
費用の種類	<p>○ 資材費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等</p> <p>※賃貸型応急住宅の場合、家賃、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料等</p>
費用の限度額 <small>（R3.7.1 現在）</small>	<p>○ 1戸当たり <u>5,714,000円以内</u></p> <p>※当該仮設住宅の設置に要する平均単価が基準額以内であればよい。</p> <p>※賃貸型応急住宅の場合、限度額は発災時点の統計データ等をもとに設定する。</p> <p>○ 解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、地域における実費</p>
救助期間	<p>○ 着工期間：災害発生日から <u>20日以内</u></p> <p>○ 供与期間：完成の日から <u>最長2年以内</u>（建築基準法第85条）</p>
特別基準	<p>○ 着工期間の延長</p> <p>○ 供与期間の延長 ※建築基準法上の問題を解決する措置も必要</p> <p>○ 限度額の引上げ</p>

第1編 災害救助法

<p>整備書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 応急仮設住宅台帳（様式8（P100）） （応急仮設住宅建設・管理マニュアル 様式第3-11）</li> <li>○ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書</li> <li>○ 応急仮設住宅使用賃借契約書（リース）</li> <li>○ 応急仮設住宅売買契約書（買い取り）</li> <li>○ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書</li> <li>○ その他設計書、仕様書等</li> <li>○ 応急仮設住宅入居者名簿 等</li> </ul>
<p>関係計画、規定、協定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第15章 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居、第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第24章 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居、第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営）</li> <li>○ 「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン」（令和2年3月国土交通省中部地方整備局建政部住宅整備課）</li> <li>○ 「被災者の住まいに関する相談・情報提供マニュアル」（平成28年3月内閣府（防災担当））</li> <li>○ 「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」（愛知県建築局公共建築部公営住宅課）</li> <li>○ 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」 県・名古屋市対：（一社）プレハブ建築協会、（一社）日本ツーバイフォー建築協会東海支部、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会、（一社）日本ムービングハウス協会</li> <li>○ 「災害救助事務取扱要領」（内閣府政策統括官（防災担当））</li> <li>○ 「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」 （平成24年5月国土交通省住宅局住宅生産課）</li> <li>○ 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」 県・名古屋市対：（公社）愛知県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会愛知県本部、（公社）愛知県共同住宅協会、愛知県農業協同組合中央会、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 詳細は、上記『応急仮設住宅建設・管理マニュアル』によること。</li> </ul>
<p>担当課</p>	<p>【建設】 公営住宅課 計画・指導グループ（県庁内線 2792、2794、2796）</p> <p>【賃貸】 公営住宅課県営住宅管理室 調整・指導グループ（県庁内線 2810～2813）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 1.2 被災した住宅の応急修理

実施者	【広域災害等の場合】知事が実施、市町村長が補助 【局地的災害の場合】知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<p>○ 次のア及びイを満たす者</p> <p>ア 災害によって<b>住家が半壊又は半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷（準半壊）を受け、そのままでは住むことができない者</b></p> <p>イ <b>自らの資力では応急修理ができない者</b>（応急仮設住宅の基準に準ずる）</p> <p>○ 災害によって<b>住家が大規模半壊</b>（大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊）し、<b>そのままでは住むことができない者</b></p> <p>（注1）原則として、全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので対象とならないが、修理することで居住が可能な場合は、個別に対象とすることは可能。</p> <p>（注2）応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、災害発生の日から原則6ヶ月間、応急仮設住宅への入居が可能。</p> <p>（注3）当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ず期間内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、期間を延長することが可能。</p>
救助の方法	<p>○ 必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに<b>現物給付（応急修理により住める状態にすること）</b>をもって実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関が建築関係事業者と直接契約または大工等を雇上げて実施する。</li> <li>・修理材料や所要金額を給付することはできない。</li> </ul> <p>○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書斎や子供の勉強部屋等必ずしも最小限度の生活の維持に必要な部分の修理は対象外。</li> </ul>
費用の種類	○ 原材料費、大工等の労務賃、輸送費、修理事務費、従事命令の実費弁償費等修理のための一切の経費
費用の限度額 <small>（R3.7.1 現在）</small>	<p>○ 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊若しくは「半焼」の被害を受けた世帯」 1世帯当り 595,000円以内（特別基準の設定なし）</p> <p>○ 「準半壊」の被害を受けた世帯 1世帯当り 300,000円以内（特別基準の設定なし）</p> <p>（注）1世帯当たりの平均ではなく、世帯毎の基準額</p>
救助期間	○ 災害発生の日から <u>3ヶ月以内</u> に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内に完了）



## 第1編 災害救助法

特 別 基 準	○ 完了期間の延長
整 備 書 類	○ 救助実施記録日計票（様式5（P94）） ○ 住宅の応急修理記録簿（様式16（P112）） ○ 住宅の応急修理のための請書又は契約書、仕様書等 ○ 住宅の応急修理関係支払証拠書類
そ の 他	○ 借家等は、通常その所有者が修理を行うものであるが、所有者が修理を行わず、現に借家人の居住する場所がない場合は、対象となりうる。 ○ 災害救助事務取扱要領に「(災害名)における住宅の応急修理実施要領(例)」が掲載されているので参考とすること。
関係計画、 規定、協定等	○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第15章 第5節 住宅の応急修理） ○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第24章 第5節住宅の応急修理） ○ 「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」（平成27年3月内閣府（防災担当）） ○ 「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」 県・名古屋市対：（一社）愛知県建設業協会始め13団体
県 担 当 課	住宅計画課 防災まちづくりグループ（県庁内線 2781、2783、2784）

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

## 1.3 障害物の除去

実 施 者	知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<p>○ 次のア及びイを満たす者</p> <p>ア 災害によって土石、竹木等（以下「障害物」という。）が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分又は玄関等に運び込まれているため、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者</p> <p>※通常、住家内を対象とするが、日常生活に支障を及ぼす場合や生命に危険を及ぼす可能性がある場合は、玄関周りも対象として差し支えない。</p> <p>イ <u>住家が半壊（焼）又は床上浸水した者</u></p> <p>ウ <u>自らの資力では障害物の除去ができない者</u>（応急仮設住宅の基準に準ずる） 〔除雪（雪下ろし等）の場合〕</p> <p>次の二つの要件満たす者は対象とすることができる。</p> <p>ア 平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等のおそれが生じた者</p> <p>イ 自らの資力及び労力によっては除雪をできない者</p>
救助の方法	<p>○ 必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかに<b>現物給付（障害物の除去により住める状態にすること）</b>をもって実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関が関係事業者と直接契約または工事関係者等を雇上げて実施する。</li> <li>・<u>所要金額を給付することはできない。</u></li> </ul> <p>○ 居室、炊事場、玄関、便所等日常生活に欠くことのできない場所の主要な障害物の除去に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物置や倉庫等は対象外。</li> <li>・室内の清掃等は、居住者が行うこととしているので原則として対象外。</li> </ul>
費用の種類	○ スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費
費用の限度額 (R3.7.1 現在)	○ 1世帯当り <u>137,900円以内</u> (注) 対象世帯の平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	○ 災害発生の日から <u>10日以内</u>
特別基準	<p>○ 実施期間の延長</p> <p>○ 限度額の引き上げ</p> <p>○ 住家の除雪の実施</p>

## 第1編 災害救助法

整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 障害物除去の状況（様式21（P118））</li> <li>○ 障害物除去支出関係証拠書類</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。</li> <li>○ 災害により発生したごみ等は、身体・生命に危険を及ぼす場合等には、通常、敷地内からの搬出に限り障害物の除去の対象となる。（搬出されたごみ等の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により除去される。）</li> <li>○ 借家等は、通常その所有者が障害物の除去を行うものであるが、所有者が除去を行わず、現に借家人の居住する場所がない場合は、対象となりうる。</li> </ul>
関係計画、規定、協定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第15章 第6節 障害物の除去）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第24章 第6節 障害物の除去）</li> </ul>
県関係課	<p>災害対策課 支援グループ（県庁内線 2565～2567）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

14 学用品の給与

<p>実 施 者</p>	<p>【市町村立小・中学校等児童生徒分】 知事の委任を受けて市町村長が実施 【県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分】 知事及び救助実施市の長が実施</p>
<p>救助の対象</p>	<p>○ 次のア及びイを満たす者 ア 災害によって<b>住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水した者</b> (土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を含む。) イ 学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校・中学校及び義務教育学校児童生徒、高等学校等生徒 ・小学校児童、中学校生徒には、特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、中等教育学校前期課程を含む。 ・高等学校等生徒には、特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校後期課程の生徒、高等専門学校、専修学校各種学校の生徒を含む。 ※通学途中又は学校等で被災し、学用品を喪失又は毀損した場合であっても対象とすることができるが、その場合は県に協議すること。</p>
<p>救助の方法</p>	<p>○ 教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童・生徒に対して必要な学用品の給与を行う。 ○ 被害別、学年別給与人員を正確に把握し、これらを集計して購入・配分計画表を作成し、必要量を調達・配分する。 ・教科書については、給与するために必要な冊数等を県教育委員会に報告する。 ・なるべく学年別に同一規格、同一単価のものを購入し、事務的繁雑を防ぐこと。 ○ 支給にあたっては、親権者の受領書を徴する。</p>
<p>費用の種類</p>	<p>○ 教科書 ア 教科書 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に限る。 イ 教科書以外の教材 県又は市町村教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材（辞書、図鑑等は対象外） ※学校法人の設置する学校が使用している教材は、公立学校の例による。 ○ その他の学用品（文房具、通学用品） ア 文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 イ 通学用品 傘、靴、長靴等 ウ その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノカ、工作用具、裁縫用具等 ※文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目でも必要なものは可。</p>

## 第1編 災害救助法

費用の 限度額 <small>(R3.3.31 現在)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書代 教科書の実費</li> <li>○ その他の学用品（文房具及び通学用品等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校、義務教育学校前期課程児童 1人当り <u>4,500円以内</u></li> <li>・ 中学校、義務教育学校後期課程生徒 1人当り <u>4,800円以内</u></li> <li>・ 高等学校等生徒 1人当り <u>5,200円以内</u></li> </ul> </li> </ul>
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書・教材 災害発生日から <u>1ヶ月以内</u>に支給完了</li> <li>○ その他の学用品（文房具及び通学用品等） 災害発生日から <u>15日以内</u>に支給完了</li> </ul>
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給与期間の延長</li> <li>○ 文房具及び通学用品の限度額引き上げ</li> </ul>
整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 学用品の給与状況（様式18（P113））</li> <li>○ 学用品購入関係支払証拠書類</li> <li>○ 学用品払出証拠書類（学用品受領証）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校・中学校及び義務教育学校児童生徒の判断は、災害発生日をもって決定するが、入進学時に災害が発生した場合は、実情に即した学用品を給与して差し支えない。</li> <li>○ <u>見舞制度ではないため、一律に同数配布する等の運用は厳に慎むこと。</u></li> </ul>
関係計画、 規定、協定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （第3編 第16章 第4節 教科書・学用品等の給与）</li> <li>○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画） （第3編 第25章 第4節 教科書・学用品等の給与）</li> </ul>
県担当課	<p>【小・中学校・義務教育学校（私立除く）】 義務教育課 生徒指導・キャリア教育グループ（県庁内線 3914、3919）</p> <p>【高等学校（私立除く）】 高等学校教育課 振興グループ（県庁内線 3901、3909）</p> <p>【特別支援学校】 特別支援教育課 指導グループ（県庁内線 3932、3933、3935）</p> <p>【私立学校】 学事振興課私学振興室 認可グループ（県庁内線 2468～2470、2479）</p>

※基本額等については、最新の「災害救助法施行細則」を確認すること。

### 1.5 生業に必要な資金の貸与等

現 状	<p>災害救助法には、生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与が規定されているが、公的資金による長期かつ低利の各種貸付制度が整備・拡充されてきたことから、<u>現在ではこの生業資金の貸付制度は運用されていない。</u></p>
-----	---

## 16 応急救助のための輸送費

実 施 者	知事又は知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の避難のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難指示等に基づき避難する住民の輸送</li> <li>イ 被災者を誘導するための要員、資材等の輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象外。</li> <li>・堤防決壊防止のための資材等の運搬等、災害予防及び被害拡大防止のための費用は、他の制度により費用を負担すべきものであるため対象外。</li> <li>・警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が実施した分は、特別な事業のない限り、それぞれの業務として考えられるので原則として対象外。ただし、自衛隊等に派遣要請を行い、救助に要した経費を求償された場合は、内閣府と連絡調整を図る。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 医療及び助産のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 重篤な患者又は産婦の病院、診療所、産院等への輸送</li> <li>イ 救護班の被災地や避難所等への輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品等の輸送費は下記、救援用物資の輸送に含む。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 被災者の救出のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の避難のための輸送に準じて取り扱う。</li> </ul> </li> <li>○ 飲料水の供給のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飲料水そのものの輸送</li> <li>イ 飲料に適する水を確保するために必要な要員、機械、器具及び資材の輸送</li> </ul> </li> <li>○ 死体の捜索のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の救出のための輸送と同様に取り扱う。</li> </ul> </li> <li>○ 死体の処理のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 死体の消毒、縫合、洗浄等の処理及び検案のための救護班の輸送</li> <li>イ 死体の処理のための衛生材料等の輸送</li> <li>ウ 死体の発見場所から一時安置所までなど死体そのものの輸送</li> <li>エ 死体を輸送するための要員等の輸送</li> </ul> </li> <li>○ 救援用物資の輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に給与する毛布、被服、日用品等の生活必需品、食料、学用品、燃料、医薬品、衛生材料等及び義援物資等、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資の輸送。</li> <li>ただし、次に掲げる資材等は、各救助の基準額の中に含まれているので、<u>原則として輸送費には計上しないこと。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所設置のための要員及び資材の輸送（避難所の設置の経費へ算入）</li> <li>・避難所設置の際の仮設便所、炊事場等の建築に要する資材等の輸送</li> <li>・応急仮設住宅建築のための資材等の輸送</li> <li>・住宅の応急修理のための資材等の輸送</li> <li>・埋葬のための棺、壺及び骨箱の輸送</li> <li>・死体の一時保存のための資材や遺体安置所設置のための資材及び要員等の輸送</li> <li>・障害物除去のための資材の輸送</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

第1編 災害救助法

救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送</li> <li>ア 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者</li> <li>イ 自ら避難することが困難な状況にある者</li> <li>・ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象外。</li> </ul>
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送業者等から借上げて実施する。</li> <li>・狭義の運送のほか、保管、搬出等も含めることができる。</li> <li>○ 輸送業者以外から借上げて実施する。</li> <li>○ 県、市町村等所有の自動車、船舶等を使用して実施する。</li> </ul>
費用の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運送契約による場合の輸送費（運賃）</li> <li>○ 輸送用機械等の借上料、燃料費、修繕費及び消耗器材費等</li> </ul>
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該地域における通常の実費</li> <li>・運送契約による場合は 原則として国土交通省の許可を受けている料金の額以内</li> </ul>
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各救助種目別に定められている救助期間の範囲内（特別基準の承認を得た場合はその期間）</li> </ul>
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各救助種目の期間を超えての輸送期間の延長</li> <li>○ 埋葬のための輸送（地元火葬場が使用できない場合）</li> </ul>
整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 救助の種目別物資受払状況（様式6（P96））</li> <li>○ 輸送記録簿（様式22（P119））</li> <li>○ 輸送費支払関係証拠書類</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常、物資の価格は着駅価格で、輸送費は物資の価格の中に織り込まれるのが一般的と考えられることから、物資の価格と計上し、別途、輸送費として計上しないこと。</li> </ul>
関係計画、規定、協定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害発生時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書」 県対：県トラック協会</li> <li>○ 「災害発生時等の物資の保管等に関する協定書」 県対：東海倉庫協会</li> <li>○ 「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」 県対：県バス協会</li> <li>○ 「災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定書」 県対：県タクシー協会、名古屋タクシー協会</li> <li>○ 「災害時における車両の調達に関する協定書」 県対：（一社）愛知県レンタカー協会</li> <li>○ 「災害時における遺体搬送の協力に関する協定書」 県対：（一社）全国霊柩自動車協会</li> </ul>

17 応急救助のための賃金職員等雇上費

実 施 者	知事又は知事の委任を受けて市町村長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の避難のために必要な賃金職員等             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多数の被災者を避難させる要員（地方自治体職員等では十分な誘導ができない場合）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導等は、通常、地方自治体職員等（消防又は警察関係職員等含む。）を中心として、地域住民の協力の下に行うことが原則。</li> </ul> </li> <li>イ 避難所の警備に当たる要員（自治組織、警察、地方自治体職員等（学校教職員含む）では避難所の治安を維持することが困難なため、警察等にあたる職員を雇用する場合）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所設置や維持管理のための要員は、避難所を設置するための経費に含まれているため対象外。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ボランティア等への炊出しを行うのに必要な要員                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員、ボランティア等の協力により行われるのが通常であるので、原則として必要ないと考えられる。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 飲料水の供給に必要な賃金職員等             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飲料水そのものの輸送及び配分等に必要な要員</li> <li>イ 飲用に適した水を確保する（水の浄水処理等）ために必要な要員</li> </ul> </li> <li>○ 医療及び助産のために必要な賃金職員等             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 重篤な患者を運ぶ要員（警察、消防、自衛隊及び地域住民等だけでは不足する場合）</li> <li>イ 医療スタッフ（公立病院、日本赤十字社等だけでは十分な医療スタッフを得られない場合）</li> <li>ウ 救護班の事務を行う者、救護班を輸送する運転手（官公署、公立病院、日本赤十字社等の職員等が十分できない場合）</li> </ul> </li> <li>○ 被災者の救出のために必要な賃金職員等             <p>原則として、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等直接救助作業に関係のある官公庁が行った救助等については、それぞれの業務として考えられるので対象外。ただし、自衛隊等に派遣要請を行い、救助に要した経費を求償された場合は、内閣府と連絡調整を図る。</p> </li> <li>○ 死体の捜索のために必要な賃金職員等             <p>被災者の救出の場合と同様に取り扱う。</p> </li> <li>○ 死体の処理のために必要な賃金職員等             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 死体の消毒、縫合、洗浄等の処置、死体の発見場所から一時安置所までの輸送を行うための要員                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置所設置のための要員等については「死体の処理」の限度額内に含まれ、ここでは対象外。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救援用物資の整理、積み下ろし、上乗り及び運搬するための要員</li> <li>イ 輸送された物資を被災者に配分するための要員</li> </ul> <p>※各救助の基準額の中に包含されている資材に係るものは対象外。輸送費参照。</p> </li> </ul>



## 第1編 災害救助法

救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための賃金職員等</li> <li>ア 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者</li> <li>イ 自ら避難することが困難な状況にある者</li> <li>・ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象外。</li> </ul>
救助の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事又は市町村長等が雇上げて実施する。</li> <li>○ 仕事の量及び質の両面から検討し、必要最小限度の人数とする。</li> </ul>
費用の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この業務を行うために 雇上げた賃金職員</li> </ul>
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該地域における通常の実費</li> </ul>
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各救助種目別に定められている救助期間の範囲内</li> </ul>
特別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各救助種目の期間を超えての雇上期間の延長</li> <li>○ 埋葬のための輸送（地元火葬場が使用できない場合）</li> </ul>
整備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助実施記録日計票（様式5（P94））</li> <li>○ 賃金職員等雇上台帳（様式22の2（P120））</li> <li>○ 賃金職員等雇上げ費支払関係証拠書類</li> </ul>

## 18 救助に要した事務費

### 1 救助事務費の範囲

(1) 応急救助を実施する機関の経費であること

- ・救助の委任を受けた市町村並びに補助機関としての市町村が応急救助に要した経費を含む。

(2) 応急救助の実施に直接必要な事務的経費及び精算の事務を行うのに必要な経費であること。

- ・災害の事前対策又は復旧事業等を行うために必要な事務経費等は含まない。

### 2 救助事務費の対象となる経費として認められる経費

(1) 職員手当（時間外勤務手当）

- ・県及び市町村職員に限られる。（臨時職員及び非常勤職員も含む。）

(2) 賃金

- ・主として庁舎内で事務を行う賃金職員（主として被災地において救助に従事する賃金職員は応急救助のための賃金職員として取り扱う。）

(3) 旅費

- ・国、県、県民事務所、市町村等間の職員の打合せ旅費（臨時職員及び非常勤職員も含む。）

(4) 需用費

ア 消耗品費

- ・文房具（用紙を含む）及び消耗器材等

イ 燃料費

- ・庁舎等暖房用燃料（平常時の通常額との差額分）
- ・自動車燃料（応急救助と関係のない土木、防疫用務等は含まれない。また、応急救助の事務に使用したものに限り、応急救助そのものに要した費用は、救助費（輸送費等）に計上する。）

ウ 食料費

- ・職員に対する炊出しの費用（原則、市町村職員等であって直接応急救助に従事した職員に対するもの。ただし、協力命令による協力者を対象とすることもできる。）
- ・応急救助対策打合せ会の食費

エ 印刷製本費

- ・罹災証明書、公用令書、立入調査票、災害報告、各種の帳簿、台帳、諸用紙類、事務必携、法令通知集及び諸様式
- ・災害救助の記録（応急救助が記載の大半を占めるもの）

オ 光熱水費

- ・電気料、水道料、ガス代（平常時の通常額との差額分）

カ 修繕費

- ・自動車、船舶及び自転車等の修繕費（救助そのもののために使用したものは、救助費に含まれる。）
- ・庁舎や机、椅子等の一般備品の修繕や、改良、改善及び買い替えは原則として認められない。ただし、社会通念上、これらが相応しいものについては、特例的に認められる場合もあるので、内閣府と連絡調整を図ること。

## 第1編 災害救助法

### (5) 使用料及び賃借料

- ・庁舎当が利用できないため、又はほかに災害対策本部を設置するなどのための土地、家屋の借上料
- ・災害対策本部等で使用する机、椅子、ラジオ、テレビ、パソコン、複写機、携帯電話、ファクシミリ、電話等の借上料

### (6) 委託費

- ・事務の効率化を図るため、住宅の斡旋等、専門的な業者への事務の委託料。
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に係る調整事務の委託料。

### (7) 役務費（通信運搬費）

- ・通信費（電話（ファクシミリ含む）料、郵便料）
- ・器具及び備品の運搬料、職員支給用弁当の運搬料

## 3 負担限度額

### (1) 国庫の対象となる救助事務費の額（出典『災害救助の運用と実務（平成26年版）』）

救助費合算額（※）の区分に応じ、それぞれ次表の割合を乗じて得た額の合算額となる。

この場合の救助費合算額は、県及び関係市町村の執行した額の合算額である。

※救助費合算額：救助費、実費弁償、扶助金、損失補償費、法第19条の補償、法第20条の求償に対する支払の合計額

救助費合算額の区分（年間救助費額）	割合
3千万円以下 の部分の金額	10/100
3千万円を超え6千万円以下 の部分の金額	9/100
6千万円を超え1億円以下 の部分の金額	8/100
1億円を超え2億円以下 の部分の金額	7/100
2億円を超え3億円以下 の部分の金額	6/100
3億円を超え5億円以下 の部分の金額	5/100
5億円を超過 の部分の金額	4/100

### (2) 県が市町村に交付する救助事務費の額

原則として、「国庫負担額及び県と関係市町村の負担した額に応じて算定した額（算定額）」と「実支出額」とを比較して少ない方の額を交付する。

<例> 県、A市、B市合わせて救助費総額が1億5,000万円の場合

（県 8,000万円、A市 6,000万円、B市 1,000万円）

国庫負担額算定基準

3千万円以下	⇒	3,000万円	×	10/100	=	300万円
3千万円超～6千万円以下	⇒	3,000万円	×	9/100	=	270万円
6千万円超～1億円以下	⇒	4,000万円	×	8/100	=	320万円
1億円を超え2億円以下	⇒	5,000万円	×	7/100	=	350万円
合計（1億5,000万円）						1,240万円

◎市町村交付額（算定額）

A市 1,240万円 × 6,000万円/1億5,000万円 = 496万円

B市 1,240万円 × 1,000万円/1億5,000万円 = 82.7万円

## 第8 強制権の発動

## 1 従事命令（法7条関係）

命令者	県知事、救助実施市の長及び従事命令の委任を受けた市町村長
従事命令の対象者	<p>ア 医療関係者</p> <p>① 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士</p> <p>イ 土木建築工事関係者</p> <p>③ 土木技術者又は建築技術者</p> <p>④ 大工、左官又はとび職</p> <p>⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者</p> <p>ウ 輸送関係者</p> <p>⑥ 鉄道事業者及びその従業者</p> <p>⑦ 軌道経営者及びその従事者</p> <p>⑧ 自動車運送事業者及びその従業者</p> <p>⑨ 船舶運送業者及びその従業者</p> <p>⑩ 港湾運送業者及びその従業者</p> <p>※ 公用令書を交付しなければならない。</p>
実費弁償の程度	<p>○ 上記①から④までの者</p> <p>ア 日当 県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内</p> <p>イ 時間外勤務手当 日当の額を8で除して得た額を勤務一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例第15条の規定の例により算定される額以内</p> <p>ウ 旅費 職員等の旅費に関する条例別表第一の一による一般職員相当額以内</p> <p>○ 上記⑤から⑩までの者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内</p>

## 第1編 災害救助法

扶助金の種類	<p>○ 従事命令により救助に関する業務に従事する者が、負傷、疾病、死亡した場合に次の種類の扶助金が支給される。(法12条、令第7条)</p> <p>ア 療養扶助金 イ 休業扶助金 ウ 障害扶助金 エ 遺族扶助金 オ 葬祭扶助金 カ 打切扶助金</p> <p>※ 支給額については、令第7条～16条及び施行細則を参照</p>
関係書類	<p>○ 公用令書(様式第8(P139)) ○ 公用取消令書(様式第9(P141)) ○ 救助従事者台帳(様式第10(P142)) ○ 従事不能届(様式第11((P143)) ○ 実費弁償請求書(様式第12(P144)) ○ 扶助金支給申請書(様式第14(P146))</p>
その他	<p>○ 従事命令に従わない者に対する罰則(法第32条) 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p> <p>○ 法第14条の内閣総理大臣の指示により他都道府県を応援する場合、<u>輸送関係者への従事命令</u>は、地方運輸局長(運輸監理部長含む)が行う。 (この場合に限り、県が輸送関係者へ直接従事命令を行えない)</p>

## 2 協力命令(法8条関係)

命令者	県知事、救助実施市の長及び協力命令の委任を受けた市町村長
協力命令の対象者	<p>○ 被災者、その近隣の者(被災地にいるボランティア含む。)</p> <p>※ 公用令書は、不用(ただし、強制力はない)</p>
実費弁償の程度	なし
扶助金の種類	<p>従事命令に同じ</p> <p>※ 支給額については、令第7条～16条及び施行細則を参照</p>
その他	○ 従わなかった者に対する罰則はない。
書類	○ 扶助金支給申請書(様式第14(P146))

### 3 施設の管理、物資の収用等命令（法9条関係）

命 令 者	<p>県知事、救助実施市の長及び協力命令の委任を受けた市町村長                  （物資の保管、収用に関しては指定行政機関及び指定地方行政機関の長も行える。）</p>
強 制 権 の 対 象 施 設 ・ 者	<p>ア 施設の管理及び土地、家屋、物資の使用                  病院、診療所、助産所、旅館、飲食店                  イ 物資の保管及び収用                  物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者                  ※ 公用令書を交付しなければならない。</p>
損 失 補 償	<p>○ 通常生ずべき損失を補償</p>
書 類	<p>○ 公用令書（様式第1（P132）、様式第2（P133））                  ○ 公用変更令書（様式第3（P134））                  ○ 公用取消令書（様式第4（P135））                  ○ 強制物件台帳（様式第5（P136））                  ○ 受領調書（様式第6（P137））                  ○ 損失補償請求書（様式第7（P138））                  ○ 立入検査証票（様式第13（P145））</p>
そ の 他	<p>○ 必要があると認められる場合に又は立入検査を行うことができる。（法第10条）                  ○ 物資の保管をさせた者から必要な報告を取ることができる。（法第10条）                  ○ 保管命令に従わない者に対する罰則（法第31条）                  6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金                  ○ 立入検査の妨害及び忌避、物資保管報告の虚偽報告等に対する罰則（法第33条）                  20万円以下の罰金</p>

災害協定一覧表

協定名	構成機関	協定年月日	協定の主な内容	担当課
1 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定	刈谷飲食店組合(5社)	平成15年 4月17日	災害時の食料品、生活必需品等の供給についての協力	財務課
	かりや愛知刈谷中央生活協同組合	平成15年 5月 1日		
	あいち中央農業協同組合	平成15年 5月12日		
	敷島製パン(株)刈谷工場	平成15年 5月16日		
	メーキュー(株)	平成21年10月26日		
	コンパスグループ・ジャパン(株)	平成24年8月1日		
2 災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定	愛知県食品衛生協会衣浦東部支部	平成24年 5月 10日	災害時の食品の衛生確保等についての協力	危機管理課
3 災害時における応急対策用資器材の貸貸に関する協定	太陽建機レンタル(株)刈谷支店	平成15年 5月 8日	災害時における応急対策用資器材(重機、ハンマー、テント、トイレ、発電機、トラック等)	財務課
	(株)トヨタレンタリース愛知	平成15年 6月27日	災害時における応急対策用資器材(トラック等)	財務課
4 災害時における車両燃料・冷暖房用燃料等の供給協力に関する協定	愛知県石油商業組合 西三河碧海地区刈谷グループ	平成19年 7月25日	災害時の燃料等の供給協力	財務課
5 地震等災害時における消防、防災応援活動に関する協定	豊田自動織機、愛知製鋼、ジェイテクト、トヨタ車体、アイシン精機、デンソー、トヨタ紡織	平成10年 5月 1日	災害時における消防、防災に関する応援活動(特設自衛消防隊)	危機管理課
6 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定	衣浦東部5市	平成12年 1月17日	災害が発生した場合の相互応援	危機管理課
7 西三河災害時相互応援協定(9市1町)	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町	平成25年 7月 3日	災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に友愛精神に基づき相互救護協力を行う	危機管理課
8 愛知県内広域消防相互応援協定	県内市町、一部組合、広域連合等	平成15年 4月 1日	大規模災害等の消防相互応援	危機管理課
9 災害対策本部等設置時における職員派遣に関する協定	衣浦東部広域連合	平成15年 4月 1日	災害対策本部設置時等の衣浦東部広域連合職員の派遣	危機管理課
10 自主防災組織訓練指導に関する協定	衣浦東部広域連合	平成15年 4月 1日	自主防災組織が実施する防災訓練の指導	危機管理課
11 刈谷市防災行政用無線局の管理・運営に関する協定	県立高校4校、刈谷警察署	平成17年 2月 1日	刈谷市防災行政用無線局の管理・運営	危機管理課
	産業技術研究所	平成17年 4月 1日		
12 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	東邦瓦斯(株)	平成17年 4月 1日	災害発生時の復旧活動及び資器材置場として用地の一時使用	危機管理課
	中部電力(株)刈谷営業所	平成17年11月 1日		
13 災害時における刈谷市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定	刈谷市社会福祉協議会	平成18年12月 1日	災害時におけるボランティア支援本部の開設・運営	危機管理課
14 災害時の放送に関する協定	(株)キャッチネットワーク (株)エフエムキャッチ	平成26年 4月 1日	緊急放送の実施	危機管理課
15 大規模地震災害時における地域防災活動に関する協定【見直し再締結】	豊田自動織機、愛知製鋼、ジェイテクト、トヨタ車体、アイシン精機、デンソー、トヨタ紡織	平成18年 7月 1日 平成26年11月1日	災害発生時における情報の共有従業員への計画的な帰宅対策の推進 一時的な避難所としての使用企業備蓄品の無償供与	危機管理課
16 西三河地区消防相互応援協定	西三河地区市町、一部組合 広域連合等	平成19年 4月 1日	火災その他災害の消防活動相互応援	危機管理課
17 愛知県防災ヘリコプター支援協定	愛知県	平成19年 8月 1日	災害時の防災ヘリコプターの支援	危機管理課
18 災害時相互応援協定	長野県飯田市・下條村	平成22年4月16日	災害が発生し、被災者の救護等応急措置が十分にできない場合に救援資材の援助、被災者救出及び医療活動等の応援	危機管理課
19 市町村広域災害ネットワーク 災害時相互応援に関する協定(21市1町)	岐阜県可児市、滋賀県野洲市、京都府八幡市、奈良県大和郡山市、和歌山県橋本市、大阪府泉大津市、兵庫県高砂市、岡山県玉野市、高知県香南市、福岡県行橋市、福岡県苅田町、島根県益田市、宮崎県日向市、三重県亀山市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市	平成22年6月7日 (刈谷市協定締結時)	災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に友愛精神に基づき相互救護協力を行う	危機管理課
20 災害時の情報交換に関する協定(リエゾン)	国土交通省 中部地方整備局	平成23年7月12日	重大な災害が発生した場合の情報交換や連絡員の派遣	危機管理課
21 災害時相互応援協定	茨城県結城市	平成23年7月12日	災害が発生し、被災者の救護等応急措置が十分にできない場合に救援資材の援助、被災者救出及び医療活動等の応援	危機管理課
22 災害時相互応援協定	埼玉県久喜市	平成25年6月5日	災害が発生し、被災者の救護等応急措置が十分にできない場合に救援資材の援助、被災者救出及び医療活動等の応援	危機管理課
23 災害発生時における一時待避所の使用に関する覚書	株式会社サーテックカリヤ	平成24年3月12日	河川海岸の越水若しくは決壊が発生した場合、施設の一部を一時待避所として使用	危機管理課
24 火葬業務の相互協力に関する協定書	知立市	平成31年 3月20日	火葬等の業務に関する協力	市民課
25 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県内市町村、組合	平成31年 3月29日	火葬炉の使用不能時等の相互応援	市民課

災害協定一覧表

	協定名	構成機関	協定年月日	協定の主な内容	担当課
26	火災時等における遺体搬送の支援協力に関する協定	社団法人 全国霊柩自動車協会	平成24年2月24日	霊柩自動車等による遺体搬送及び遺体搬送に必要な機材、資材等の提供	市民課
27	火災時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	愛知県葬祭業協同組合	平成24年2月24日	棺等葬祭用品の供給	市民課
28	福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 観寿々会 社会福祉法人 長寿会	平成24年3月30日	災害が発生し、災害時要援護者が避難するために、その施設の使用及び受入れについて協力	福祉総務課 長寿課
29	福祉避難所の運営に関する協定	刈谷市社会福祉協議会	平成24年3月30日	災害が発生し、災害時要援護者が避難する場合、福祉避難所を開設し、運営を行う	福祉総務課 長寿課
30	災害時の医療救護活動等に関する協定	刈谷医師会、刈谷市歯科医師会 刈谷市薬剤師会	平成 17年11月 1日	医療救護班の派遣による応急処置等	健康推進課
31	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	県内市町村、一部事務組合	平成26年1月1日	一般廃棄物処理業務及び下水処理業務への人員、車両等	ごみ減量推進課
32	一般廃棄物処理の相互援助に関する協定書	三河知多清掃施設連絡協議会に所属する団体	令和4年6月27日	災害及び事故での処理応援	ごみ減量推進課
33	防災協定書	市内建設業者、電気業者、造園業者、刈谷市管工事業協同組合	平成20年 3月26日	災害時等の道路、河川、下水道施設、公園、市営住宅の巡視及び応急対策	土木管理課 建築課 公園緑地課
34	名古屋近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	コープあいち、名古屋市他	平成26年7月22日	災害時における応急生活物資の供給協力	危機管理課
35	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会の愛知県支部 県内市町村等	昭和53年 3月29日	応急給水作業、応急復旧作業、資機材の供出	水道課
36	災害時における水道施設の応急対策に関する協定	刈谷市管工事業協同組合	平成20年 3月26日	災害時等の水道施設の巡視及び応急対策	水道課
37	水道施設の災害に伴う応援協定書	(株)ジェネッツ	平成24年 4月 1日	災害発生時における、水道施設の復旧作業	水道課
38	災害時における施設利用に関する協定書	KCSN共同事業体(総合文化センター)	平成25年 4月 1日	災害時における避難所として施設利用	危機管理課
		刈谷市産業振興センター、南部生涯学習センター、北部生涯学習センター	平成30年 4月 1日	災害時における避難所として施設利用	危機管理課
39	大規模地震の際の市庁舎一時使用の覚書	刈谷警察署	平成26年 1月 6日	大規模地震時、警察の庁舎一部利用	危機管理課
40	地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書	公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会	平成26年 3月 25日	災害時の被災建築物に対する応急対策活動	建築課
41	岩ヶ池公園防災協定書	刈谷ハイウェイオアシス株式会社	平成26年 5月1日	災害時における飲食物及び日用品等の提供	公園緑地課
42	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	愛知県産業資源循環協会	平成26年 4月4日	災害時に生じた廃棄物の処理の協力	ごみ減量推進課
43	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成26年11月26日	災対本部設置時に使用する最新の刈谷市住宅地図の貸与及び供給 電子地図サービスZNETTOWNのID提供	危機管理課
44	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成26年12月11日	・災害発生時におけるHPの「キャッシュサイト」化 ・「災害情報ブログ」の利用 ・「避難所マップ」の作成 ・「避難情報」の配信	危機管理課
45	大規模地震の際の市庁舎一時使用の覚書	愛知県衣浦東部保健所	平成27年 11月11日	大規模地震時、愛知県衣浦東部保健所の庁舎一部利用	健康推進課
46	災害時における情報の収集協力に関する協定書	有限会社アペオ技研	平成28年2月15日	災害時における情報の収集協力	危機管理課
47	災害時における市役所庁舎管理等の協力体制に関する協定	オリックス・ファシリティーズ(株)	令和2年6月1日	災害時における市役所庁舎管理等の協力	総務文書課
48	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	愛知県行政書士会碧海支部	平成28年5月26日	災害時における被災者支援の協力	くらし安心課
49	災害時等における物資の緊急輸送に関する協定	愛知県トラック協会西三支部刈谷部会	平成29年1月25日	物資の緊急輸送、物資の整理、仕分け等	国保年金課 スポーツ課
50	災害時における支援協力に関する協定	イオンタウン株式会社 イオンビッグ株式会社	平成29年3月21日	・食料・生活物資等の提供 ・店舗等の一時避難場所としての提供 ・店舗における水道水、トイレ等の提供 ・店舗におけるテレビ・ラジオ等で知れた災害概況等情報の提供	危機管理課 財務課
51	災害時における応急対策用資器材の貸貸に関する協定書	株式会社アクティオ 名古屋支店 刈谷営業所	平成29年12月1日	災害時における応急対策用資器材(重機、ハンマー、テント、トイレ、発電機、トラック等)	財務課
52	災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書	西三河生コンクリート協同組合 碧南市、安城市、知立市、高浜市及び衣浦東部広域連合	平成30年1月22日	大規模な災害が発生した場合における消火活動支援及び生活用水の確保の協力	危機管理課
53	災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定	DCM株式会社	平成30年3月13日	災害時の食料品、生活必需品等の供給についての協力	財務課
54	災害時における応急対策及び被災者支援のための土地家屋調査士業務に関する協定書	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成30年4月2日	・市内公共施設等の応急対策業務 ・災害復旧のための筆界点情報の収集、復元に係る業務 ・被災者相談窓口における登記、筆界確定等の相談業務	土木管理課



## 災害協定一覧表

	協定名	構成機関	協定年月日	協定の主な内容	担当課
55	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	株式会社豊衛生、東洋衛生株式会社、ヒラテ産業有限会社	平成30年8月2日	災害家庭系一般廃棄物(し尿を含む)の収集運搬業務	ごみ減量推進課
56	災害時における法律相談業務等に関する協定	愛知県弁護士会	平成30年11月8日	災害時における被災者等に対する法律相談等の支援	くらし安心課
57	災害時における応急生活物資等の供給協力に関する協定	刈谷紙器株式会社	平成30年11月27日	災害時における応急生活物資等(段ボール製品)の供給についての協力	財務課
58	災害時における防災活動への協力に関する協定	日本郵便株式会社	平成31年2月20日	・車両の提供 ・情報の相互提供 ・広報活動 等	危機管理課
59	災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定	株式会社スギ薬局	平成31年3月28日	災害時の食料品、生活必需品等の供給についての協力	財務課
60	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	市内葬祭業者【(有)花正、(株)花泉、(株)花権、(株)あいち中央サービスAやすらぎセンター、イズモ葬祭センター、ファミユ、メモリー富士松、刈谷愛昇殿、(株)クロト 文十葬祭センター】、(株)朝日商會	令和元年5月9日	棺等葬祭用品の供給についての協力	市民課
61	災害時における相互連携・協力に関する協定	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー	令和元年7月29日	災害時における相互連携・協力(災害時の連絡態勢の確立、電力供給施設に関する伏採、施設の電力復旧、停電情報の共有停電情報の広報 等)	危機管理課
62	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 紫水会 医療法人 光慈会	令和元年8月1日	災害時に特別な配慮を必要とする高齢者や障害者などが避難するための施設の使用及び受け入れについての協力	福祉総務課 長寿課
63	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	公益社団法人愛知県建築士事務所協会 公益社団法人愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	令和2年5月29日	家屋の被害認定業務についての協力	危機管理課 税務課
64	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町、静岡県掛川市	令和3年1月31日	避難経路の開設、運営等についての協力	危機管理課
65	災害・事故時、緊急時等における情報システムの業務継続に関する協定	NECネクサソリューションズ(株)中部支社	平成28年2月1日	情報システム等の応急対応についての協力	情報政策課
		(株)NTTデータ東海	平成27年7月1日		
		HARVEY(株)	平成28年2月1日		税務課
		富士通Japan株式会社	平成25年3月28日		
朝日航洋株式会社	令和4年4月18日				
66	大規模災害時における復旧活動の人的支援に関する協定	(株)デンソー	令和3年4月26日	大規模災害時における復旧活動の人的支援についての協力	危機管理課
67	災害時等における応急対策業務に関する協定	サンフリューター(株)、三和油化工業(株)	令和4年3月28日	災害時等における車両の貸渡し、当該車両の運転及び操作に係る人的支援についての協力	財務課 危機管理課
68	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 刈谷ケアサービスくら	令和4年4月1日	災害時に特別な配慮を必要とする高齢者が避難するための施設の使用及び受け入れについての協力	長寿課
69	緊急連絡管の使用に関する協定書	愛知県	平成16年5月31日	災害時等における緊急連絡管を用いた上水の提供等に関する協力	水道課
		豊田市	昭和56年6月22日	災害時等における緊急連絡管を用いた上水の提供等に関する協力	水道課
		安城市	昭和56年6月15日	災害時等における緊急連絡管を用いた上水の提供等に関する協力	水道課
		大府市	平成14年3月25日	災害時等における緊急連絡管を用いた上水の提供等に関する協力	水道課
		知立市	平成30年3月28日	災害時等における緊急連絡管を用いた上水の提供等に関する協力	水道課
70	損害調査結果の提供および利用に関する協定書	三井住友海上火災保険株式会社	令和4年5月25日	水害時における保険会社が保険金算定のために調査した家屋の損害情報の提供	税務課
71	刈谷市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	令和4年8月1日	水害時における保険契約者の罹災証明書申請に関するサポート及び保険会社が撮影したドローン画像の提供	税務課
72	災害時における災害ボランティアセンター支援に関する協定	刈谷市社会福祉協議会、一般社団法人刈谷青年会議所	令和4年8月24日	災害ボランティアセンターにおける刈谷青年会議所による支援協力	福祉総務課
73	災害時におけるプロパンガスの優先供給に関する協定	刈谷ガス協同組合	令和5年1月13日	災害時におけるプロパンガスの在庫確保及び学校施設への優先供給に関する協力	教育総務課
74	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和5年4月3日	被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務に関する協力	下水道課

## 災害協定一覧表

	協定名	構成機関	協定年月日	協定の主な内容	担当課
75	災害時における福祉車両提供支援等に関する協定	社会福祉法人紫水会	令和5年9月1日	災害時における福祉車両の提供及び必要配慮者等の移送に関する協力	長寿課
		社会福祉法人長寿会			
		株式会社刈谷ケアサービスさくら			
		医療法人光慈会			
		社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会			福祉総務課
	社会福祉法人観寿々会				
76	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	令和5年9月1日	災害時における福祉用具等物資の供給に関する協力	福祉総務課
77	災害対応自動販売機取扱いに関する覚書	株式会社伊藤園三河支店、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社ベンディング豊田支店、タケショウ株式会社	令和5年9月25日	災害時における自動販売機の使用及び自動販売機内の商品の提供について	総務文書課
		コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社ベンディング豊田支店			商工業振興課
78	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	愛知県、県内市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部	令和5年11月1日	災害査定資料の作成及び災害時における応急復旧方法の検討等の業務に関する協力	下水道課

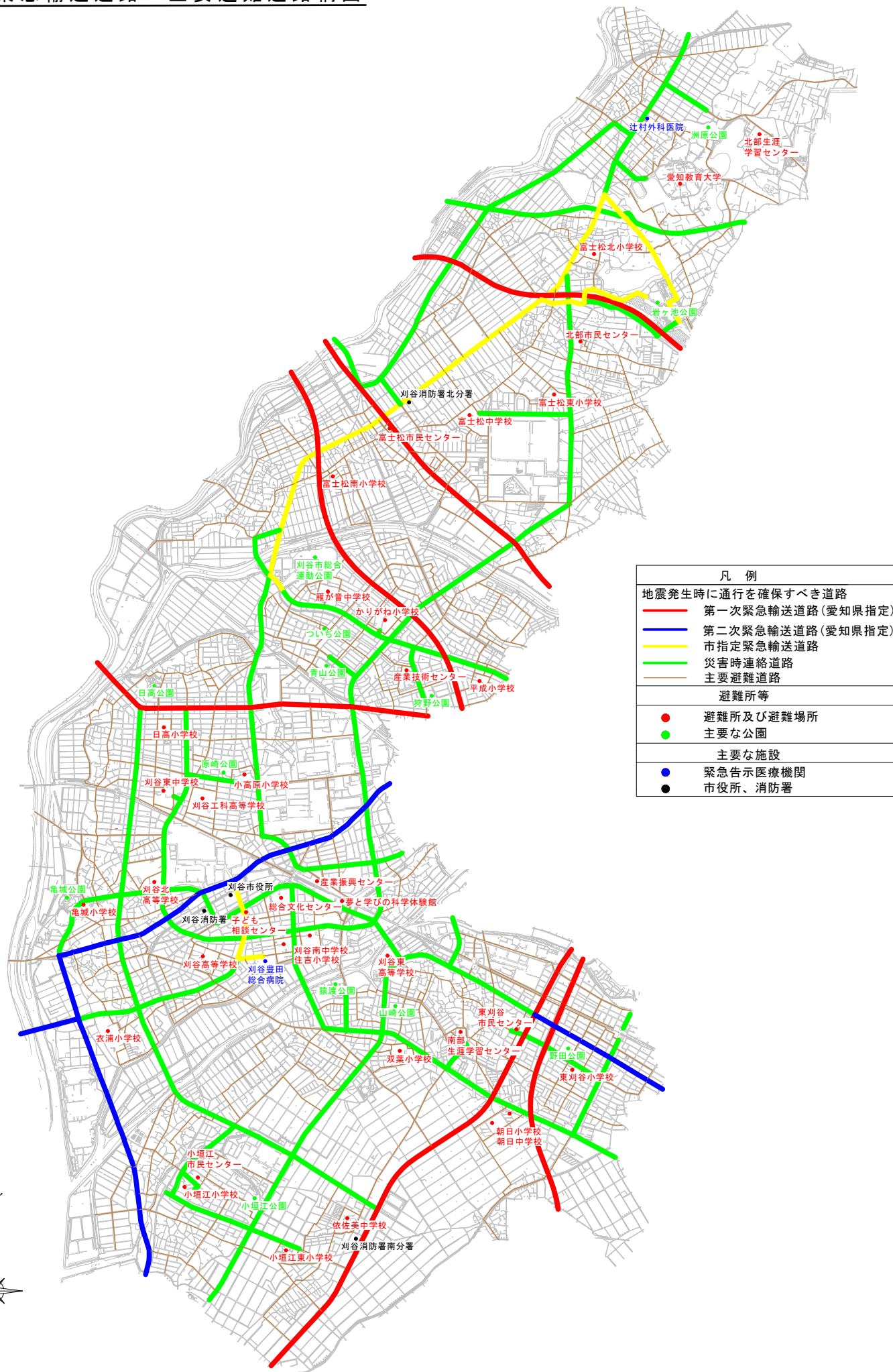


資 料 編

図 面 等

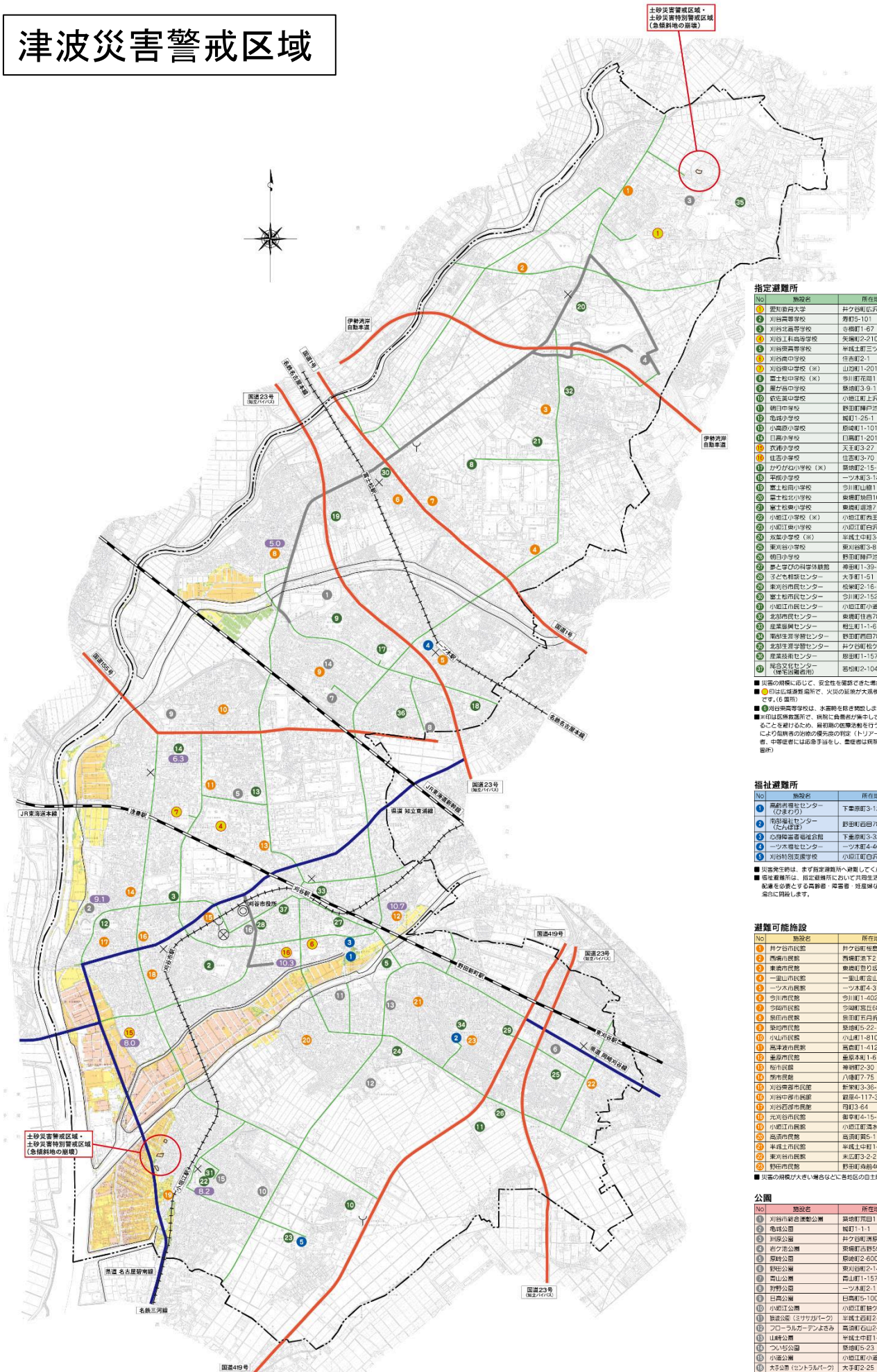


# 緊急輸送道路・主要避難道路網図



凡例	
地震発生時に通行を確保すべき道路	
<span style="color: red;">—</span>	第一次緊急輸送道路(愛知県指定)
<span style="color: blue;">—</span>	第二次緊急輸送道路(愛知県指定)
<span style="color: yellow;">—</span>	市指定緊急輸送道路
<span style="color: green;">—</span>	災害時連絡道路
<span style="color: brown;">—</span>	主要避難道路
避難所等	
<span style="color: red;">●</span>	避難所及び避難場所
<span style="color: green;">●</span>	主要な公園
主要な施設	
<span style="color: blue;">●</span>	緊急告示医療機関
<span style="color: black;">●</span>	市役所、消防署

# 津波災害警戒区域



## 指定避難所

No	施設名	所在地	積奥(m)
1	愛知教育大学	井ヶ谷町(旧)1	25.0
2	刈谷高等学校	府町5-101	9.4
3	刈谷北高等学校	寺橋町1-67	8.8
4	刈谷工科大学	栄橋町2-210	9.1
5	刈谷南高等学校	稲城上町三ツ又20	9.8
6	刈谷中学校	住吉町2-1	9.1
7	刈谷南中学校 (※)	山崎町1-201	9.1
8	富士松中学校 (※)	今川町花畑114	9.3
9	藤が丘中学校	藤橋町3-9-1	8.9
10	依佐美中学校	小畑江町上段道5-1	10.2
11	朝日中学校	新田町藤戸道152	13.7
12	竜井小学校	坂町1-25-1	2.6
13	小畑江小学校	稲城町1-101	9.8
14	日高小学校	日高町1-201	6.3
15	武生小学校	武生町3-27	8.0
16	住吉小学校	住吉町3-70	10.3
17	かりがかり小学校 (※)	泉橋町2-15-1	10.4
18	平坂小学校	一ツ木町3-18-1	12.7
19	富士松南小学校	今川町山崎1	8.0
20	富士松北小学校	東橋町藤田10-5	21.1
21	富士松南小学校	東橋町遠港71	15.8
22	小畑江小学校 (※)	小畑江町西玉地1-1	8.2
23	小畑江小学校	小畑江町西三36	8.6
24	刈谷小学校 (※)	稲城上町3-12-2	10.8
25	東刈谷小学校	東刈谷町3-8	14.7
26	朝日小学校	朝日町藤戸道151	13.8
27	夢と学びの科学体験館	神橋町1-39-3	6.3
28	子ども相談センター	大手町1-51	10.3
29	東刈谷市民センター	松葉町2-18-1	12.5
30	富士松市民センター	今川町2-152	9.9
31	小畑江市民センター	小畑江町小畑45-1	8.4
32	北刈谷市民センター	東橋町住吉78-2	15.7
33	釜無川市民センター	稲城町1-6	10.3
34	釜無川市民センター	稲城町西町78-2	10.7
35	北刈谷市民センター	井ヶ谷町松ヶ尾26	30.4
36	産業技術センター	藤橋町1-157-1	11.7
37	総合文化センター (新市民会館新庁舎)	宮町町2-104	9.8

- 災害の規模に応じて、安全度を確保できなかった場合に開設します。
- ①～⑩は指定避難所です。火災の危険が大きい場合は指定避難所として開設します。
- ⑪～⑳は指定避難所です。水害時を想定して開設します。
- ⑳以上の指定避難所は、事前に職員が揃って開設準備が完了するまで利用できません。避難の要が生じた場合は、事前に避難所長の指示に従って避難してください。

## 福祉避難所

No	施設名	所在地	積奥(m)
1	高齢者福祉センター (のみぎり)	下草津町3-120	2.4
2	特別福祉センター (のみぎり)	杉野町西町78-2	10.7
3	心身障害者福祉会館	下草津町3-32	4.5
4	一ツ木市民センター	一ツ木町4-40-3	11.4
5	刈谷特別支援学校	小畑江町白沢36	8.7

- 災害発生時は、まず指定避難所へ避難してください。
- 福祉避難所は、指定避難所において共同生活が困難で、特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、妊産婦などの避難者がある場合に開設します。

## 避難可能施設

No	施設名	所在地	積奥(m)
1	井ヶ谷市民館	井ヶ谷町稲城46	15.0
2	西園市民館	西園町下2	9.0
3	東橋市民館	東橋町宮前16	11.7
4	一里山市民館	一里山町山崎1-1	14.3
5	一ツ木市民館	一ツ木町4-37-3	12.3
6	今川市民館	今川町1-402-2	10.6
7	寺橋市民館	寺橋町宮前68	13.4
8	藤が丘市民館	藤が丘町西町88-5	5.0
9	稲城市民館	稲城町5-22-3	10.0
10	小畑江市民館	小畑江町東25-14	8.4
11	高津市民館	高津町1-412	9.1
12	釜無川市民館	釜無川町1-67	10.7
13	板市市民館	神橋町2-30	10.6
14	新市民館	八幡町7-75	4.2
15	刈谷西市民館	新築町3-36-1	10.1
16	刈谷中市民館	鍛冶町4-117-3	9.3
17	刈谷東市民館	府町3-64	4.0
18	元刈谷市民館	稲城町4-15-1	10.3
19	小畑江市民館	小畑江町東25-14	3.1
20	高津市民館	高津町1-412	9.1
21	釜無川市民館	釜無川町1-10-6	5.6
22	東刈谷市民館	東刈谷町3-2	14.8
23	朝日市民館	朝日町西町40-1	11.8

- 災害の規模が大きい場合は、各地区の自主防災隊が開設します。

## 公園

No	施設名	所在地	積奥(m)
1	刈谷市総合運動公園	稲城町新田1	4.6
2	竜井公園	坂町1-1	1.1
3	新築公園	井ヶ谷町稲城41	28.2
4	若狭公園	稲城町稲55	22.5
5	新築公園	稲城町2-600	8.3
6	新築公園	東刈谷町2-14	13.8
7	富士公園	山崎町1-157	8.1
8	朝日公園	一ツ木町2-11	11.1
9	日高公園	白鳥町5-100	4.1
10	小畑江公園	小畑江町松ヶ尾33	6.9
11	釜無川公園 (ミサカガエ)	平塚町西町2-4	4.6
12	フーニールガーデンよる	稲城町石山2-1	11.3
13	山崎公園	稲城町山崎1-16	7.4
14	ついで公園	稲城町5-23	10.0
15	小畑江公園	小畑江町小畑48-1	8.1
16	大宮公園 (セントラルパーク)	大手町2-25	10.5

- 積奥が1m以上または防災機能を有する公園です。
- ※ 積奥は防災機能によるものです。

災害時相互応援協定締結市町村 令和6年2月1日現在

